



第六次 筑紫野市総合計画

~自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの~

令和 2 年度 ▶ 令和 5 年度

第六次筑紫野市総合計画の策定にあたって



本市は、昭和 47 (1972) 年 4 月の市制施行以来、緑豊かな自然と交通の利便性、そして万葉の頃から続く歴史や文化といった環境や特性を活かし、自然と街との共生都市として成長を続けてきました。

平成 28 (2016) 年 4 月には、従来の計画期間を 4 年間へ短縮し、社会情勢の変化に柔軟に対応することができる計画として「第五次筑紫野市総合計画」を策定し、将来都市像である「自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの」の実現に向けて、「行財政改革」、「産業・雇用をつくる」、「生活をまもる」、「共助社会づくり」、「未来をつくる」の 5 つの政策を定め、着実にまちづくりを進めてきました。

この間、全国の地方自治体では人口減少や少子高齢化の進行、地方分権による権限の移譲、住民ニーズの多様化、地震や豪雨といった大規模自然災害の発生等、かつて経験したことのない様々な変化や問題に直面しており、その対応が喫緊の課題となっています。

このたび策定した「第六次筑紫野市総合計画」は、人口減少問題への対応を始めとした様々な課題に総合的かつ計画的に対応することに加え、多くの先達そして市民の皆さまが築き上げてきたまちづくりの礎をより一層強固なものとし、これまでの 50 年そしてこれからの 50 年に向けたまちづくりへの歩みを確かなものにする実現性の高い計画として策定いたしました。

本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さん、そして慎重かつ熱心なご審議により貴重なご意見、ご提言を賜りました筑紫野市総合計画審議会委員の皆さん、多大なご尽力をいただきました関係団体の皆さんに対し、心から感謝申し上げますとともに「ひかり輝くふるさと ちくしの」の実現に向けた市政の推進に対しまして、今後とも格段のご協力を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 4 月 筑紫野市長 藤田 陽三

第六次筑紫野市総合計画

～自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの～

目次

序　論	
第1章　総合計画の概要	6
1. 計画の策定趣旨	6
2. 策定の基本姿勢	6
3. 計画の構成と期間	8
4. 総合計画の実現に向けた手法	9
5. 政策・施策体系図	12
6. 総合計画と国が推進する取り組みの関係性	14
第2章　市民意識の状況～アンケート調査の結果～	16
1. アンケート調査について	16
2. 定住意識	17
3. 施策の満足度・重要度	18
第3章　人口・世帯数の現状と今後の見込み	19
1. 人口・世帯数の推移	19
2. 年齢構成の推移	20
3. 出生率の推移	20
4. 転入・転出の傾向	21
5. 地域コミュニティ別人口動態	23
6. 人口の将来展望	25
第4章　地域コミュニティの現状と地域まちづくり計画	29
1. 地域コミュニティの概要	29
2. 二日市コミュニティの現状と地域まちづくり計画	32
3. 二日市東コミュニティの現状と地域まちづくり計画	34
4. 山口コミュニティの現状と地域まちづくり計画	36
5. 御笠コミュニティの現状と地域まちづくり計画	38
6. 山家コミュニティの現状と地域まちづくり計画	40
7. 筑紫コミュニティの現状と地域まちづくり計画	42
8. 筑紫南コミュニティの現状と地域まちづくり計画	44
第5章　都市整備の状況	46
1. 土地利用	46
2. 公共施設	47
3. 公共交通網	48
第6章　産業動向	50
1. 農家数（専業農家・兼業農家）	50
2. 産業別事業所数	50
3. 産業別従業員数	50
4. 農林水産業の総生産額	51
5. 製造業の製品出荷額	51
6. 卸売業・小売業の年間商品販売額	51
7. 観光入込客・消費額	52
8. 温泉入込客	52
第7章　財政動向と今後の見通し	53
1. 歳入の動向	53
2. 歳出の動向	53
3. 財政分析	54
4. 財政推計	55
第8章　時代潮流	56
1. 人口減少と高齢化の急速な進行	56
2. 安全・安心に対する意識の高まり	56
3. 環境問題・エネルギーに対する関心の高まり	56
4. 健康寿命の延伸に向けた意識の高まり	57
5. 地方行政と地域コミュニティの役割の変化	57
6. 情報通信技術の進化による働き方改革実現への期待	58
7. 社会資本の老朽化の進行	58

基本構想

基本構想と将来都市像	60
1. 基本構想について	60
2. まちづくりの基本理念	60
3. 将来都市像	61

基本計画

政策の構成	64
5つの政策	64
政策の大綱と施策・基本事業体系	65
政策1の「課題と大綱」	65
政策1の「施策・基本事業体系」	66
政策2の「課題と大綱」	67
政策2の「施策・基本事業体系」	68
政策3の「課題と大綱」	69
政策3の「施策・基本事業体系」	70
政策4の「課題と大綱」	73
政策4の「施策・基本事業体系」	74
政策5の「課題と大綱」	75
政策5の「施策・基本事業体系」	76

第六次筑紫野市総合計画における重点施策	80
重点施策について	80
5つの重点施策	80

序 論

P5

基本構想

P59

基本計画

P63

資料編 I

施策・基本事業評価資料集

P83

政策 1 行財政改革

～ムダを省いた効率的な行財政の確立～

P86

政策 2 産業・雇用をつくる

～まちを元気にする地域経済の活性化～

P92

政策 3 生活をまもる

～安全安心のまちづくり 健康で笑顔輝くまちへ～

P98

政策 4 共助社会づくり

～いきいきと元気な協働のまちへ～

P112

政策 5 未来をつくる

～自然と都市機能が調和するまちへ～

P118

資料編 II

策定資料集

P143

資料編 I 施策・基本事業評価資料集

施策・基本事業評価資料集.....	84
評価資料の見方.....	84
政策 1 行財政改革	
～ムダを省いた効率的な行財政の確立～	
施策 1 計画行政と効率経営の推進.....	86
施策 2 人材育成と組織の整備.....	88
施策 3 公正・公平な事務執行.....	90
政策 2 産業・雇用をつくる	
～まちを元気にする地域経済の活性化～	
施策 4 地域に活力をもたらす産業・雇用の創出.....	92
施策 5 農林業の振興.....	94
施策 6 観光の振興.....	96
政策 3 生活をまもる	
～安全安心のまちづくり 健康で笑顔輝くまちへ～	
施策 7 防災・減災対策の推進.....	98
施策 8 くらしの安全対策の推進.....	100
施策 9 健康づくりの推進.....	102
施策 10 高齢者福祉の充実～地域包括ケアシステムの推進～.....	104
施策 11 障がい者福祉の充実.....	106
施策 12 セーフティネットの推進.....	108
施策 13 人権尊重のまちづくり.....	110
政策 4 共助社会づくり	
～いきいきと元気な協働のまちへ～	
施策 14 地域コミュニティによるまちづくり.....	112
施策 15 地域福祉の推進.....	114
施策 16 開かれた市政の推進.....	116
政策 5 未来をつくる	
～すこやかに育つまちへ～	
施策 17 子育て支援の推進.....	118
施策 18 学校教育の充実.....	120
施策 19 青少年の健全育成.....	122
施策 20 生涯学習・社会教育の推進.....	124
施策 21 歴史・文化の継承と振興.....	126
施策 22 スポーツ・レクリエーションの推進.....	128
政策 5 未来をつくる	
～自然と都市機能が調和するまちへ～	
施策 23 循環型・低炭素・自然共生社会の推進.....	130
施策 24 快適な生活環境の促進.....	132
施策 25 安全で安心な水道水の供給.....	134
施策 26 衛生的で快適な下水道の促進.....	136
施策 27 交通環境の総合的な整備と充実.....	138
施策 28 市街地の形成.....	140

資料編 II 策定資料集

策定資料集.....	144
1. 第六次筑紫野市総合計画の策定経過.....	144
2. 総合計画審議会.....	145
3. 市民参加.....	149



長者の藤

序 論

INTRODUCTION

第1章 総合計画の概要	6
第2章 市民意識の状況～アンケート調査の結果～	16
第3章 人口・世帯数の現状と今後の見込み	19
第4章 地域コミュニティの現状と地域まちづくり計画	29
第5章 都市整備の状況	46
第6章 産業動向	50
第7章 財政動向と今後の見通し	53
第8章 時代潮流	56

第1章 総合計画の概要

1. 計画の策定趣旨

総合計画は、市が目指す姿やその実現に向けた環境変化及び課題等を市民と共有し、まちづくりに向けた様々な取り組みをバランス良く効率的に進めていくための基本的な指針となるもので、市政全般における政策や施策等を体系化したものです。

総合計画は市政運営の指針となる計画として、市民とともに目指すまちづくりに欠かすことができないものであり、筑紫野市市民自治基本条例第10条第1項で「市の目指すまちづくりの姿を明らかにし、総合的かつ計画的に市政を運営するために総合計画を策定しなければならない。」としています。

令和2（2020）年度を始期とする第六次筑紫野市総合計画（以下「第六次総合計画」という。）は、この条例に基づく市の最上位計画として策定するものです。

2. 策定の基本姿勢

（1）これまでの将来都市像を継承した計画

前計画である第五次筑紫野市総合計画においては、過去の総合計画が掲げていた「『自然』と『街』とが共生するまちづくり」という理念を継承しつつ、地域コミュニティを核としたまちづくりの推進に向けて「自然と街との共生都市ひかり輝くふるさと ちくしの」を将来都市像に掲げていました。現在においても本市の地勢や環境、まちづくりの方向性に変わりはありません。

このことから、第六次総合計画においても同じ基本構想及び将来都市像を継承することとします。

（2）時代の変化に対応できる計画

社会・経済情勢が急速に変化する中で、本市を取り巻く環境、多様化する住民ニーズ等を的確に捉え、スピード感をもって市政に反映させていかなければなりません。

このことから、定期的な見直しが可能な計画期間を設定することで、時代の変化に柔軟に対応することができる計画とします。

(3) 財政状況に応じた実現性の高い計画

少子高齢化の影響により、今後も社会保障費が増加する一方で市税収入は大きく伸びず、財政の硬直化が進む厳しい財政状況が続くと予想されます。

このことから、計画内で体系化する施策や基本事業の実現性を確保した適切な目標値の設定を行い、財政状況を勘案した事業展開ができる計画とします。

(4) 経営資源の選択と集中による実効性のある計画

効率的かつ効果的なまちづくりを進めていくためには、限られた経営資源を適切に配分する選択と集中が不可欠です。

このことから、計画期間内に特に力を入れて取り組む「重点施策」を設定し、人的・財政的資源の重点配分を行うことができる実効性のある計画とします。

(5) 地域コミュニティとのまちづくりを促進できる計画

本市の将来都市像の実現に向けて、地域が抱える課題を地域自らで解決する地域コミュニティによる住民主体のまちづくりを進めることは不可欠であり、地域コミュニティと市とのパートナーシップによる事業の展開を促進する必要があります。

このことから、地域コミュニティと市が課題を共有し、積極的なまちづくりに活かすことができる計画とします。

(6) 目標と成果による効果的な進行管理ができる計画

総合計画の実現に向けて、その取り組みに対する成果状況を継続的に評価し、改善を重ねることに加え、市職員一人ひとりが総合計画に掲げられた目標を常に意識し、その職責に応じた業務を遂行していかなければなりません。

このことから、適切な目標を設定し、その成果状況から取り組みの評価・改善を進める「行政評価」に加え、総合計画の目標と連動した個人目標の設定により、目標の達成と職員の成長を同時に促す「人材育成」の仕組みを取り入れることで、効果的な進行管理ができる計画とします。

3. 計画の構成と期間

(1) 基本構想

基本構想は、筑紫野市の地勢や環境、これまでのまちづくりの経過を踏まえ、今後のまちづくりの普遍的な方向性と理念を示すものです。

基本構想の期間は概ね 10 年程度を想定していますが、筑紫野市を取り巻く環境が大きく変わらない限りは、この方向性と理念を継承することとします。

(2) 基本計画

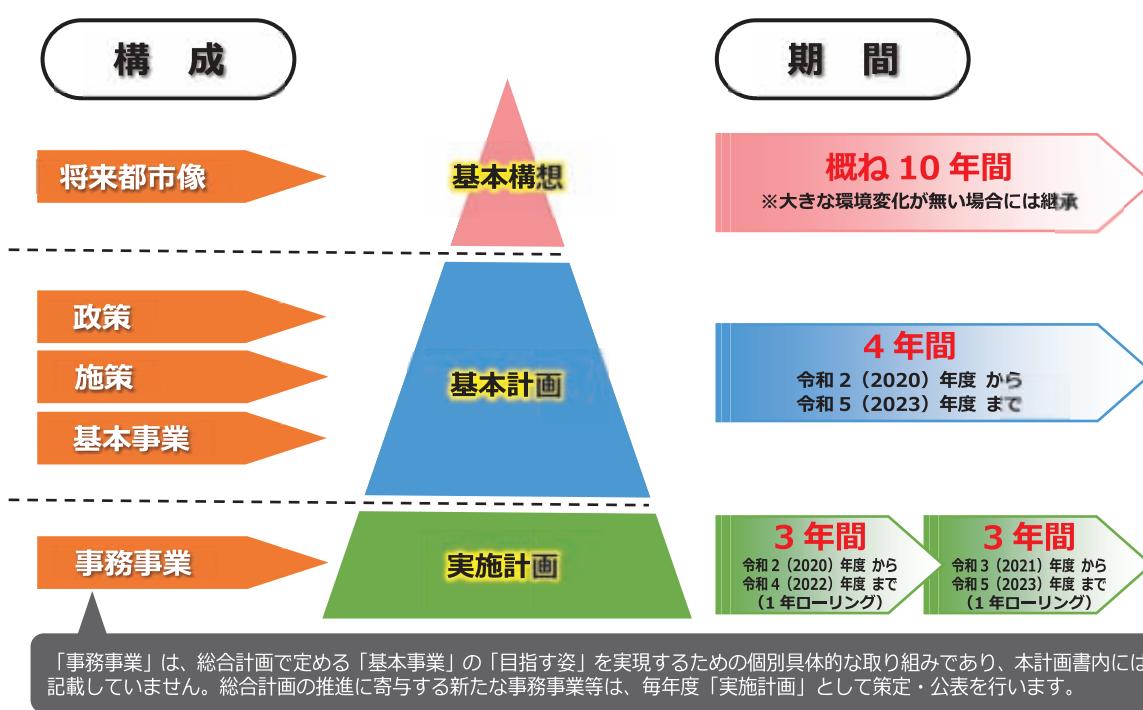
基本計画は、基本構想で定める将来都市像を実現するための政策の大綱をまとめたものとし、筑紫野市が取り組む全ての施策と基本事業の目指す姿を定めることとします。

基本計画の期間は 4 年間とし、社会情勢の変化に的確に対応しつつ、市長の施政方針との一体的な推進を図ることができます。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定める施策と基本事業の目指す姿の実現に向けて、どのような事業に計画的に取り組んでいくかを示すもので、新たに開始する事務事業や今までより拡充する事務事業などを中心として取りまとめたものです。

実施計画の期間は 3 年間とし、事業の進捗状況や法令の改正、新たな行政ニーズ等に迅速に対応するため、計画内容を 1 年毎に見直す方式（ローリング方式）とします。



4. 総合計画の実現に向けた手法

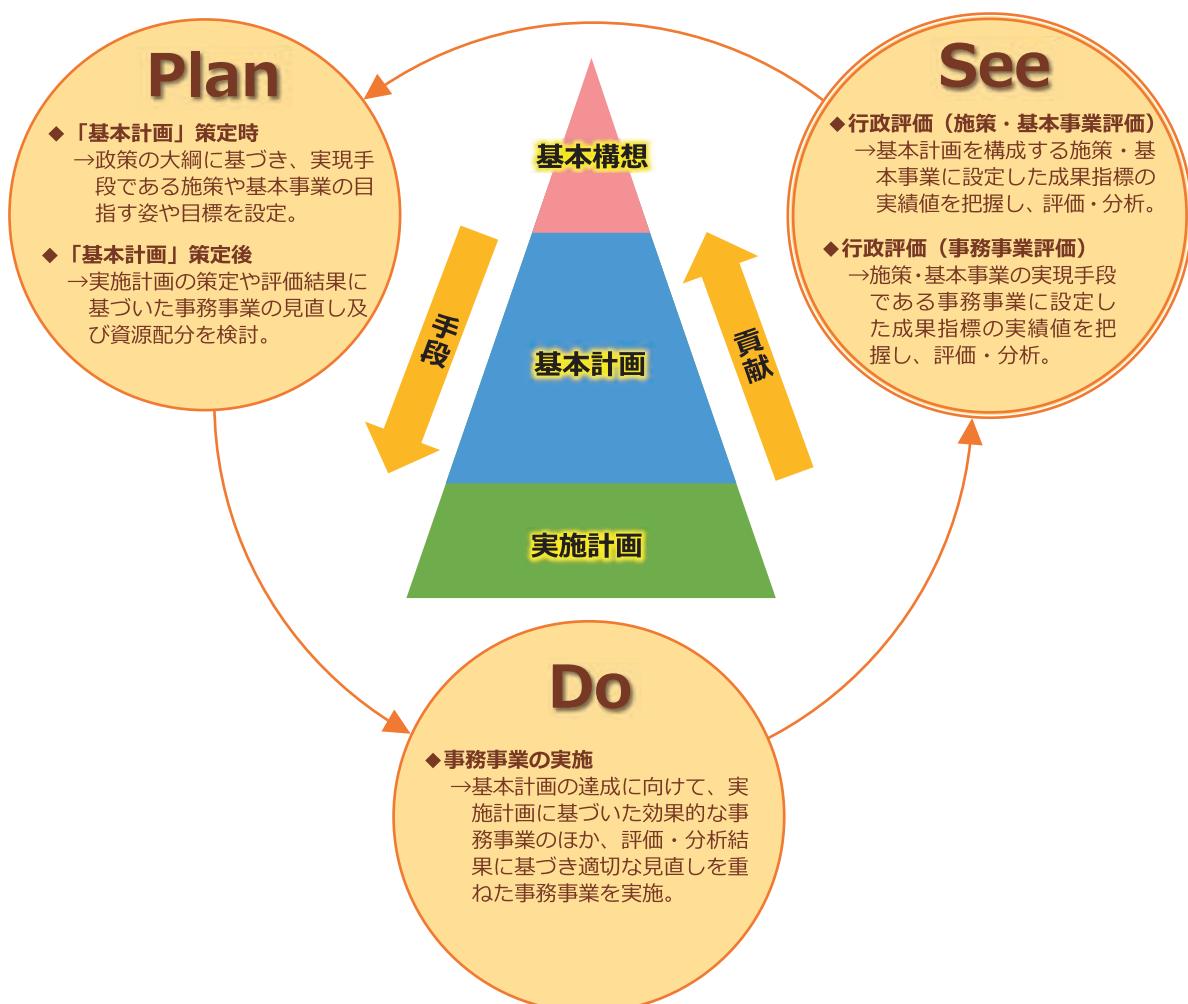
(1) 行政評価による計画策定と進行管理

総合計画の「基本構想」に掲げる将来都市像の実現手段として、「基本計画」と「実施計画」から構成される体系化された計画を策定することで、市が取り組む事務事業（実施計画）が施策と基本事業（基本計画）の成果向上に貢献し、最終的に総合計画が実現できる仕組みとなっています。

体系化された計画（Plan）に基づいて予算が配分され、事務事業を実行（Do）し、その成果がどうであったか、施策と基本事業の目標達成に効果を及ぼしているかどうかを「成果指標（アウトカム指標）」で評価（See）することにより、改善を繰り返す仕組みが行政評価によるPDSサイクルです。

筑紫野市では、この行政評価によるPDSサイクルを導入しており、第六次総合計画においてもこの考え方に基づいた計画の策定と進行管理を行います。

■総合計画の実現に向けたPDSサイクル



また、行政評価を活用した進行管理の特徴は、成果指標（アウトカム指標）というモノサシを設定し、目的達成度を市民に分かりやすく「見える化」することにあります。

第六次総合計画においても「施策」、「基本事業」そして、計画を推進する「事務事業」に成果指標を設定し、目的達成度を確認することができるようになります。

毎年度「施策」、「基本事業」、「事務事業」に設定した成果指標の実績値を取得したうえで評価・分析を行い、施策の成果向上や目標達成に向けた課題を抽出し、事務事業の見直し・廃止や新規事業の実施等の検討を行います。

■成果指標を活用した行政評価のイメージ



(2) 人材育成における個人目標設定との連動

前述の行政評価による進行管理に加え、市職員一人ひとりが総合計画の実現に向けて、目標を意識して業務を遂行することができるよう、人材育成における市職員の個人目標設定と総合計画の成果指標を連動させるようにします。

市職員の職責に応じて「部長級」は「施策」、「課長級」は「基本事業」、「係長級」は「事務事業」の成果指標向上をそれぞれの目標に設定することで、目標達成に向けた個々の取り組みを促し、総合計画の実現に向けた成果指標の向上と行政職員に求められる資質や能力の向上を同時に促進することができるようになります。

■総合計画と連動した個人目標設定のイメージ



5. 政策・施策体系図



ひかり輝くふるさと ちくしの

共助社会 づくり				未来をつくる													
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	市街地の形成		
地域コミュニティによるまちづくり	地域福祉の推進	開かれた市政の推進	子育て支援の推進	学校教育の充実	青少年の健全育成	生涯学習・社会教育の推進	歴史・文化の継承と振興	スポーツ・レクリエーションの推進	循環型・低炭素・自然共生社会の推進	快適な生活環境の促進	安全で安心な水道水の供給	衛生的で快適な下水道の促進	交通環境の総合的な整備と充実				

6. 総合計画と国が推進する取り組みの関係性

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性

国では、人口減少の克服と将来にわたる成長力の確保によって「活力ある日本社会」を維持するため、政策の目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめた計画「まち・ひと・しごと創生総合戦略（国の総合戦略）」を策定しています。

本市においても、国の総合戦略の考え方に基づき、筑紫野市における人口減少と地域経済縮小の克服を図るために地方版総合戦略として「筑紫野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（市の総合戦略）」を策定しています。

第六次総合計画と市の総合戦略は、その取り組みの趣旨や目的の多くが重なっていることから、両計画の整合性を図って一元的に推進することが可能です。

このことから、第六次総合計画の「施策」を市の総合戦略の「政策（基本目標）」単位で再構成し、第六次総合計画の施策と基本事業に設定した成果指標を市の総合戦略の KPI (Key Performance Indicator : 重要業績評価指標) として可能な限り活用することで、2つの計画の一元的な推進ができるようにします。

■市の総合戦略との関係性（施策の再構成イメージ）



(2) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係性

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された令和 12（2030）年までの国際目標であり、世界各国が目指すべき普遍的な目標です。

国では SDGs が掲げる「17 の目標」に向けて積極的な取り組みが進められていますが、その中で、地方自治体における取り組みの推進が目標の達成に向けて不可欠であるとされています。

SDGs が掲げる「17 の目標」は、その規模や範囲ではあるものの、第六次総合計画の施策が目指す姿と重なる点も多くあることから、総合計画の実現と併せて、世界各国が目指す SDGs の目標に向けた本市の取り組みを積極的に周知・推進していくことができるよう、総合計画の施策との関係性を分かりやすく表記するようにします。

■SDGs が掲げる「17 の目標」



■第六次総合計画における SDGs の目標表記イメージ

第六次総合計画のウェブサイト上に表示される SDGs の目標アイコンを関連する施策・基本事業評価資料集ページの右上に表記されるイメージ。

表示される情報：

- 政策5 未来をつくる～自然と都市機能が調和するまちへ～
- 施策 23 循環型・低炭素・自然共生社会の推進
- ▶ 対象の目指す姿
- ごみの排出が抑制されるとともに、適正に処理されています。
人と自然にやさしい循環が保全されています。
- ▶ 対象の達成指標
- ▶ 基本事業の構成
- ▶ SDGs の目標アイコンを関連する施策・基本事業評価資料集ページの右上に表記

第2章 市民意識の状況～アンケート調査の結果～

1. アンケート調査について

第六次総合計画の策定にあたり、まちづくりに関する市民意識を調査する「ちくしのまちづくりアンケート」を実施しました。このアンケートで把握した市民の「定住意識」や「施策の満足度・重要度」等のデータは、第六次総合計画の目標設定に使用しているほか、今後の計画の進行管理のための基準値としても活用することとしています。

■令和元年「ちくしのまちづくりアンケート」の概要

調査時期	令和元年5月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
対象者	無作為抽出した18歳以上の市民3,000人
回答数	1,530人
回答率	51.0%

■令和元年「ちくしのまちづくりアンケート」の調査票（一部抜粋）

<p>令和元年</p> <p>ちくしの まちづくりアンケート</p> <p>～あなたも町を創るまちづくりに貢献してください～</p> <p>皆様の暮らしや筑紫野市のまちづくりについて、 あなたがどのように感じておられるかをお聞きし、 今後のまちづくりの基礎資料とします。</p> <p>ご記入後は、三つ折りにして用封の裏面用封筒に入れ、切手を はらすと5月31日（金曜日）までにポストに入れて下さい。</p> <p>※本アンケートでは、医療機関の診療情報を含めて、医療の内容や運営の相談を行なう「オンラインシステム」を 導入した「筑紫野市医療オンライン相談室」を開設しています。</p> <p>●このアンケートは、調査の信頼性の確保状況を把握するとともに、今後のまちづくりに活用することを目指して、3,000人の市民の皆さんにご協力をお願いしています。回答の数が多くお手数をおかけしますが、これからまちづくりに支えすことのできない重要なアンケートですので、ご協力を願っています。</p> <p>令和元年5月 筑紫野市長 関田 順三</p> <p>ご記入にあたって</p> <p>1. ご記入は、なるべく専門の日本人にお願いします。 ※ご本人の回答でない場合は、ご記入の内容が誤りと判断しても記載です。 2. 記入用紙は、前のものを使り、令和元年5月1日現在であります。 3. ご記入は、用紙の裏面に直書きでください（<u>一筆の用紙を横く</u>）。 なお、「その他の」に□をつけた場合は、その用紙をご記入下さい。 4. アンケート結果は、回答で回答して顶きましたので、回答されたみなさんにご迷惑をおかけすることはありません。 5. 筑紫野市役所のHPについては、筑紫野市役所情報公開窓口又は市公式ホームページでご覧いただくことができます。 市ホームページ URL: http://www.city.chikushino.fukuoka.jp ホームページから探す（行政情報）: 筑紫野市第一期五次総合計画 【お問い合わせ】筑紫野市企画部政策企画課 0903-1111-271・272</p>	<p>◆筑紫野市のまち全体の近況についてお答え下さい。</p> <p>問1. あなたは筑紫野市のまちについてどのようつけていますか。（□はひとつ）</p> <p>1. 住み良い 2. 住む良い 3. どちらともいい風景 4. やや住むにくい 5. 住みたくない</p> <p>問2. あなたは身近な街（街の裏面用封筒に記入欄）に満足度はいかがですか。（□はひとつ）</p> <p>1. 楽しい 2. どちらかどっち 3. どちらとも思わない 4. 住んでみたい</p> <p>問3. あなたは、筑紫野市に住むことがあるからとありますか。（□はひとつ）</p> <p>1. 安定感がある 2. どちらかどっち 3. 向け合っている 4. どちらとも思わない 5. ほんとうにない</p> <p>問4. あなたは、私鉄内や駅周辺は、あなたの街を 認識してもらっていますか。（□はひとつ）</p> <p>1. まだ駅前止 2. まだ駅前 3. まだ駅前止 4. HICity止 5. ほんとうにない</p> <p>問5. あなたは、私鉄内や駅周辺は、あなたの街を 認識してもらっていますか。（□はひとつ）</p> <p>1. まだ駅前止 2. まだ駅前 3. まだ駅前止 4. HICity止 5. ほんとうにない</p> <p>問6. あなたは、ここ1ヵ年内に新規開拓を行なったか。（□はひとつ）</p> <p>1. 行けた 2. 行き先 3. 行けつけない</p> <p>問7. あなたは、まだ駅前止ですが、今後の街 認識してもらっていますか。（□はひとつ）</p> <p>1. まだ駅前止 2. まだ駅前 3. まだ駅前止 4. HICity止 5. ほんとうにない</p>
--	---

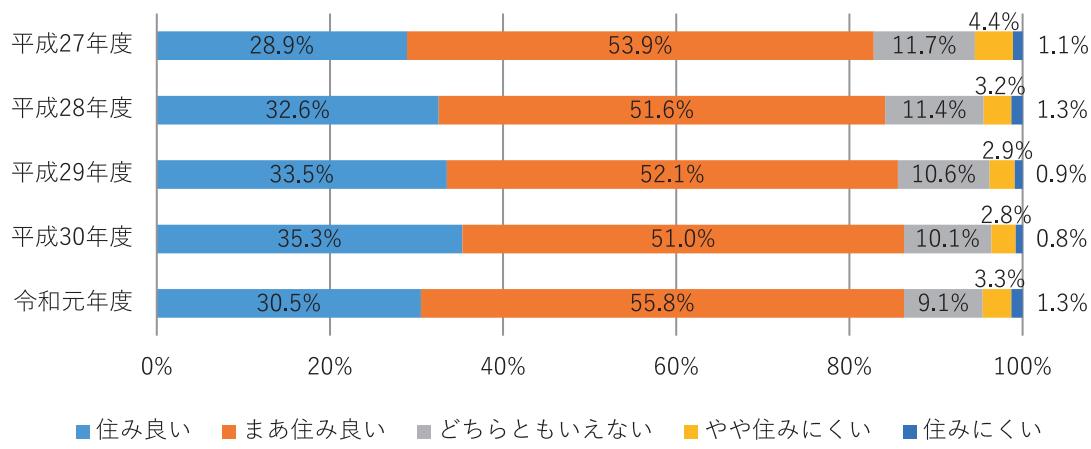
2. 定住意識

「住み良さ」については、住み良い（「住み良い」または「まあ住み良い」）と感じている市民の割合は過去5年間にわたって80%を超えており、令和元年度には86.3%となっています。

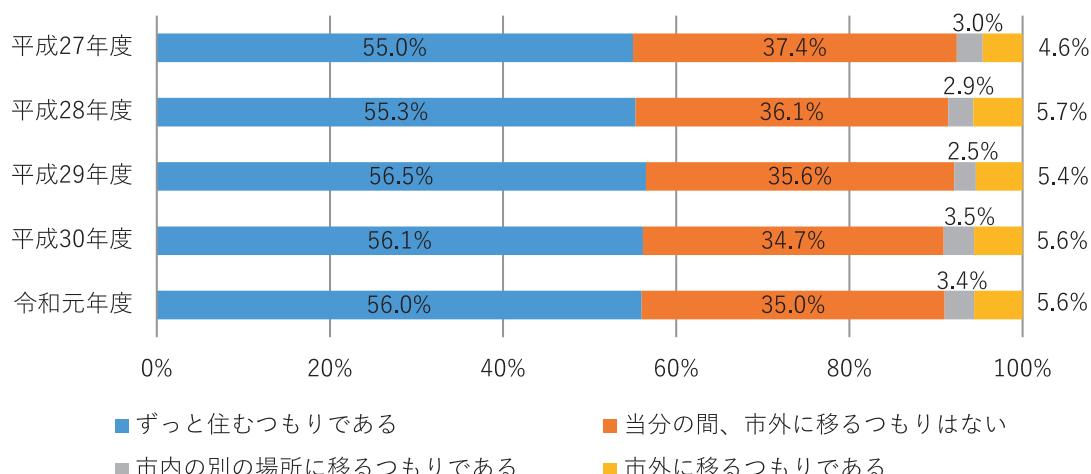
また、「定住意識」については、定住を希望している（「ずっと住むつもりである」または「当分の間、市外に移るつもりはない」）という市民の割合が過去5年間にわたって90%を超えており、令和元年度には91.0%となっています。

このような状況から、本市のまちづくりは一定の満足度を得ているものと考えられます。

■平成27年度から令和元年度の「住み良さ」調査結果



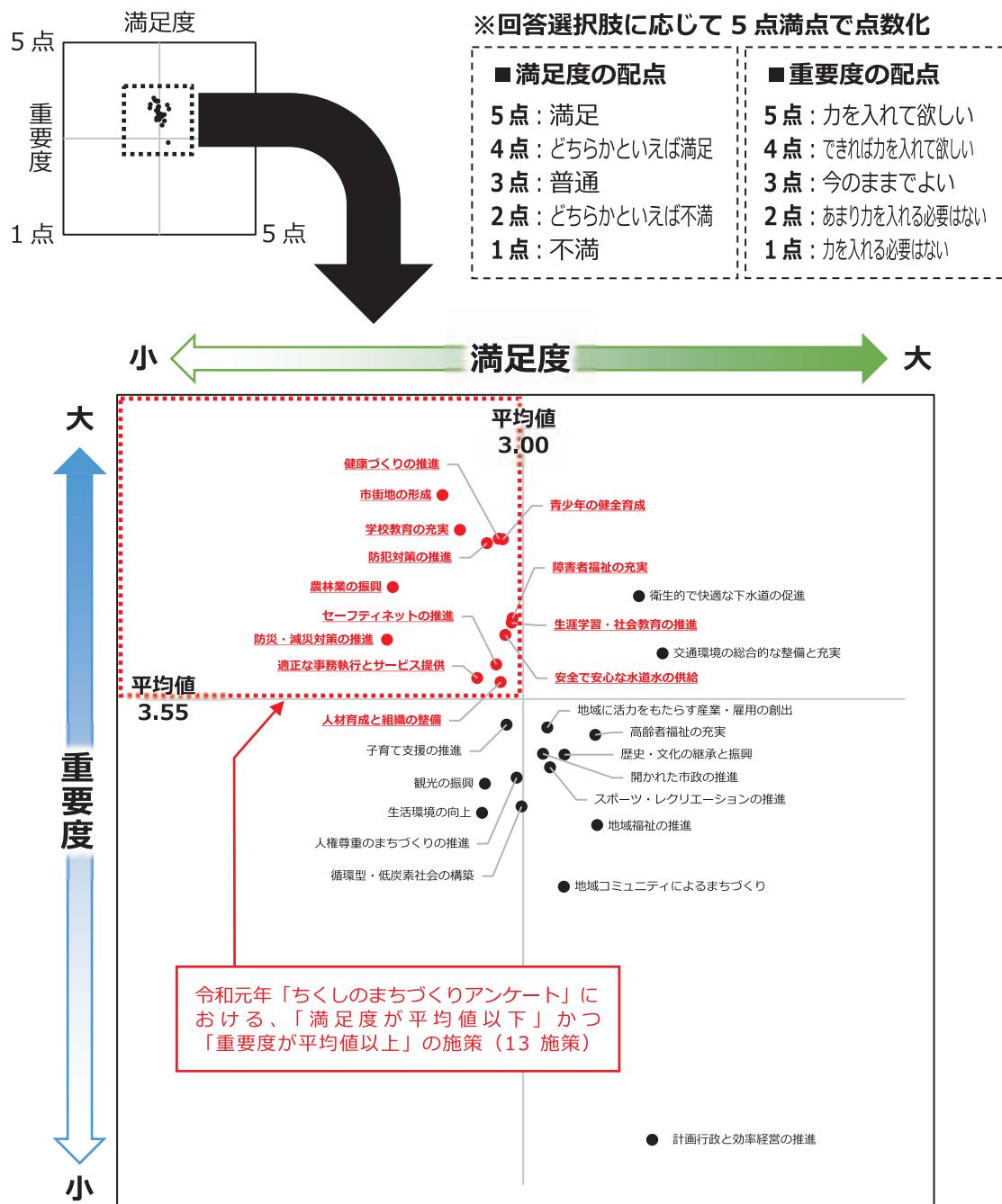
■平成27年度から令和元年度の「定住意識」調査結果



3. 施策の満足度・重要度

第五次総合計画における全 28 施策の満足度・重要度を点数化して分析した結果、「満足度が平均値以下」かつ「重要度が平均値以上」の施策は令和元年度においては 13 施策となっています。

■第五次総合計画における「施策の満足度と重要度」調査結果

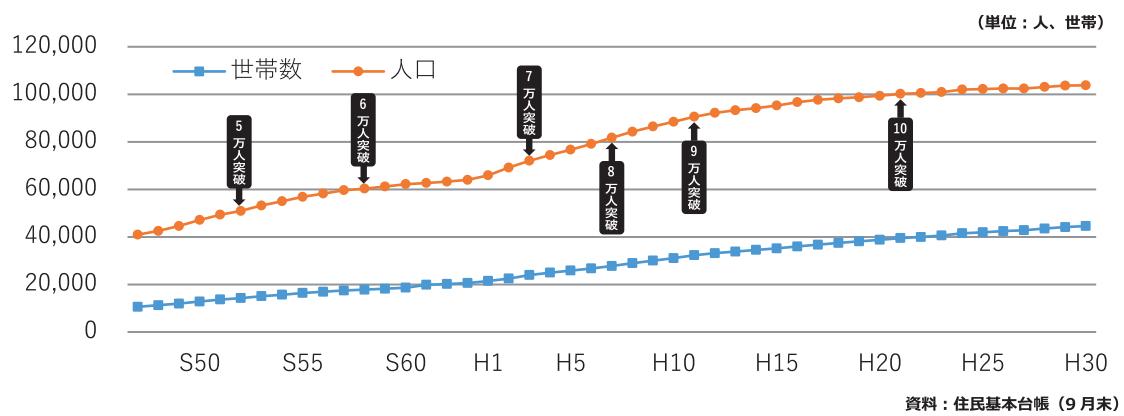


第3章 人口・世帯数の現状と今後の見込み

1. 人口・世帯数の推移

筑紫野市の人口と世帯数は、平成 30（2018）年 9月末時点（住民基本台帳）で 103,776 人、44,575 世帯であり、福岡県内で 7 番目の人団体規模を有する都市となっています。昭和 47（1972）年 4月 1 日の市制施行時の人口及び世帯数は、40,096 人、10,235 世帯であり、約 46 年間で人口が約 2.59 倍、世帯数が 4.36 倍へ増加しています。

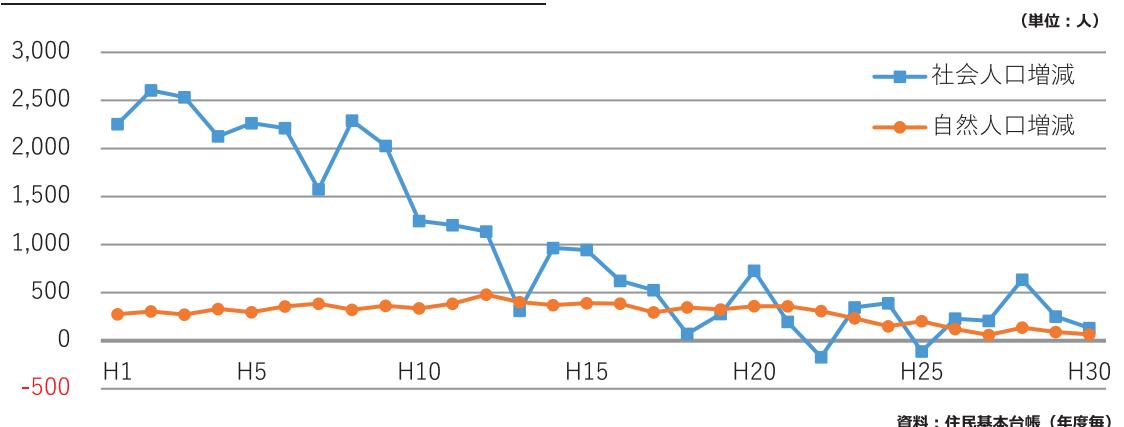
■人口と世帯数の推移



筑紫野市の人口については、他自治体からの転入による社会増が人口増加に大きく貢献してきましたが、平成 10（1998）年以降はこれが減少傾向にあり、平成 22（2010）年と平成 25（2013）年は転出が超過している状況です。

また、出生数が死亡数を上回る自然増の状況も続いているが、近年は減少傾向にあります。

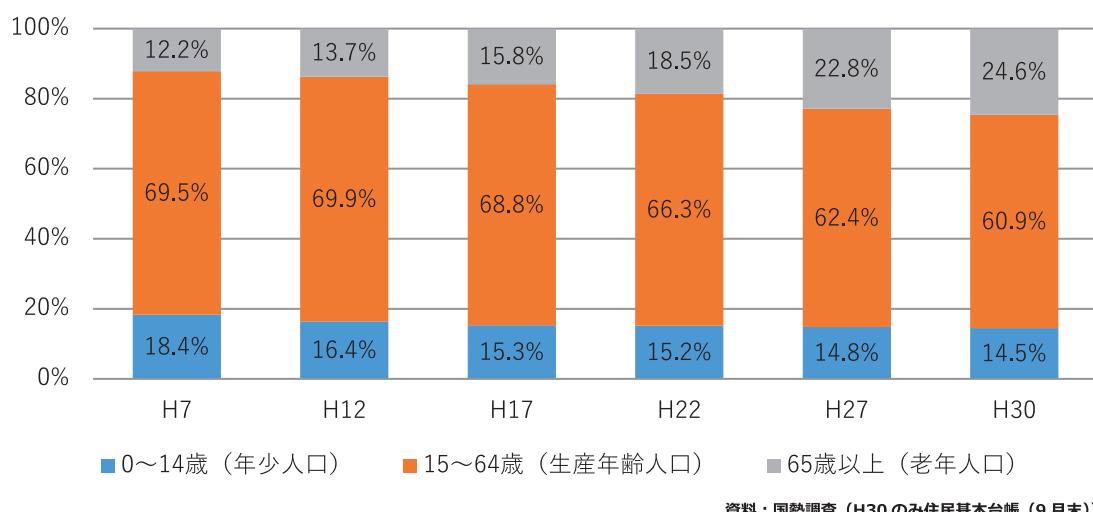
■社会人口増減と自然人口増減の推移



2. 年齢構成の推移

年齢階層別人口構成比は全国的な傾向と同様、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少し、老人人口（65歳以上）が増加しています。平成7（1995）年に12.2%であった老人人口の割合は、平成30（2018）年には24.6%となっており、高齢化が急速に進んでいることが分かります。

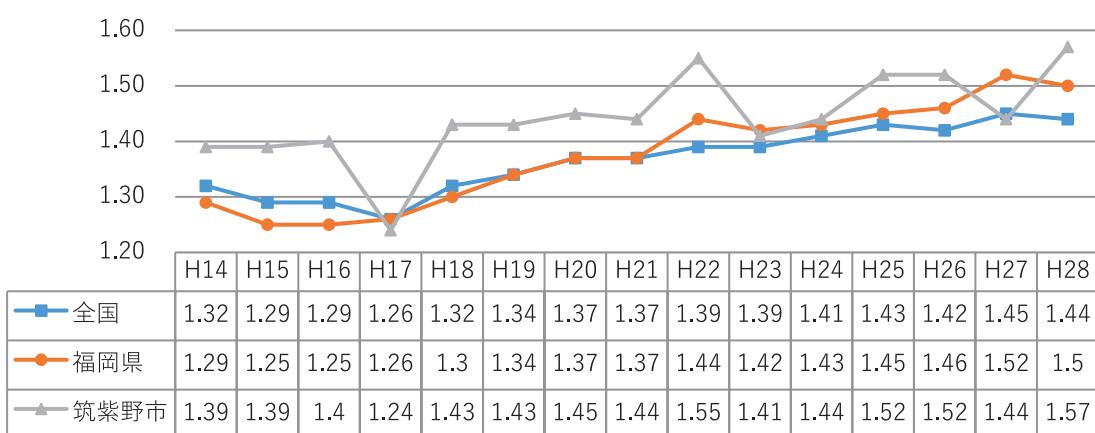
■年齢階層別人口構成比の推移



3. 出生率の推移

筑紫野市の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数）は全国及び福岡県平均と比較してやや高い状況で推移していますが、将来的に人口を維持していくために必要とされる2.07には届いていません。

■合計特殊出生率の推移



4. 転入・転出の傾向

筑紫野市の平成 26（2014）～30（2018）年の間の人口移動は、転入・転出ともに県内移動が約 6 割、県外移動が約 4 割という状況です。また、県内移動においては、転入・転出の多くが近隣自治体間のものとなっています。

■筑紫野市への転入（県内・県外）上位 10 団体（過去 5 年間累計）

	筑紫野市への転入数（県内）（単位:人）					
	H26	H27	H28	H29	H30	5年累計
1 位 福岡市	959	982	1,004	965	1,010	4,920
2 位 太宰府市	481	489	484	526	437	2,417
3 位 大野城市	267	233	287	277	282	1,346
4 位 久留米市	172	243	225	224	219	1,083
5 位 春日市	158	141	154	196	189	838
6 位 小郡市	161	150	183	144	173	811
7 位 北九州市	132	169	155	140	123	719
8 位 筑前町	96	132	134	113	118	593
9 位 朝倉市	86	99	99	95	69	448
10 位 那珂川市	60	44	61	65	52	282

県内合計 3,109 3,257 3,297 3,262 3,179 16,104

	筑紫野市への転入数（県外）（単位:人）					
	H26	H27	H28	H29	H30	5年累計
1 位 佐賀県	262	305	273	242	228	1,310
3 位 長崎県	165	160	167	173	177	842
2 位 熊本県	172	160	185	170	153	840
4 位 東京都	175	161	164	150	137	787
5 位 大分県	134	97	93	134	118	576
6 位 鹿児島県	133	102	103	110	115	563
7 位 大阪府	100	92	128	96	101	517
8 位 神奈川県	87	76	88	103	115	469
9 位 宮崎県	78	94	69	97	75	413
10 位 山口県	53	48	58	67	63	289

県外合計 2,185 1,995 2,099 2,206 2,101 10,586

資料：福岡県の人口と世帯年報

■筑紫野市からの転出（県内・県外）上位 10 団体（過去 5 年間累計）

	筑紫野市からの転出数（県内）（単位:人）					
	H26	H27	H28	H29	H30	5年累計
1 位 福岡市	1,000	1,021	934	921	966	4,842
2 位 太宰府市	482	468	394	419	412	2,175
3 位 小郡市	170	188	177	246	258	1,039
4 位 大野城市	227	222	186	206	196	1,037
5 位 久留米市	183	224	180	184	168	939
6 位 筑前町	174	135	137	207	124	777
7 位 春日市	188	135	147	147	144	761
8 位 北九州市	151	143	119	127	150	690
9 位 朝倉市	61	64	51	66	42	284
10 位 那珂川市	23	49	38	45	34	189

県内合計 3,176 3,130 2,832 2,998 2,932 15,068

	筑紫野市からの転出数（県外）（単位:人）					
	H26	H27	H28	H29	H30	5年累計
1 位 佐賀県	292	228	235	278	291	1,324
2 位 東京都	204	287	272	253	242	1,258
3 位 熊本県	160	120	138	144	145	707
4 位 大阪府	113	131	126	135	132	637
5 位 長崎県	162	119	96	110	147	634
6 位 神奈川県	85	96	112	98	108	499
7 位 千葉県	89	94	86	87	71	427
8 位 鹿児島県	75	106	82	79	84	426
9 位 大分県	93	91	98	69	62	413
10 位 愛知県	82	82	53	64	62	343

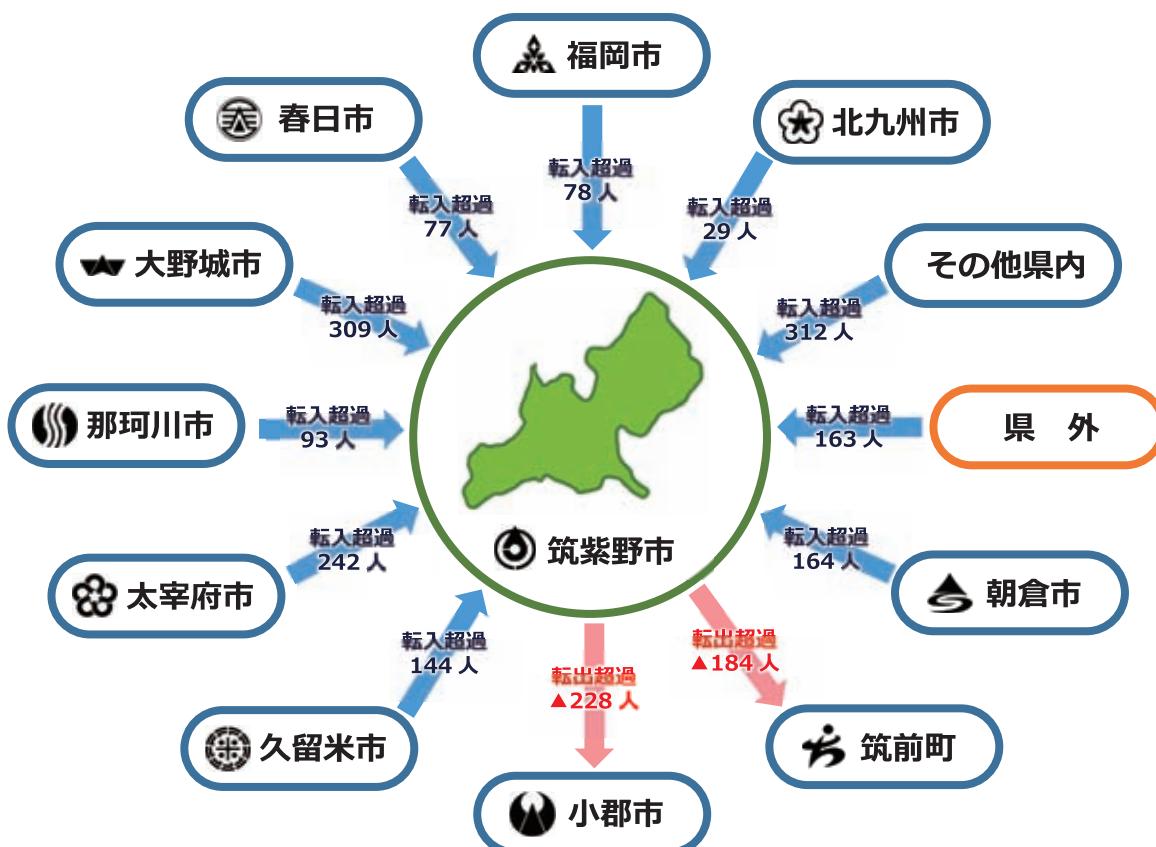
県外合計 2,055 2,176 1,999 2,005 2,188 10,423

資料：福岡県の人口と世帯年報

また、過去5年間の人口移動に伴う社会増減数は、県内・県外ともに転入超過となっており、筑紫野市へ人口が流入している状況です。転入・転出が多い近隣自治体間においても同様の傾向となっていますが、小郡市と筑前町との間では転出超過となっており、筑紫野市から人口が流出している状況です。

県内移動における年齢構成を分析すると、20歳～44歳及び14歳以下の子どもが多く、子育て世代の移動が多いことが分かります。

■社会増減数（転入数と転出数の差）の状況（過去5年間累計）



■年齢区分別転入・転出状況（過去5年間累計・県内移動分のみ）

(単位：人)

	14歳以下	15~19歳	20~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上
県内からの転入	2,344	660	1,831	5,472	2,703	1,206	824	1,107
県内への転出	2,150	575	1,937	4,920	2,503	1,123	781	1,079

資料：福岡県の人口と世帯年報

5. 地域コミュニティ別人口動態

地域コミュニティ別の平成 26(2014) 年～平成 30(2018) 年の間の人口と世帯数の推移を分析すると、御笠、山家、筑紫南コミュニティにおいて人口が減少しており、その他の地域では人口が増加しています。

世帯数については、核家族世帯や単身世帯の増加等の影響により、全ての地域で増加しています。



■ 地域コミュニティ別「人口」推移

	H26.9末	H27.9末	H28.9末	H29.9末	H30.9末	
二日市 コミュニティ	29,747人	29,744人	29,816人	29,883人	29,933人	186人増加
二日市東 コミュニティ	19,418人	19,532人	19,915人	20,024人	20,122人	704人増加
山口 コミュニティ	5,224人	5,112人	5,280人	5,459人	5,576人	352人増加
御笠 コミュニティ	10,316人	10,198人	10,114人	10,015人	9,941人	375人減少
山家 コミュニティ	2,538人	2,509人	2,521人	2,498人	2,492人	46人減少
筑紫 コミュニティ	16,319人	16,517人	16,653人	17,089人	17,312人	993人増加
筑紫南 コミュニティ	18,877人	18,792人	18,777人	18,681人	18,400人	477人減少

資料：住民基本台帳

■ 地域コミュニティ別「世帯数」推移

	H26.9末	H27.9末	H28.9末	H29.9末	H30.9末	
二日市 コミュニティ	13,200世帯	13,256世帯	13,436世帯	13,561世帯	13,723世帯	523世帯増加
二日市東 コミュニティ	8,543世帯	8,664世帯	8,907世帯	8,996世帯	9,123世帯	580世帯増加
山口 コミュニティ	2,225世帯	2,209世帯	2,288世帯	2,348世帯	2,381世帯	156世帯増加
御笠 コミュニティ	3,999世帯	4,015世帯	4,039世帯	4,062世帯	4,082世帯	83世帯増加
山家 コミュニティ	1,008世帯	1,009世帯	1,028世帯	1,044世帯	1,045世帯	37世帯増加
筑紫 コミュニティ	6,651世帯	6,807世帯	6,893世帯	7,126世帯	7,220世帯	569世帯増加
筑紫南 コミュニティ	6,804世帯	6,868世帯	6,947世帯	6,993世帯	7,001世帯	197世帯増加

資料：住民基本台帳

また、地域コミュニティ別の自然人口増減の状況を分析すると、山口、御笠、山家コミュニティにおいて死亡数が出生数よりも多い自然減の状況となっています。社会人口増減の状況を分析すると、御笠、山家、筑紫南コミュニティにおいて転出数が転入数を上回る社会減の状況となっています。高齢化率は全ての地域コミュニティで上昇しています。

■ 地域コミュニティ別「自然人口増減」状況

	H25.10~H26.9	H26.10~H27.9	H27.10~H28.9	H28.10~H29.9	H29.10~H30.9
二日市 コミュニティ	95人	16人	61人	69人	43人
二日市東 コミュニティ	45人	39人	38人	12人	38人
山口 コミュニティ	▲23人	▲31人	▲33人	▲12人	▲26人
御笠 コミュニティ	▲40人	▲54人	▲32人	▲54人	▲67人
山家 コミュニティ	▲16人	▲19人	▲11人	▲15人	▲34人
筑紫 コミュニティ	72人	33人	55人	61人	51人
筑紫南 コミュニティ	84人	60人	45人	63人	37人

資料：住民基本台帳

■ 地域コミュニティ別「社会人口増減」状況

	H25.10~H26.9	H26.10~H27.9	H27.10~H28.9	H28.10~H29.9	H29.10~H30.9
二日市 コミュニティ	22人	46人	129人	123人	26人
二日市東 コミュニティ	78人	68人	244人	136人	74人
山口 コミュニティ	14人	▲52人	156人	128人	78人
御笠 コミュニティ	▲62人	▲47人	▲60人	▲57人	▲29人
山家 コミュニティ	▲38人	▲24人	19人	▲4人	4人
筑紫 コミュニティ	8人	128人	82人	267人	109人
筑紫南 コミュニティ	▲13人	▲209人	▲43人	▲167人	▲198人

資料：住民基本台帳

■ 地域コミュニティ別「高齢化率」推移

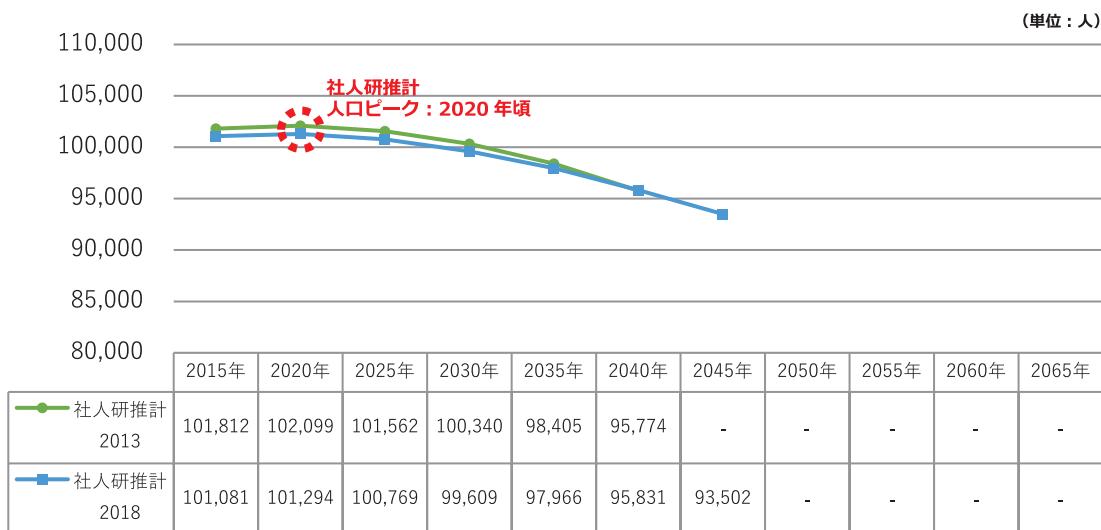
	H26.9末	H27.9末	H28.9末	H29.9末	H30.9末
二日市 コミュニティ	21.1%	22.0%	22.8%	23.4%	24.0%
二日市東 コミュニティ	21.5%	22.3%	22.9%	23.7%	24.3%
山口 コミュニティ	34.8%	36.4%	36.1%	35.4%	35.1%
御笠 コミュニティ	28.5%	30.0%	31.5%	32.7%	33.6%
山家 コミュニティ	28.6%	30.5%	31.4%	32.7%	32.7%
筑紫 コミュニティ	21.5%	22.0%	22.7%	22.8%	23.0%
筑紫南 コミュニティ	13.4%	14.5%	15.6%	16.7%	18.1%

資料：住民基本台帳

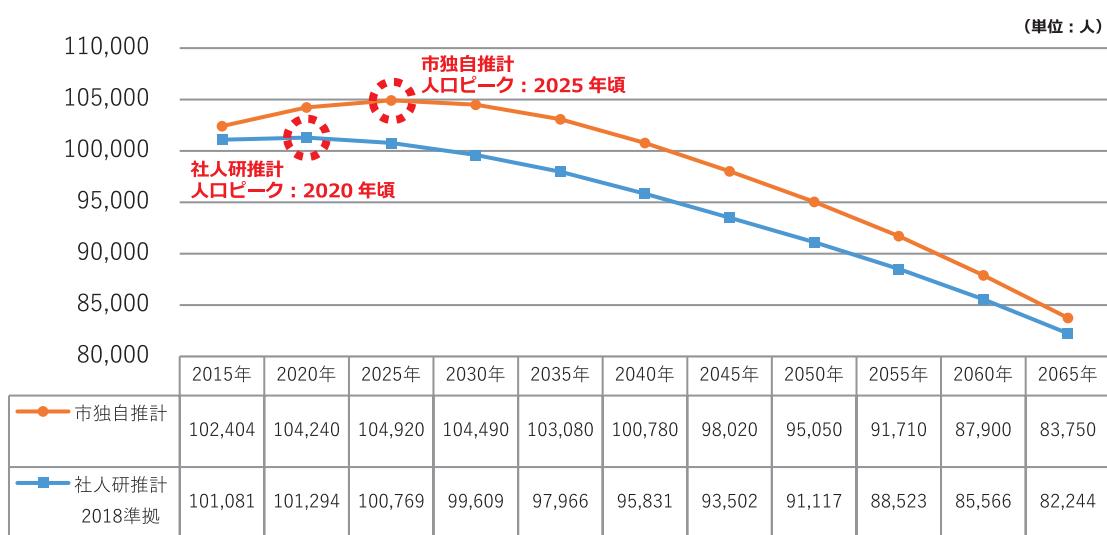
6. 人口の将来展望

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が発表した人口推計によると、本市の人口は令和2（2020）年に最大となり、その後、減少すると見込まれています。なお、平成30（2018）年の推計結果は、平成25（2013）年の結果と比較して人口が若干低い値で推移しています。また、市独自の人口推計によると、社人研の推計よりも人口が高い値で推移する結果となっていますが、長期的な視点での人口減少傾向は変わらず、令和7（2025）年頃に人口が最大となり、その後、減少に転じる結果となっています。

■今後の人団（総人口）の推移（社人研推計の新・旧データ比較）

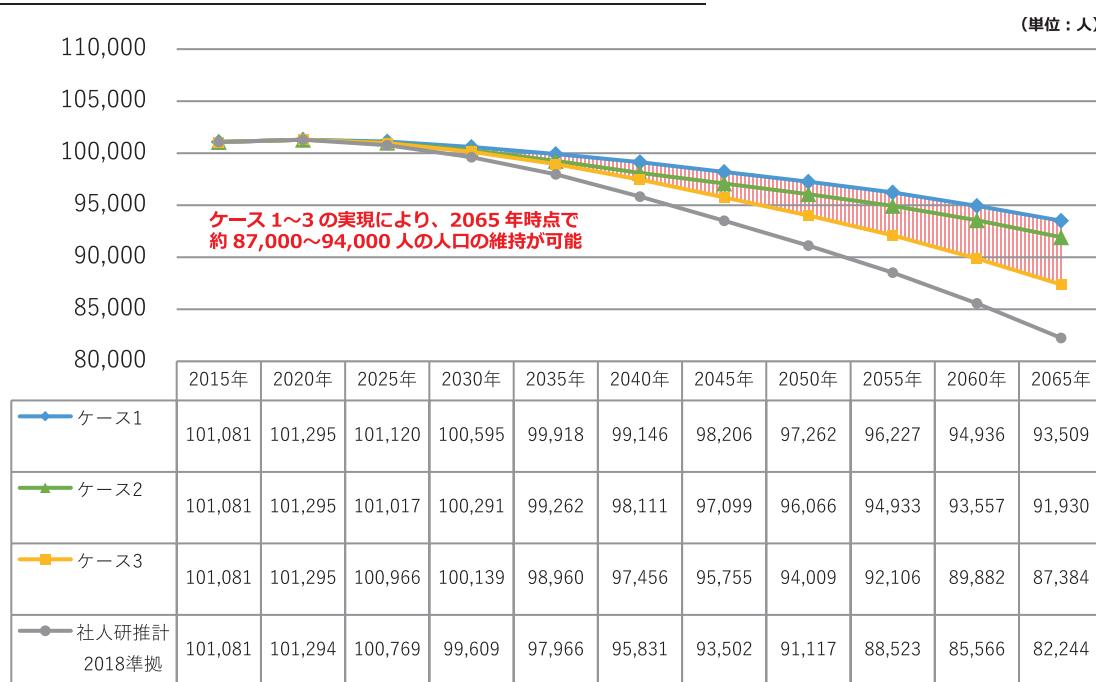


■今後の人団（総人口）の推移（社人研推計と市独自推計の比較）

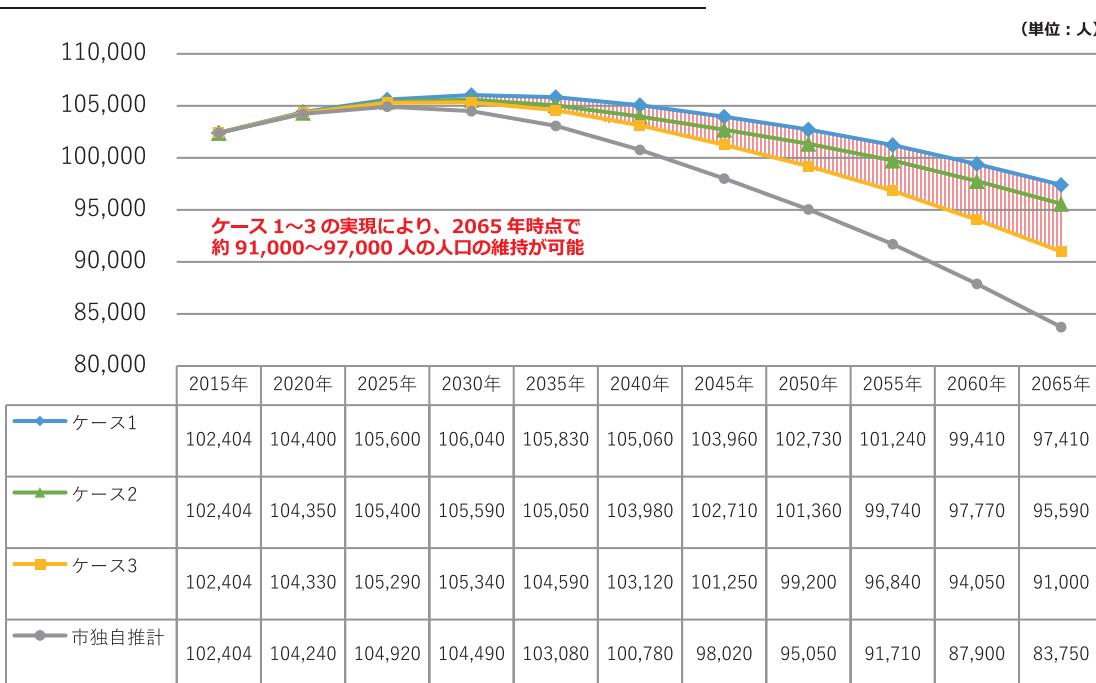


次に、市が適切な取り組みを実施することで、将来的に「合計特殊出生率が改善」するとともに、転出の抑制と転入の促進を図ることで、「転入超過の状況が維持される」と仮定した3つのケースで推計した場合、令和47（2065）年時点で約87,000～97,000人の人口を維持できる結果となっています。

■社人研推計をベースとした「ケース別推計」結果



■市独自推計をベースとした「ケース別推計」結果



なお、前ページの3つのケースの推計において設定した仮定値については、国及び県の人口ビジョンの考え方を踏まえて、出生率向上の時期ごとに以下のケースを仮定し、推計を行っています。

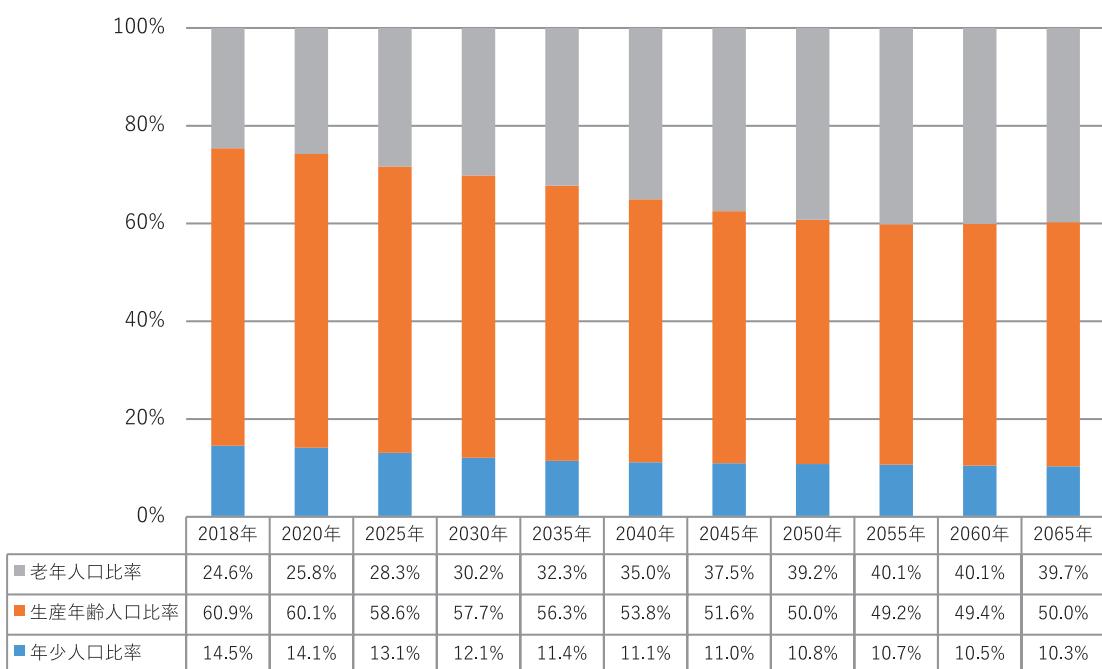
算定の前提条件	
ケース 1	合計特殊出生率が令和 12（2030）年に 1.8、令和 22（2040）年に人口置換水準である 2.07 を達成すると仮定
ケース 2	合計特殊出生率が令和 17（2035）年に 1.8、令和 27（2045）年に人口置換水準である 2.07 を達成すると仮定
ケース 3	合計特殊出生率が令和 22（2040）年に 1.8 を達成すると仮定

※合計特殊出生率 1.8：若い世代の、結婚・子育ての希望を実現した場合に向上が見込まれる出生率です。

※合計特殊出生率 2.07：将来的に人口を維持していくために必要とされる出生率（人口置換水準）です。

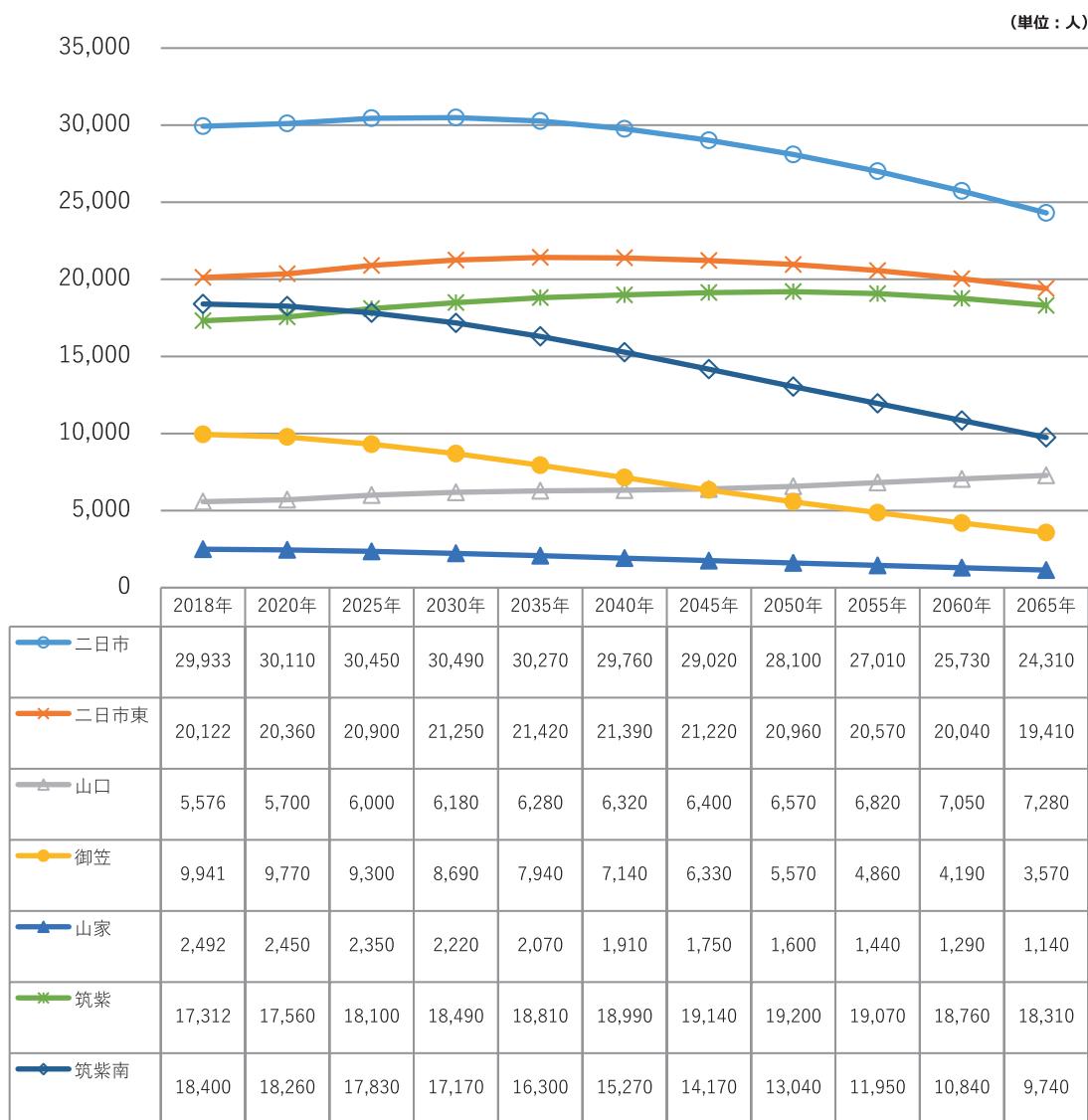
また、市独自の人口推計における年齢階層別人口構成比を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、老人人口（65歳以上）が増加する結果となっています。高齢化率（老人人口の割合）は2040年頃に35%を超える、2050年以降は約40%で推移する見込みです。

■今後の年齢階層別人口構成比の推移



市独自の人口推計による地域コミュニティ別人口の推移を分析すると、山口、筑紫コミュニティにおいて人口が増加する結果となっていますが、近年における地域内の宅地開発の影響が推計に反映されたことによるものと考えられます。

■今後の人団（地域コミュニティ別人口）の推移



※この推計結果は、過去5年間における地域人口の推移等を踏まえて計算したものであり、結果は1つの目安であることに留意してください。

第4章 地域コミュニティの現状と地域まちづくり計画

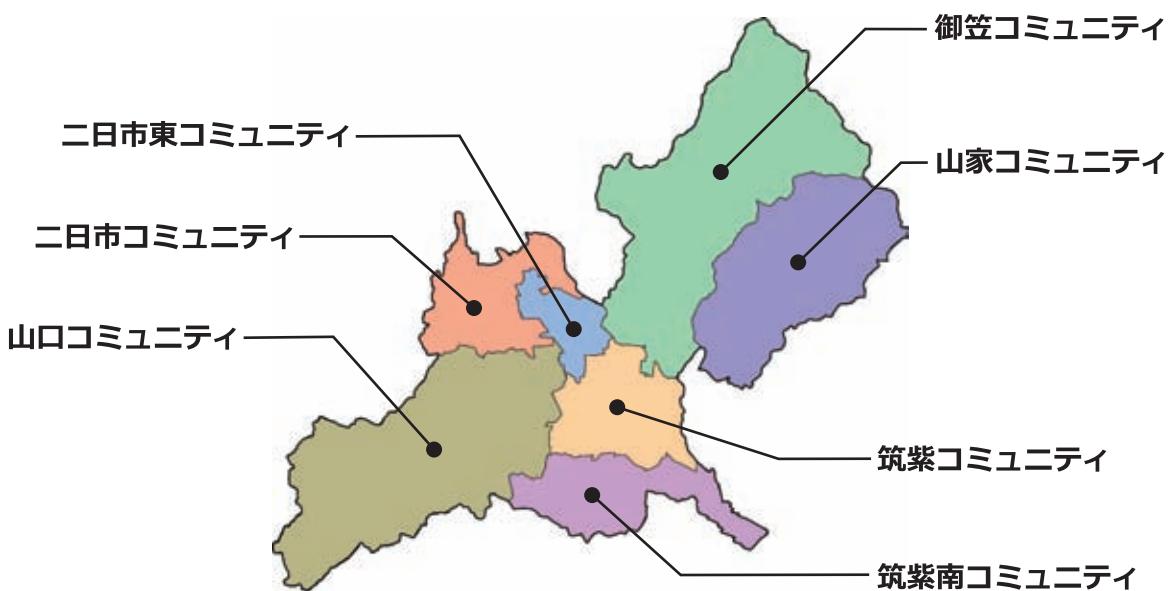
1. 地域コミュニティの概要

筑紫野市では、平成21（2009）年に「筑紫野市地域コミュニティ基本構想」を策定し、「自助」「共助」「公助」社会の実現に向けた、地域コミュニティによるまちづくりに取り組んでいます。

これまでに、7つのコミュニティ運営協議会が設立され、その活動拠点であるコミュニティセンターを整備したほか、「筑紫野市コミュニティパートナーシップ協定」の締結や、地域コミュニティにおける「地域まちづくり計画」の策定を支援するなど、地域コミュニティが主体的に活動できる礎を築いてきました。

筑紫野市では、今後も「地域コミュニティによるまちづくり」を積極的に推進していくことから、第六次総合計画に地域コミュニティの現状と地域のまちづくりの方向性を示す「地域まちづくり計画」の概要を掲載し、令和2（2020）年度からを計画期間とする「第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画」と一体的にまちづくりを進めていくこととしています。

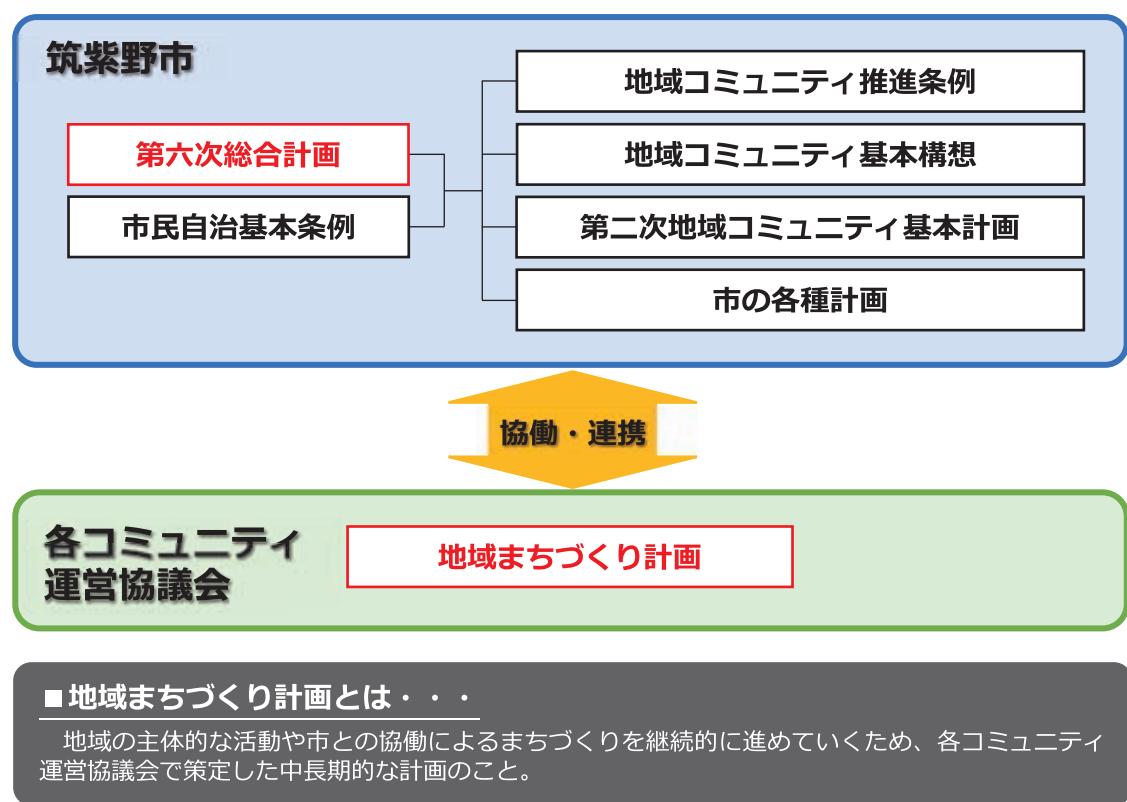
■地域コミュニティ区域図



■地域コミュニティとは・・・

一定の区域における、自治会・町内会等をはじめとする地縁団体や、まちづくり・子育て・防犯といった機能団体が、それぞれの特性を生かしながら、様々な地域の課題に取り組み、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会のこと

■第六次総合計画と「地域まちづくり計画」の位置付け



■地域まちづくり計画とは・・・

地域の主体的な活動や市との協働によるまちづくりを継続的に進めていくため、各コミュニティ運営協議会で策定した中長期的な計画のこと。

■各コミュニティ運営協議会の概要

名称 (設立日)	小学校区	面積	H30.9 末 人口	地域まちづくり計画名称
二日市コミュニティ運営協議会 (H26.12.20 設立)	天拝小 二日市小 二日市北小 ※1	7.25 km ²	29,933 人	二日市協同まちづくり計画
二日市東コミュニティ運営協議会 (H26.12.14 設立)	二日市東小 ※2	2.92 km ²	20,122 人	二日市東まちづくり計画
山口コミュニティ運営協議会 (H26.10.5 設立)	山口小	22.88 km ²	5,576 人	山口まちづくり計画
御笠まちづくり協議会 (H25.6.30 設立)	吉木小 阿志岐小	24.89 km ²	9,941 人	御笠まちづくり推進計画
山家コミュニティ運営協議会 (H23.6.5 設立)	山家小	15.33 km ²	2,492 人	山家振興プラン
筑紫よかまち協議会 (H26.12.21 設立)	筑紫小 ※3	7.29 km ²	17,312 人	筑紫よかまち協議会まちづくり計画
筑紫南コミュニティ運営協議会 (H26.12.14 設立)	原田小 筑紫東小	7.17 km ²	18,400 人	筑紫南コミュニティまちづくり推進計画

※1：二日市コミュニティに属する行政区「都府楼団地」と「杉塚」の一部には、「水城西小学校（太宰府市）」の通学区域が含まれています。

※2：二日市東コミュニティに属する行政区「東町」の一部には、「二日市小学校」の通学区域が含まれています。

※3：筑紫コミュニティに属する行政区「永岡」の一部には、「二日市東小学校」の通学区域が含まれています。

■ 地域コミュニティ施策の主な経緯

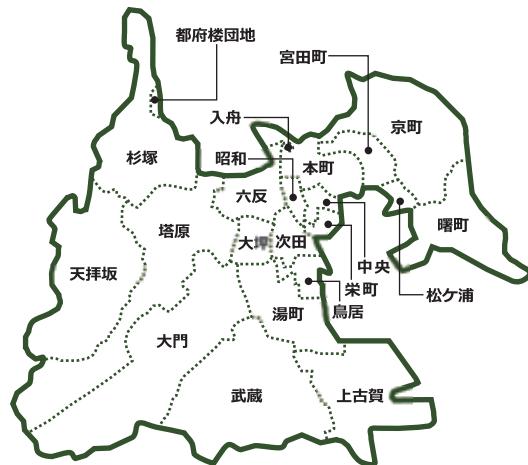
昭和 51 年度～	第一次筑紫野市総合計画、(旧) コミュニティ構想 市民参加を実現する最も基礎的で強力な母体がコミュニティであるとし、小学校区を単位とした新しいコミュニティを設定し、施設の整備を進めるごとを示しました。
平成 6～15 年度	コミュニティセンターの整備 山家コミュニティセンター開館（平成 6 年 7 月） 山口コミュニティセンター開館（平成 8 年 4 月） 御笠コミュニティセンター開館（平成 9 年 4 月） 二日市コミュニティセンター開館（平成 9 年 11 月） 筑紫南コミュニティセンター開館（平成 15 年 5 月）
平成 18 年度～	第四次筑紫野市総合計画 筑紫野市総合計画審議会の答申において、「地域社会を構成する市民一人ひとりの自律と協働による市民参画型社会を築くため、小学校区を基本とした地域コミュニティの再構築に向け検討されるよう要請します。」との付帯意見が示されました。
平成 20～22 年度	筑紫野市地域コミュニティ基本構想 コミュニティづくりの方向性として、住民自治・地域自治の運営基盤となるコミュニティ毎の新たな組織の整備が必要であることに加え、コミュニティの区域については、小学校区を基本としたコミュニティの形成に努めるものの、地域の実情やこれまでの歴史的な背景も踏まえて当面は 7 コミュニティ区域の設定を行なうことを示しました。（平成 21 年 3 月策定） 筑紫野市市民自治基本条例 市民等は、地域コミュニティ活動を通じてお互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けた行動に努め、市は、地域コミュニティの役割を認識し、自主的・自立的な地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動の推進に役立つ地域情報の提供その他の支援に努めなければならないことを示しました。（平成 22 年 6 月制定）
平成 22～24 年度	地域コミュニティモデル事業の推進 山家地域と御笠地域において地域コミュニティづくりのモデル事業を実施し、学習会等を重ね、地域の中核となる自治組織が設立されました。 山家コミュニティ運営協議会設立（平成 23 年 6 月） 御笠まちづくり振興会設立（平成 25 年 6 月）
平成 25～27 年度	地域コミュニティづくり事業の推進 山家地域と御笠地域を除く 5 地域において学習会等を重ね、地域の中核となる自治組織が設立されました。 山口コミュニティ運営協議会設立（平成 26 年 10 月） 二日市コミュニティ運営協議会設立（平成 26 年 12 月） 二日市東コミュニティ運営協議会設立（平成 26 年 12 月） 筑紫よかまち協議会設立（平成 26 年 12 月） 筑紫南コミュニティ運営協議会設立（平成 26 年 12 月） コミュニティセンターの整備 筑紫コミュニティセンター開館（平成 26 年 7 月） 筑紫野市地域コミュニティ推進条例 安定的かつ継続的に地域コミュニティづくりを推進するため、地域コミュニティの基本理念を定め、市とコミュニティ運営協議会の役割等を明らかにしました。（平成 28 年 3 月制定） 筑紫野市地域コミュニティ基本計画 各コミュニティ運営協議会が主体的かつ活発に運営されるよう、必要となる市の支援制度や事業について基本的な考え方を示しました。（平成 28 年 3 月策定）
平成 28～30 年度	第五次筑紫野市総合計画 「地域コミュニティ活動の充実」を第五次総合計画における重点施策に位置づけました。 筑紫野市コミュニティパートナーシップ協定の締結 市とコミュニティ運営協議会が対等なパートナーであることを認識し、双方が持つ特性を理解して認め合うとともに、協働によるまちづくりを進めていくことを目的とする協定を締結しました。（平成 28 年 7 月締結） コミュニティセンターの整備 二日市東コミュニティセンター開館（平成 28 年 10 月） 地域まちづくり計画 地域コミュニティ活動を継続的かつ計画的に実施するため、各コミュニティ運営協議会における中長期的な計画である「地域まちづくり計画」が策定されました。（平成 30 年度までに全コミュニティ地域で策定）

2. 二日市コミュニティの現状と地域まちづくり計画

二日市コミュニティは、本市の北西部に位置しています。JR・西鉄二日市駅には特急が停車し、駅周辺の市街地は人の往来が活発で、商店街をはじめとした商業施設、公共施設、医療機関が充実しています。

主要幹線道路へのアクセスも容易で、市コミュニティバス「つくし号」や路線バスも運行するなど、市内外への交通手段が充実している地域です。

また、「二日市温泉」や「天拝山歴史自然公園」といった観光資源を有します。

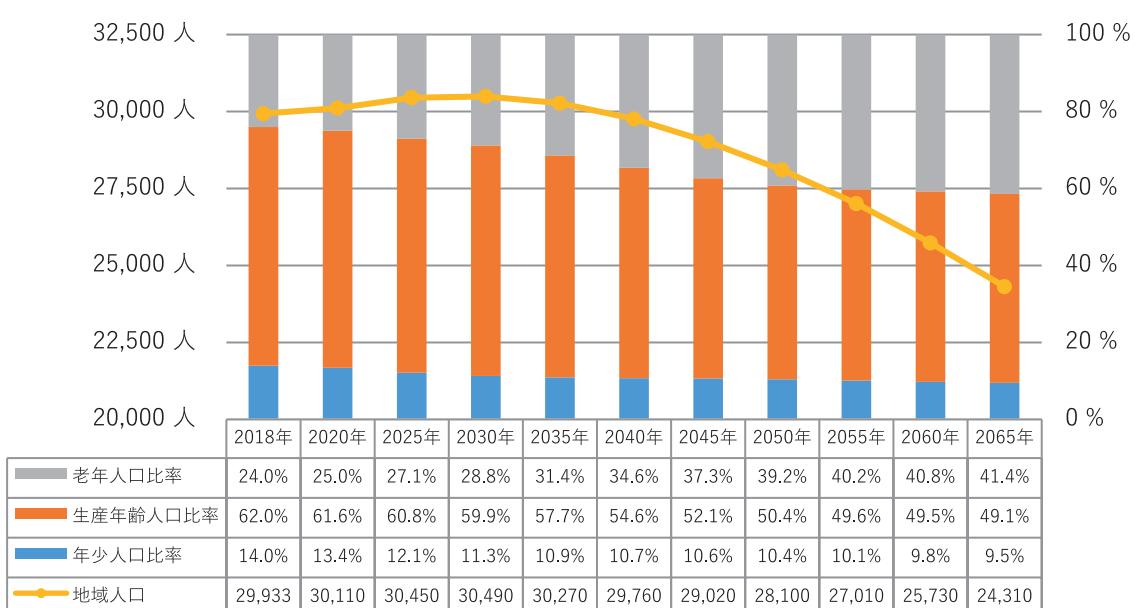


■第五次総合計画における施策の満足度・重要度

満足度が低いまちづくり分野		回答割合
1位	市街地の形成	27.4%
2位	農林業の振興	23.4%
3位	防災・減災対策の推進	22.4%
4位	防犯対策の推進	14.1%
5位	セーフティネットの推進	13.8%

重要度が高いまちづくり分野		回答割合
1位	市街地の形成	61.1%
2位	防犯対策の推進	58.9%
3位	健康づくりの推進	58.4%
4位	学校教育の充実	54.4%
5位	農林業の振興	53.8%

■今後の地域人口及び年齢階層別人口構成比の推移



※この推計結果は、過去5年間における地域人口の推移等を踏まえて計算したものであり、結果は1つの目安であることに留意してください。

■地域まちづくり計画の概要

ニコ協まちづくり計画

(1) まちづくりの方向性（スローガン）

愛・笑顔・活力のまち

(2) まちづくりの目標

- ・好きなんだ あなたの挨拶その笑顔 心が通うまちづくり【愛をテーマ】
- ・いつまでも安心して安全に暮らせるまちづくり【笑顔をテーマ】
- ・自然・歴史・文化を活かして地域の絆を深めるまちづくり【活力をテーマ】

(3) 主な事業

全体事業	福祉部会
<ul style="list-style-type: none"> ・ディスカバーニ日市ウォーキング ・新たな交流イベントの研究 ・地域交通の研究 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動の推進 ・愛の見守り訪問 ・子どもの居場所づくり勉強会 等
安全安心部会	地域活動部会
<ul style="list-style-type: none"> ・合同一斉パトロール実施 ・防災リーダー研修、防災学習会 ・消防団活動の充実、啓発 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーションの開催 ・今昔写真展の開催 ・来客誘致策の検討 等

※令和元年度から「福祉部会」を「健康福祉部会」と「子ども育成部会」に分割し、地域住民の健康・福祉に関する取り組みに加え、幼児から青少年までの健全育成に関する取り組みの充実を図っています。

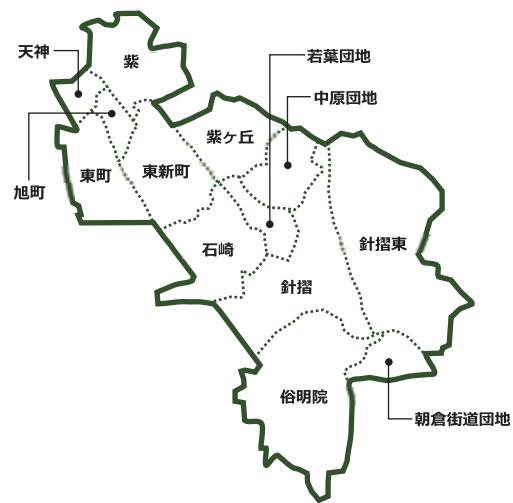
(4) 重点事業

- 地域防災事業の推進（自主防災組織等の関係団体の連携、校区別防災訓練等）
- 世代間交流・居場所づくりの推進（交流イベントの開催、居場所づくり）
- 小学校区の特性を活かした事業（活動）の展開（小学校区単位での体制構築）
- 情報発信の充実（ニコ協だより、ニコニコ瓦版、ホームページ等）

3. 二日市東コミュニティの現状と地域まちづくり計画

二日市東コミュニティは、本市の中央部に位置し、JR 天拝山駅や西鉄朝倉街道駅周辺には、商店街や大型商業施設、公共施設、医療機関などが充実しています。

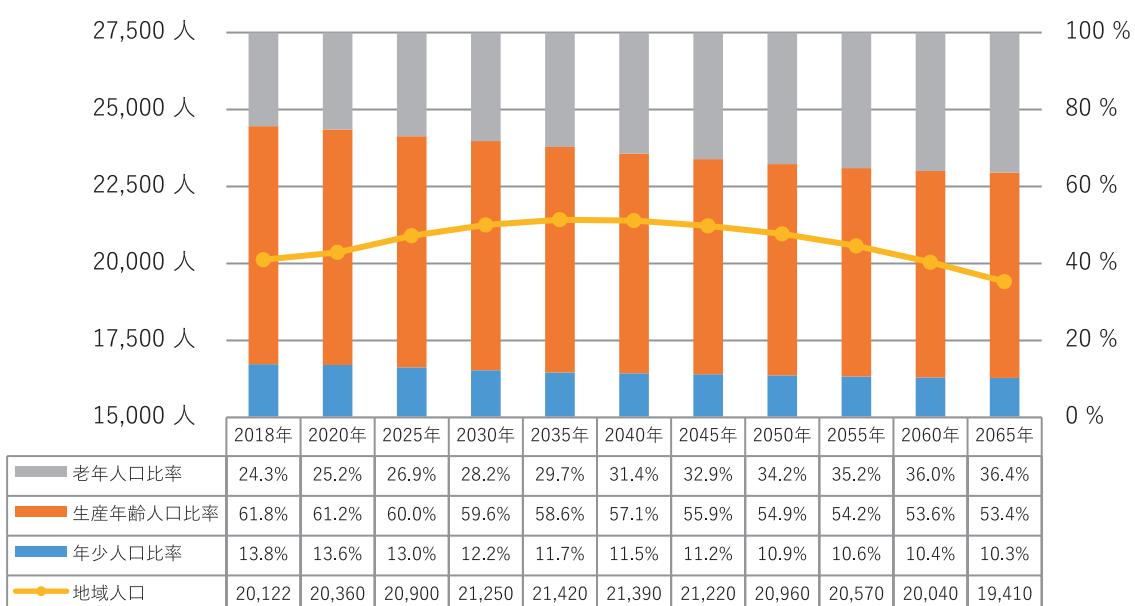
また、市役所や消防署といった市民の暮らしを支える重要な公共施設が立地するほか、市コミュニティバス「つくし号」や路線バスの運行に加え、JR や西鉄の駅も 4 駅設置されるなど、日常生活に必要な機能がコンパクトに集約された良好な居住環境を備える地域となっています。



■第五次総合計画における施策の満足度・重要度

満足度が低いまちづくり分野		回答割合	重要度が高いまちづくり分野		回答割合
1位	防災・減災対策の推進	29.8%	1位	市街地の形成	63.8%
2位	市街地の形成	22.1%	2位	防犯対策の推進	60.2%
3位	農林業の振興	21.5%	3位	青少年の健全育成	58.2%
4位	学校教育の充実	21.4%	4位	学校教育の充実	57.9%
5位	防犯対策の推進	18.7%	5位	衛生的で快適な下水道の促進	57.9%

■今後の地域人口及び年齢階層別人口構成比の推移



※この推計結果は、過去 5 年間における地域人口の推移等を踏まえて計算したものであり、結果は 1 つの目安であることに留意してください。

■ 地域まちづくり計画の概要

二日市東まちづくり計画

(1) まちづくりの方向性（スローガン）

みんな笑顔でつながる安心のまち



(2) まちづくりの課題

項目	具体的な内容
安全・安心	災害発生を見据えた自助・共助の意識醸成、見守りやパトロールなどの防犯活動
子ども育成	コミュニティスクールの展開など地域全体で子どもを見守る体制づくり
健康・福祉	地域全体で高齢者を支える体制づくり、増加する空家対策
生活基盤	区域内の移動環境の構築、狭隘道路の歩行者の安全確保
地域の交流	地域のつながりの希薄化への対応

(3) まちづくりの目標

- ・地域を知ろう！地域に関わろう！二日市東【交流】
- ・安全で安心なまち 二日市東【防犯・防災】
- ・集まろう！つながろう！育てよう！二日市東【子ども育成】
- ・みんなと笑顔でつながる 二日市東【健康・福祉】

(4) 主な事業

全体事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭、文化祭、夏祭り、地域ウォーキング ・地域活動センター登録制度の創設 ・自主防災組織合同防災訓練 等 	
交流部会	防犯・防災部会
<ul style="list-style-type: none"> ・ペタンク大会 ・クリスマスコンサート ・花いっぱい運動 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯・防災学習会 ・青色防犯パトロール ・危険箇所点検 等
子ども育成部会	健康・福祉部会
<ul style="list-style-type: none"> ・学校連携事業（平和学習、門松づくり） ・子どもの居場所づくり ・高齢者との遊び交流 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康講座・料理教室 ・認知症勉強会 ・お助け隊のネットワーク結成 等

4. 山口コミュニティの現状と地域まちづくり計画

山口コミュニティは、本市の西部に位置しており、地域の東側は市内の中心部に隣接しています。JR 天拝山駅周辺には、大型商業施設や総合病院が立地していることなどから、近年の宅地開発によって、人口が増加傾向となっています。

地域の西側は「筑紫野市総合公園」や緑豊かな森林などの自然環境にも恵まれ、のどかな憩いの地域となっています。

また、広域交通の結節点となる「筑紫野インターチェンジ」周辺には流通業務施設が集積しており、地域の産業・雇用を支えています。

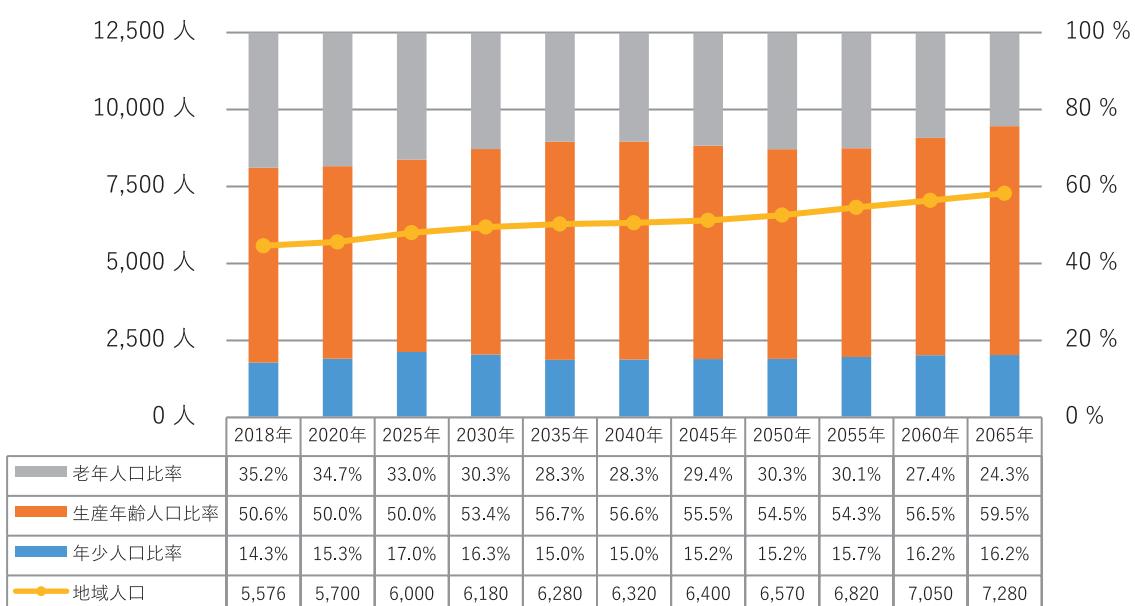


■第五次総合計画における施策の満足度・重要度

満足度が低いまちづくり分野		回答割合
1位	市街地の形成	32.4%
2位	農林業の振興	30.0%
3位	防犯対策の推進	21.4%
4位	防災・減災対策の推進	21.1%
5位	観光の振興	19.7%

重要度が高いまちづくり分野		回答割合
1位	農林業の振興	68.7%
2位	防犯対策の推進	68.7%
3位	市街地の形成	68.1%
4位	健康づくりの推進	64.2%
5位	学校教育の充実	59.7%

■今後の地域人口及び年齢階層別人口構成比の推移



※この推計結果は、過去5年間における地域人口の推移等を踏まえて計算したものであり、結果は1つの目安であることに留意してください。

■ 地域まちづくり計画の概要

山口まちづくり計画

(1) まちづくりの方向性（スローガン）

**自然も豊か 人も豊かに
みんなでつくる
笑顔コミュニティ やまぐち**



(2) まちづくりの課題

項目	具体的な内容
①コミュニティ運営協議会の充実	区長と協議会役員の兼務について検討、地域課題に対応する部会新設の検討
②人材育成・人材活用事業の推進	定年退職者や女性の役員登用の促進、地域人材の発掘と活躍できる場づくり
③超高齢社会への対応	市内で最も高齢化が進行、認知症訓練の充実、高齢者の担い手不足
④子どもの健全育成	コミュニティスクールの推進、新きょうどう教育の充実
⑤環境整備	県道期成会の活動充実、山口川あしかろう会の活動充実、高齢者等の交通手段充実
⑥耕作放棄地の増加	耕作放棄地の増加、イノシシ被害の拡大
⑦空き家対策	空き家増加による防犯対策、住居環境の悪化

(3) まちづくりの目標

1. 自然を守り 歴史を学び 伝える【自然歴史部会】
2. みんなで創る安全安心 誰もが安心して住める山口【安全安心部会】
3. 山口を愛する 子どもを育てる 環境づくり【子ども部会】
4. とびかう笑顔で 健康年齢いつまでも若く【元気部会】
5. 笑顔でつくる地域の絆・ふれあい【地域ふれあい部会】
6. スポーツで健康増進・体力向上および地域の親睦・融和を深める【スポーツ振興部会】
7. 山口のコミュニケーションづくり【広報委員会】

(4) 主な事業

全体事業	自然歴史部会	安全安心部会	子ども部会
・運営協議会の充実 ・耕作放棄地・空き家対策 ・高齢化問題 等	・ホタル鑑賞会 ・ふるさと探訪 ・祭り・伝統行事継承 等	・安全看板の設置点検 ・年末特別警戒 ・校区防災研修会 等	・夏休み子どもキャンプ ・エヒメアヤメ見学会 ・コミュニティスクールの充実
元気部会	地域ふれあい部会	スポーツ振興部会	広報委員会
・認知症訓練 ・地域福祉リーダー養成 ・シニア元気スクール 等	・やまぐち歌謡祭 ・ウォーキング ・特産品加工体験 等	・グラウンドゴルフ大会 ・市民体育祭 ・スポーツフェスタ 等	・広報発行 ・パソコン教室 ・ホームページ開設

5. 御笠コミュニティの現状と地域まちづくり計画

御笠コミュニティは、本市の北東部に位置しています。地域の北側には、宝満山や三郡山などの山々があり、豊かな水資源に恵まれた美しい田園風景が広がります。

地域内には「阿志岐山城跡」や「宝満山」といった国指定史跡があるほか、自然体験活動ができる施設「竜岩自然の家」も整備されており、歴史と自然が豊かな地域となっています。

また、平成 31 年 1 月から「御笠自治会バス」を運行しており、地域住民の生活を支える重要な交通手段となっています。

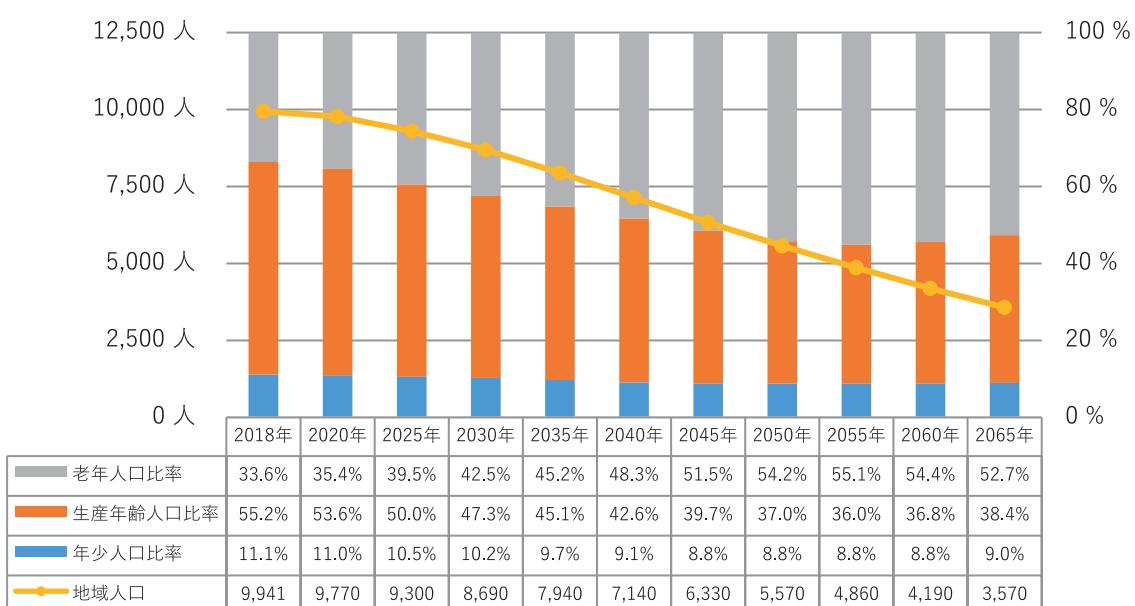


■第五次総合計画における施策の満足度・重要度

満足度が低いまちづくり分野		回答割合
1位	防災・減災対策の推進	32.1%
2位	農林業の振興	30.4%
3位	市街地の形成	25.7%
4位	学校教育の充実	22.0%
5位	健康づくりの推進	18.8%

重要度が高いまちづくり分野		回答割合
1位	健康づくりの推進	62.5%
2位	青少年の健全育成	61.0%
3位	市街地の形成	60.8%
4位	農林業の振興	60.6%
5位	学校教育の充実	60.2%

■今後の地域人口及び年齢階層別人口構成比の推移



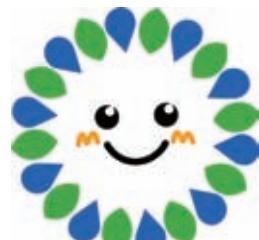
※この推計結果は、過去 5 年間における地域人口の推移等を踏まえて計算したものであり、結果は 1 つの目安であることに留意してください。

■ 地域まちづくり計画の概要

御笠まちづくり推進計画

(1) まちづくりの方向性（スローガン）

**住みたい 住み続けたい
明るい御笠のまちづくり**



御笠まちづくり協議会

(2) まちづくりの目標と主な事業

目標 1. 次世代を担う子どもがすくすく育つまち

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ・コミュニティスクールの充実 | ・アンビシャス広場の充実、開設 |
| ・地域の産物を使った食育活動の実施 | ・子ども会、育成会活動の支援 |
| ・御笠地区昔話を利用した小学校での朗読会 | ・小さな子どものいる家庭の健康講座 等 |

目標 2. 子どもからお年寄りまで活き活き交流するまち

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ・誰にでもいつでも元気に明るく挨拶する人間関係づくり | ・気軽に集える場（みかさカフェ）づくり |
| ・市民文化祭、市民体育祭 | ・竜岩自然の家の利用方法の検討 |
| ・ソフトボール大会、16 行政区対抗ゴルフ大会 | ・みかさの里 等 |

目標 3. 安全で安心してみんなが笑顔で暮らせるまち

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ・自主防災組織の整備と訓練の実施 | ・一人暮らし高齢者の見守り隊の結成促進 |
| ・防災グッズの整備と見直し、補充 | ・空家対策、有効活用（高齢者と学生シェアハウス等） |
| ・認知症支援模擬訓練の実施 | ・生活ボランティアバンク（お助け隊）の結成 等 |

目標 4. 自然・環境・文化遺産をみんなで守るまち

- | | |
|----------------|----------------------------|
| ・宝満川・原川の清流の維持 | ・買い物、病院、駅等への交通手段の確保（自治会バス） |
| ・耕作放棄地等の有効活用 | ・国指定史跡（宝満山、阿志岐山城）の活用 |
| ・イノシシなど鳥獣対策の拡充 | ・文化遺産巡りウォーキングの実施 等 |

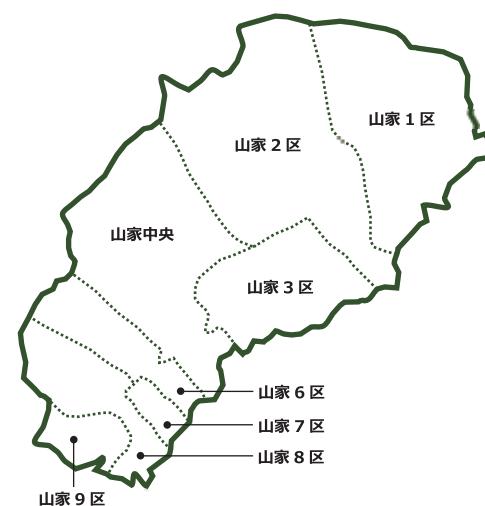
(3) 重点事業

- 御笠自治会バスの運行
- 陸上競技場跡地利活用
- 気軽に集える場（みかさカフェ）開設
- 竜岩自然の家の利活用拡大
- 情報発信の強化

6. 山家コミュニティの現状と地域まちづくり計画

山家コミュニティは、本市の東部に位置し、森林と農地が多い自然豊かな地域となっています。地域内では国道 200 号の沿道に集落が形成されており、本市と筑豊地方を結ぶ JR 筑豊本線が通っています。

また、江戸時代の長崎街道の宿場町「山家宿」に関する史跡が多く残るほか、山家宝満宮では、毎年 10 月 17 日に市の無形民俗文化財に指定されている「山家岩戸神楽」が奉納されるなど、自然・歴史・文化を体感することができる地域となっています。

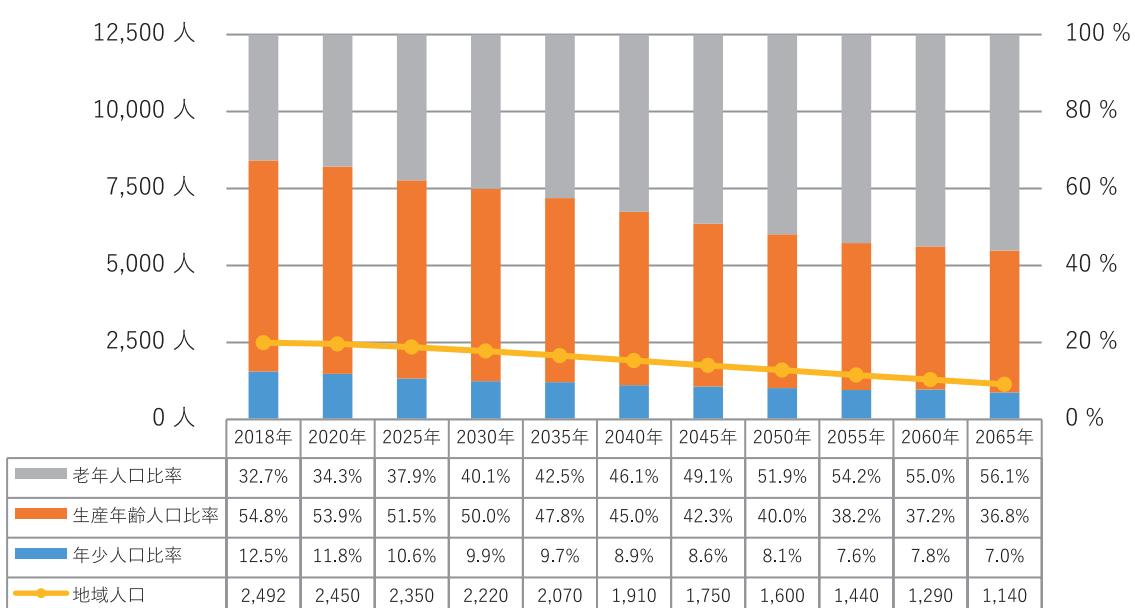


■第五次総合計画における施策の満足度・重要度

満足度が低いまちづくり分野		回答割合
1位	衛生的で快適な下水道の促進	31.8%
2位	市街地の形成	28.0%
3位	学校教育の充実	18.2%
3位	青少年の健全育成	18.2%
4位	安全で安心な水道水の供給	17.4%

重要度が高いまちづくり分野		回答割合
1位	防犯対策の推進	45.5%
1位	健康づくりの推進	45.5%
1位	青少年の健全育成	45.5%
1位	衛生的で快適な下水道の促進	45.5%
2位	市街地の形成	43.5%

■今後の地域人口及び年齢階層別人口構成比の推移



※この推計結果は、過去 5 年間における地域人口の推移等を踏まえて計算したものであり、結果は 1 つの目安であることに留意してください。

■ 地域まちづくり計画の概要

山家振興プラン

(1) まちづくりの方向性（スローガン）

**山家はひとつ！ 自然と歴史に育まれる
安全安心のまちづくり・ひとづくり**

(2) まちづくりの目標

項目	将来像（10年後に実現したいまちの姿）
生活基盤（まちづくり部）	安心して暮らせる山家の生活環境の形成、伝行事や史跡・文化財の保全と継承
子ども育成（子ども育成部）	笑顔があふれる山家の子育て環境づくり
福祉（福祉部）	全ての住民が尊ばれ、健康で安全安心に暮らせる山家の福祉づくり
自然・環境（環境部）	命水を育む山家の自然環境の保全
スポーツ（スポーツ部）	スポーツ文化の醸成
安全・安心（防犯・防災部）	安心安全な山家の生活環境の確立

(3) プロジェクトチームで取り組む事業

- 郡屋・大庄屋等を利用した憩いの場づくり（広場の整備、休憩スペースの確保等）
- 船頭木山林の活用（活用計画の策定等）
- 安全な通学路の整備（防犯灯・防犯カメラの設置等）
- 空き家・空き地対策（空き家等の把握及び利活用策の検討）

(4) 各専門部で取り組む主な事業

生活基盤（まちづくり部）	子ども育成（子ども育成部）
<ul style="list-style-type: none"> ・特産品づくり ・文化遺産・史跡等の保守保全 ・歴史・文化・生活等遺産収集・展示 ・交通弱者対策の検討 ・鳥獣対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学見守り・6年生自転車安全教育 ・山家シアター・夏休みクッキング教室の支援 ・人形劇まつり・山家宿まつりの支援 ・あいさつ運動の展開
福祉（福祉部）	自然・環境（環境部）
<ul style="list-style-type: none"> ・年間見守り活動 ・子育てサロン・いきいきサロン・シニアのつどいの支援 ・地域支えあい活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水質・土壤検査 ・登山道の整備 ・環境衛生推進
スポーツ（スポーツ部）	安全・安心（防犯・防災部）
<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの展開 ・スポーツ文化の醸成 ・青少年ボランティア活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区巡回パトロール ・青少年の健全育成指導 ・通学指導 ・小学校と連携した合同防災活動

7. 筑紫コミュニティの現状と地域まちづくり計画

筑紫コミュニティは、本市の中央部に位置しています。近年、西鉄筑紫駅周辺の土地区画整理事業をはじめとした宅地開発が進み、人口が増加傾向となっています。地域内には商業施設や医療機関、宝満川沿いの農地、西側の森林などがあり、多様な土地利用が行われています。

また、総合保健福祉センター「カミーリヤ」は、市内を運行する福祉バス「カミーリヤバス」、市コミュニティバス「つくし号」、「御笠自治会バス」の乗り継ぎ拠点となっています。

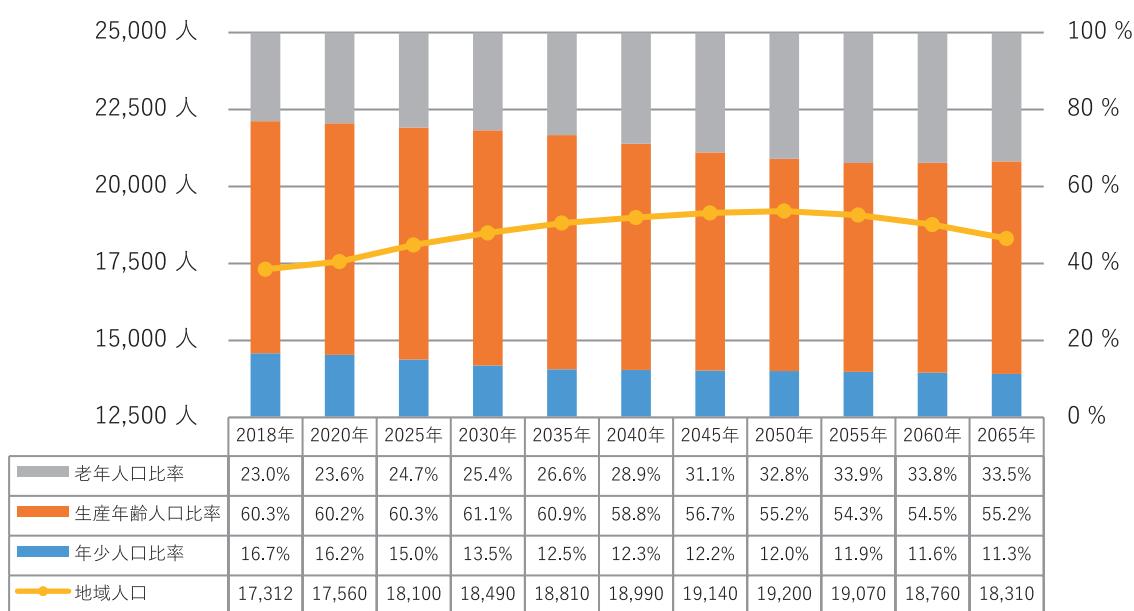


■第五次総合計画における施策の満足度・重要度

満足度が低いまちづくり分野		回答割合
1位	防災・減災対策の推進	30.3%
2位	農林業の振興	25.9%
3位	健康づくりの推進	21.8%
4位	学校教育の充実	21.5%
5位	市街地の形成	20.5%

重要度が高いまちづくり分野		回答割合
1位	防犯対策の推進	61.0%
2位	健康づくりの推進	59.7%
3位	青少年の健全育成	57.1%
4位	学校教育の充実	56.1%
5位	農林業の振興	54.8%

■今後の地域人口及び年齢階層別人口構成比の推移



※この推計結果は、過去5年間における地域人口の推移等を踏まえて計算したものであり、結果は1つの目安であることに留意してください。

■ 地域まちづくり計画の概要

筑紫よかまち協議会まちづくり計画

(1) まちづくりの方向性（スローガン）

子どもたちに誇れる よかまちづくり

(2) まちづくりの目標

- ・子どもから高齢者まで、皆が助け合う、やさしいまちづくり
- ・笑顔があふれ、活気に満ちた、差別のない元気なまちづくり
- ・ふるさとの自然と歴史を継承し、次代へつなぐ、持続するまちづくり

(3) 主な事業

全体事業	環境部会	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭・コンサート・ウォーキング・運動会 ・災害時のルールづくり ・協議会活動の広報 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい事業 ・ホタルの里づくり事業 ・河川の清掃 等 	
安全・安心部会	次世代育成部会	
<ul style="list-style-type: none"> ・青パト防犯パトロール ・防犯カメラの増設 ・災害図上訓練、被災時に備えた備蓄 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・新米ママの子育てレッスン講座 ・登下校時見守りボランティアの増員 ・子どもボランティアの育成 等 	
健康福祉部会	振興交流部会	自治公民館連絡部会
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉推進者の集い ・独居高齢者見守り隊 ・高齢者人材バンク 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・安西均記念事業 ・小中学校創立記念事業（連携） ・ボランティア人材育成 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・館長・主事研修会 ・先進地視察研修 ・コミセン出前講座 等

(4) 重点事業

- 地域防災事業の推進（自主防災組織等の関係団体の連携、防災訓練等）
- 世代間交流・居場所づくりの推進（交流イベントの開催、居場所づくり）
- 区域内の交通利便性の向上（地域内バスの運行、コミュニティバスの拡充）
- 情報発信の充実（SNS 等による情報発信の充実、住民との情報の共有）

8. 筑紫南コミュニティの現状と地域まちづくり計画

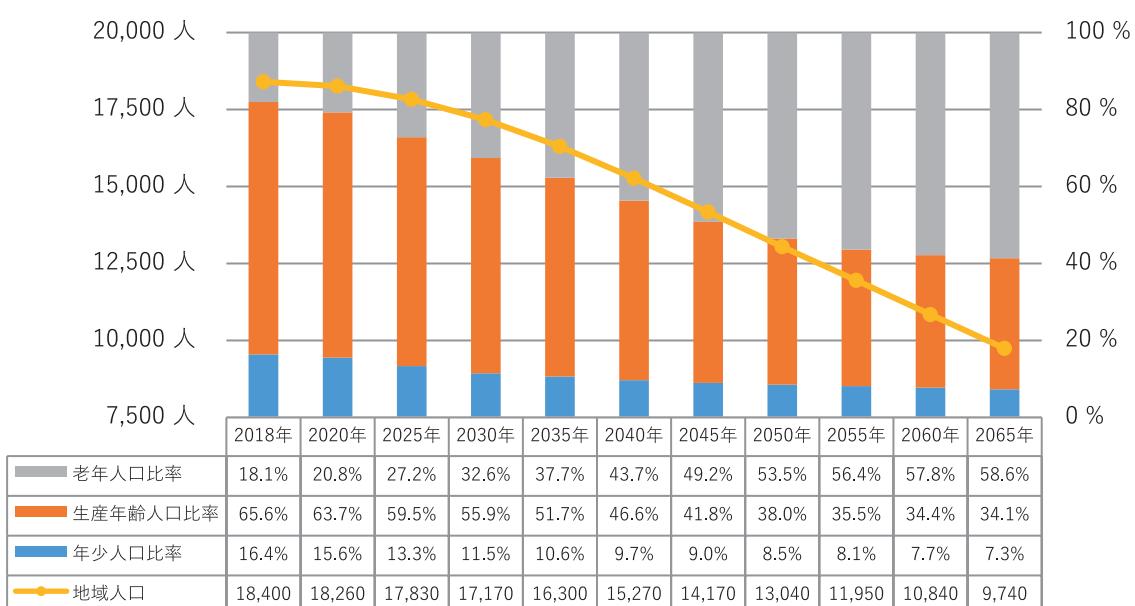
筑紫南コミュニティは、本市の南部に位置しています。地域内では計画的な宅地開発による閑静な住宅街が形成されており、JR原田駅周辺には商業施設や医療機関、西側には多目的グラウンドも備える「上原田公園」や緑豊かな森林、東側の宝満川沿いには広大な農地が広がっています。また、江戸時代の長崎街道の宿場町「原田宿」、筑紫の地名の由来と言われる「筑紫神社」、装飾壁画を持つ「五郎山古墳」など、街なかで容易に歴史や文化に触れることができる地域となっています。



■第五次総合計画における施策の満足度・重要度

満足度が低いまちづくり分野		回答割合	重要度が高いまちづくり分野		回答割合
1位	農林業の振興	19.7%	1位	健康づくりの推進	57.0%
2位	防災・減災対策の推進	19.3%	2位	市街地の形成	55.8%
3位	市街地の形成	17.6%	3位	防犯対策の推進	53.9%
4位	学校教育の充実	15.2%	4位	青少年の健全育成	53.6%
5位	障害者福祉の充実	15.0%	5位	学校教育の充実	52.9%

■今後の地域人口及び年齢階層別人口構成比の推移



※この推計結果は、過去5年間における地域人口の推移等を踏まえて計算したものであり、結果は1つの目安であることに留意してください。

■ 地域まちづくり計画の概要

筑紫南コミュニティまちづくり推進計画

(1) まちづくりの方向性（スローガン）

住みやすい 住んでよかつた

住み続けたい スマイルタウン 筑紫南



(2) めざす姿（部会スローガン）

- ・文化がいっぱい 自然と歴史が共存するまち【ふるさと創生部会】
- ・やすらぎがいっぱい 明るく住みよい安全安心なまち【安全・安心部会】
- ・夢がいっぱい 子どもの笑顔があふれるまち【次世代育成部会】
- ・優しさいっぱい 元気で活気のある高齢者のまち【健康・福祉部会】
- ・希望がいっぱい 絆で結ぶ温かなまち【絆・交流部会】

(3) 主な事業

全体活動	ふるさと創生部会
<ul style="list-style-type: none"> ・筑紫南コミュニティまつり ・サポートセンターの充実 ・人材育成研修会 ・広報活動の充実 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・原田宿関連活動 ・花いっぱい運動 ・ふれあい市の開催 等
安全・安心部会	次世代育成部会
<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール活動 ・登下校時の見守り活動 ・自主防災組織の充実 ・防犯・防災マップ、計画づくり 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援のネットワークづくり ・子どもの体験活動の推進 ・コミュニティスクールの推進 等
健康・福祉部会	絆・交流部会
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座 ・高齢者生活支援事業 ・健康寿命の啓発、健康教室支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽フェスタ ・ウォーキング、体育祭 ・地域人材の発掘・育成 等

第5章 都市整備の状況

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

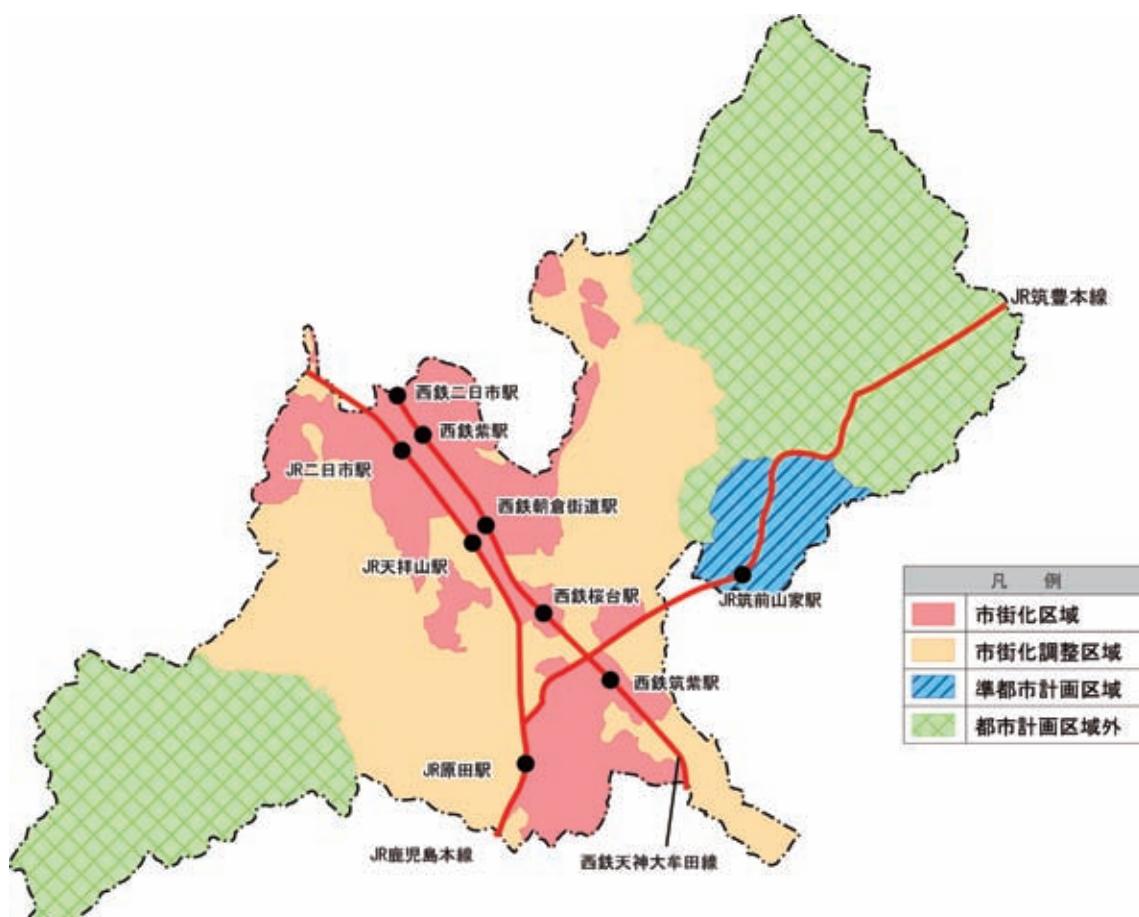
1. 土地利用

(1) 都市計画区域

本市の中心部を含み、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として指定する「都市計画区域」の面積は、市域面積 8,773ha の約半分にあたる 4,393ha となっています。

都市計画区域のうち、優先的かつ計画的に市街化すべき区域である「市街化区域」が約 3 割の 1,421ha、原則として市街化を抑えていく地域である「市街化調整区域」が約 7 割の 2,972ha となっています。また、山家地域の一部では、都市計画区域外における無秩序な開発を抑制する地域として「準都市計画区域」を指定しています。

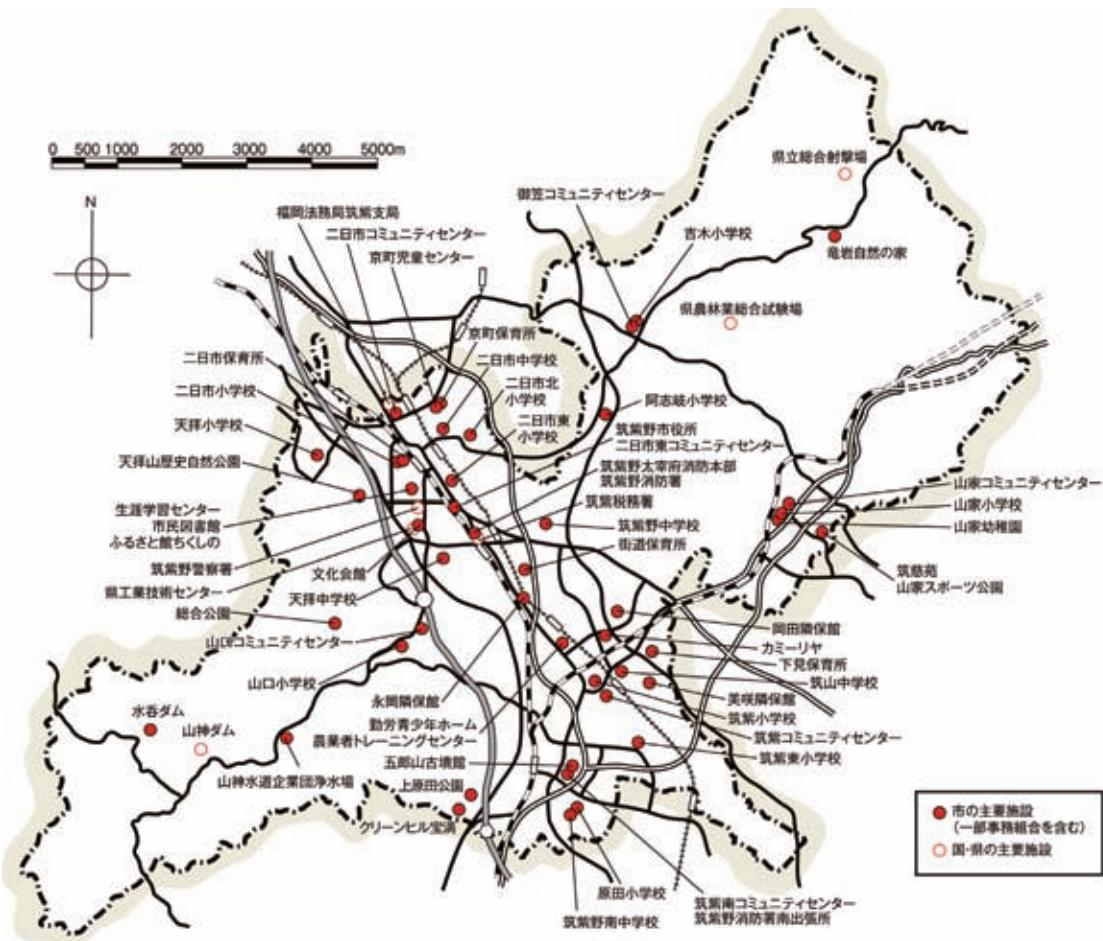
■都市計画区域の指定状況



2. 公共施設

本市には、市内中央部や主要道路の沿線を中心として、様々な公共施設が整備されています。近年には、平成 25（2013）年に上原田公園、平成 26（2014）年に筑紫コミュニティセンター、筑紫野太宰府消防本部・筑紫野消防署、平成 28（2016）年に二日市東コミュニティセンター、平成 30（2018）年に筑紫野市役所の新庁舎を整備し、地域の活性化や行政運営の効率化につながる適切な施設整備を進めています。

■主要公共施設の状況

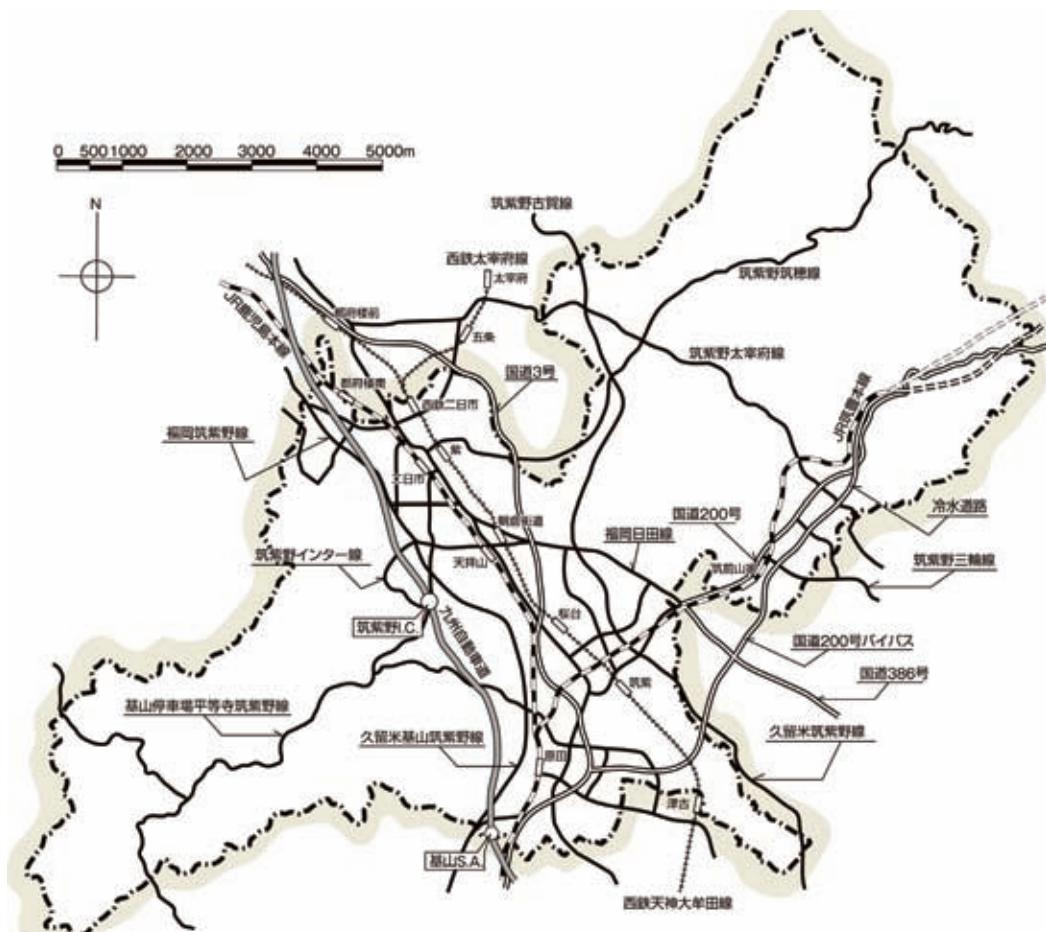


3. 公共交通網

(1) 主要道路・鉄道

本市には、九州自動車道、国道3号などの主要な幹線道路のほか、JR鹿児島本線、JR筑豊本線、西鉄天神大牟田線の3本の鉄道が市内中心部を縦断しています。平成10（1998）年に筑紫野インターチェンジが開通、平成22（2010）年には西鉄紫駅が新設されるなど、広域交通網が強化されており、高い交通利便性を備えています。

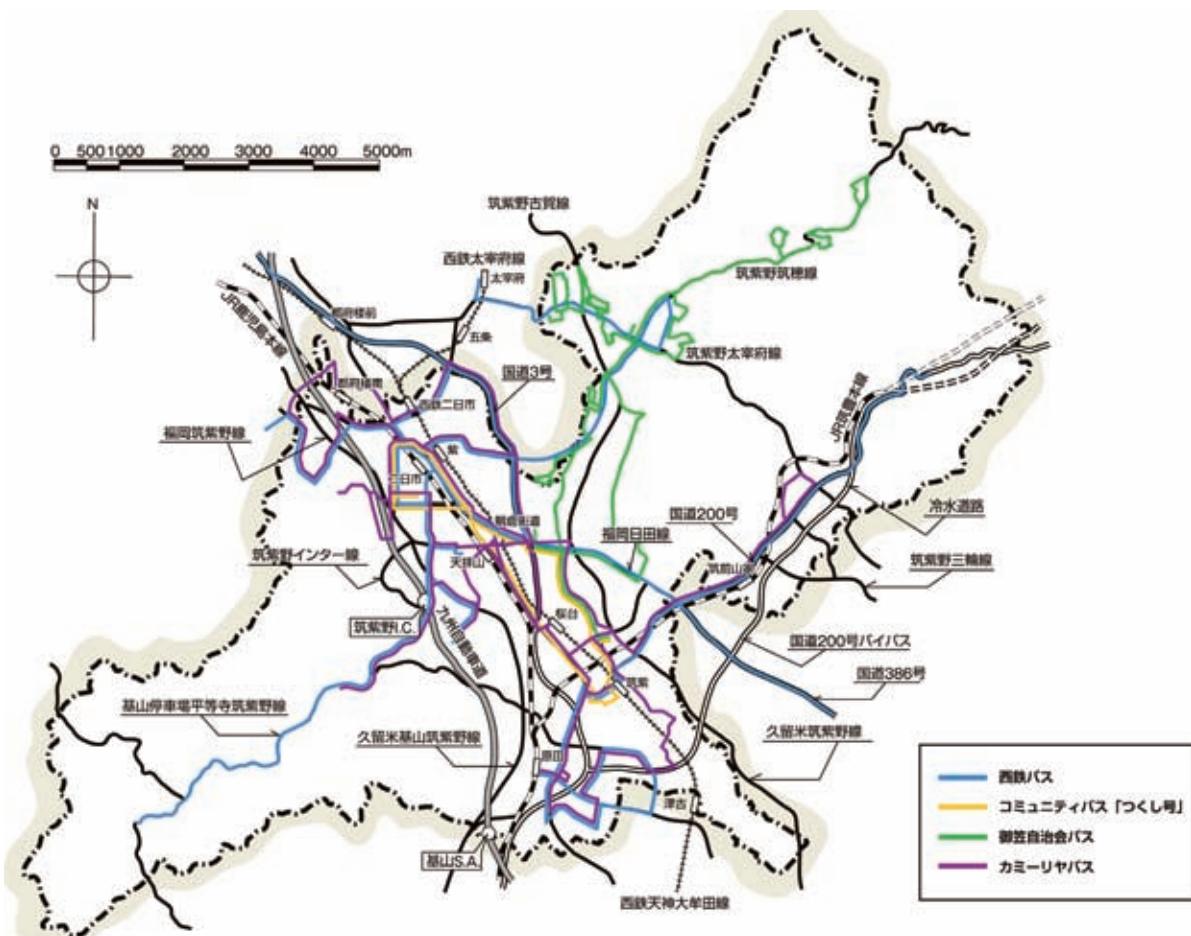
■主要交通網の状況



(2) バス路線

本市には西鉄グループが運行する路線バス「西鉄バス」のほか、市が運行するバスとして、総合保健福祉センター「カミーリヤ」を拠点として平成10(1998)年から福祉バス「カミーリヤ巡回福祉バス」を、平成31(2019)年1月から道路運送法第4条に基づくコミュニティバス「つくし号」及び道路運送法第78条に基づく「御笠自治会バス」を運行しています。

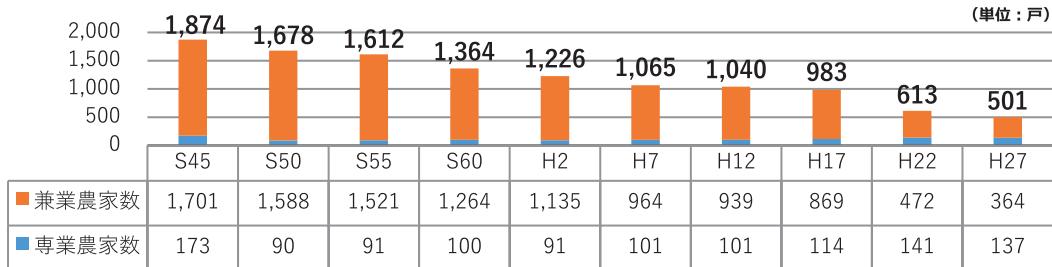
■バス路線の状況



第6章 産業動向

1. 農家数（専業農家・兼業農家）

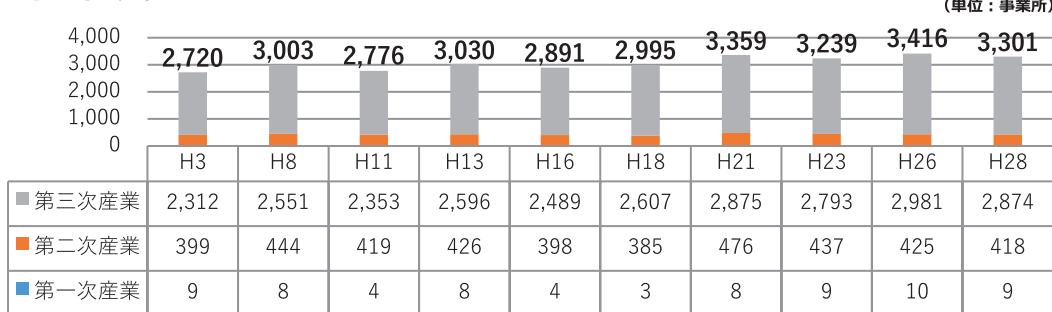
昭和45（1970）～平成27（2015）年の市内農家数の推移を見ると、農業のみで収入を得ている専業農家数は36戸減、農業以外でも収入を得ている兼業農家数は1,337戸減となっており、全体として1,373戸減となっています。



資料：農林業センサス

2. 産業別事業所数

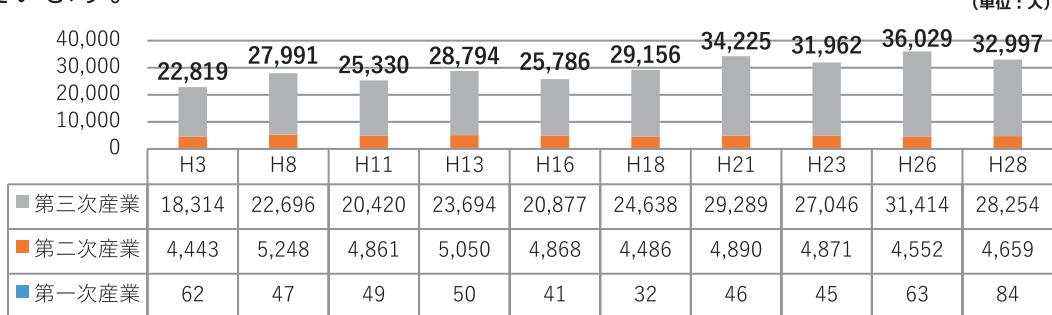
平成3（1991）～28（2016）年の市内産業別事業所数の推移を見ると、商業、運輸業、サービス業等の第三次産業が増加しており、全体として581事業所増加しています。



資料：事業所・企業統計調査（～H18）、経済センサス（H21～）

3. 産業別従業員数

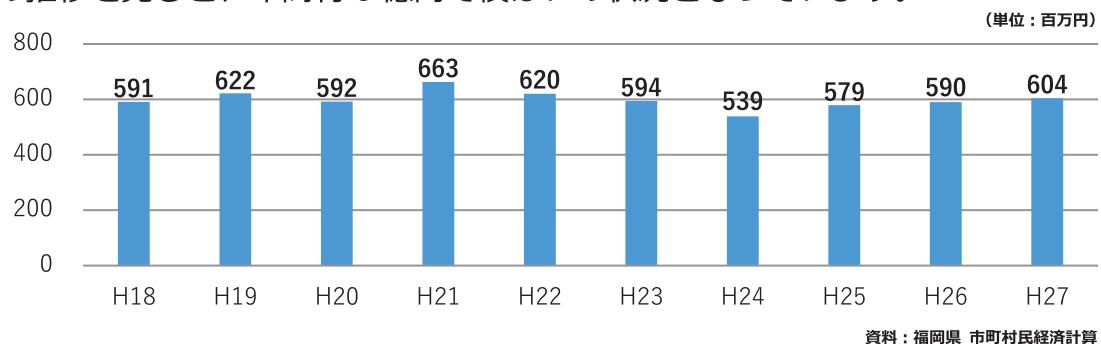
平成3（1991）～28（2016）年の市内産業別従業員数の推移を見ると、商業、運輸業、サービス業等の第三次産業が増加しており、全体として10,178人増加しています。



資料：事業所・企業統計調査（～H18）、経済センサス（H21～）

4. 農林水産業の総生産額

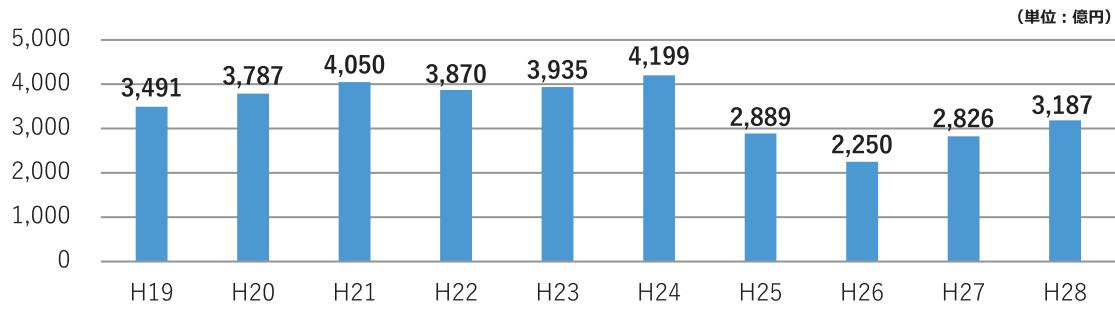
平成 18 (2006) ~27 (2015) 年の市内農林水産業（第一次産業）総生産額の推移を見ると、年間約 6 億円で横ばいの状況となっています。



資料：福岡県 市町村民経済計算

5. 製造業の製品出荷額

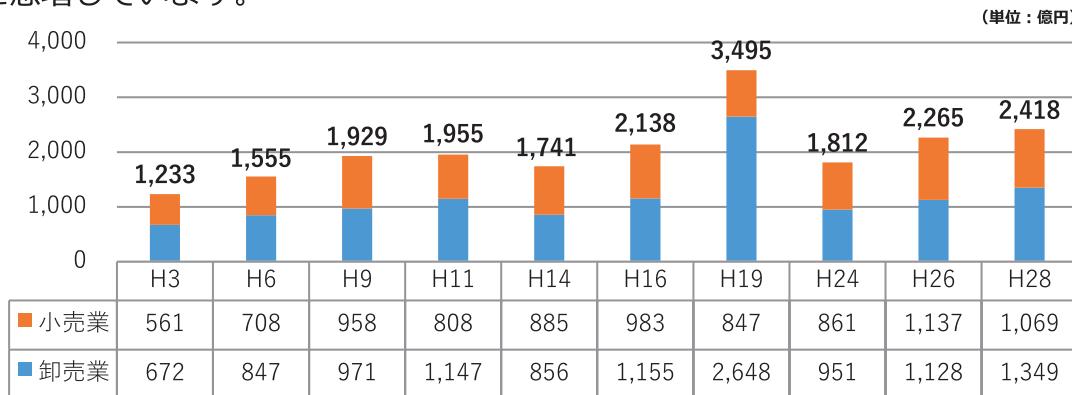
平成 19 (2007) ~28 (2016) 年の市内製造業の製品出荷額の推移を見ると、平成 24 年をピークに減少傾向となっていましたが、その後回復傾向となっています。



資料：工業統計調査、経済センサス (H23、H27)

6. 卸売業・小売業の年間商品販売額

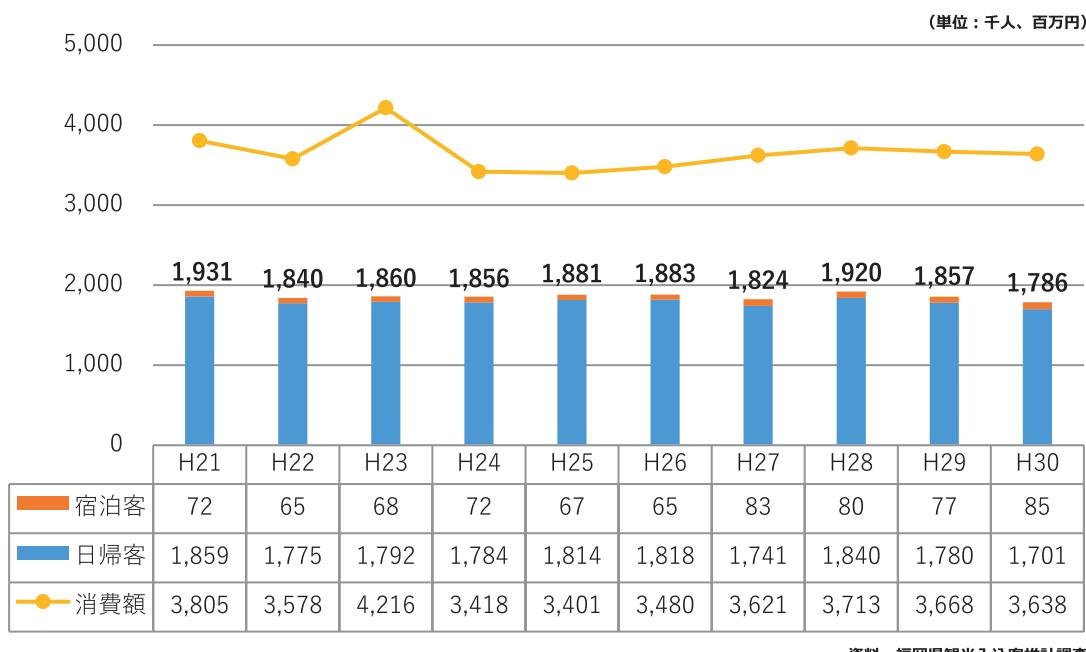
平成 3 (1991) ~28 (2016) 年の市内年間商品販売額の推移を見ると、堅調な伸びとなっています。また、平成 19 (2007) 年には卸売業の販売額が一時的に急増しています。



資料：商業統計調査、経済センサス (H24、H28)

7. 観光入込客・消費額

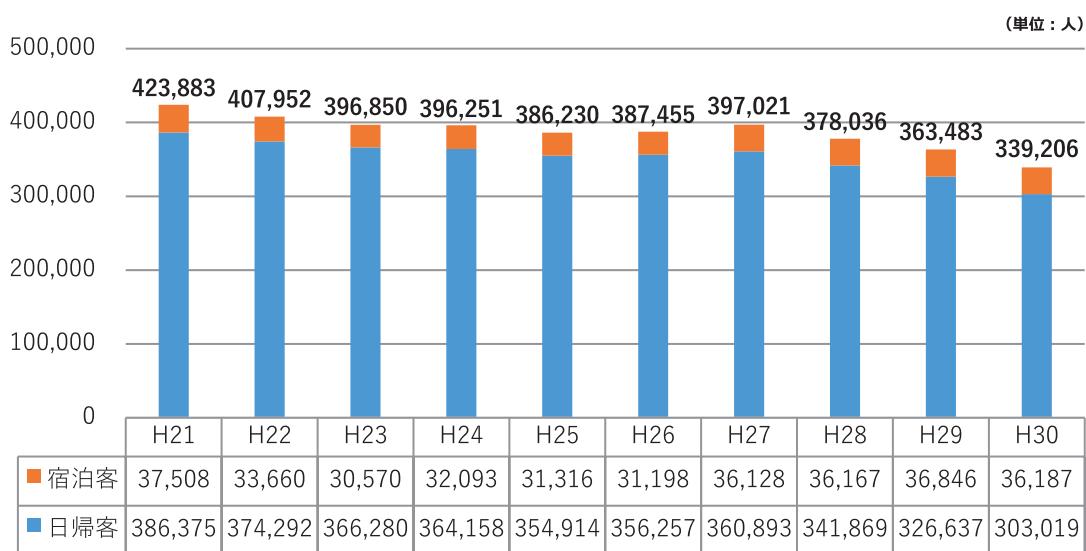
平成 21 (2009) ~30 (2018) 年の市内観光入込客及び消費額の推移を見ると、観光入込客は平成 21 (2009) 年以降、横ばいの状況が続いている。また、消費額は平成 21 (2009) 年～25 (2013) 年まで減少傾向となっていましたが、その後は微増傾向となっています。



資料：福岡県観光入込客推計調査

8. 温泉入込客

平成 21 (2009) ~30 (2018) 年の市内温泉入込客の推移を見ると、宿泊客については、平成 27 年以降、横ばいの状況が続いている。日帰客については、平成 21 (2009) 年以降、減少が続いている。



資料：二日市温泉入湯税施設・入浴施設調査

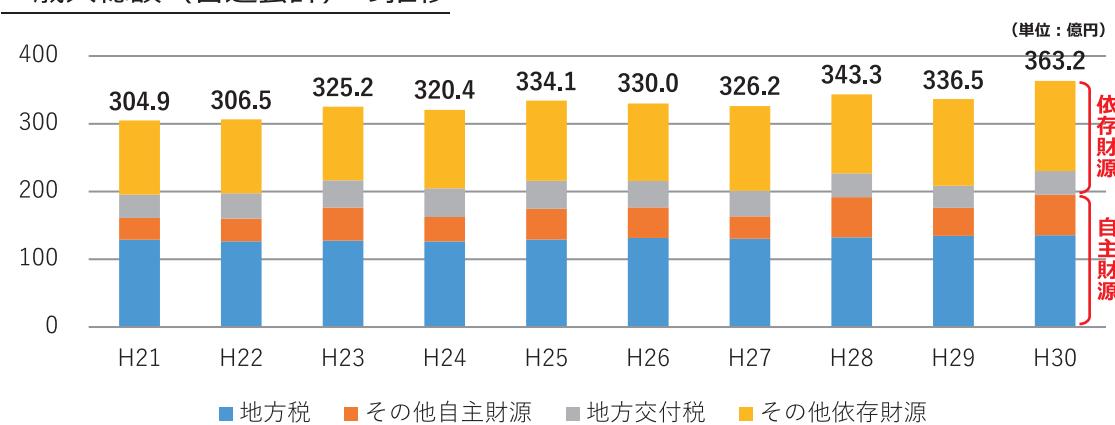
第7章 財政動向と今後の見通し

1. 島入の動向

本市の近年の島入の特徴としては、地方税の増加や国の施策の影響などによる地方交付税の減少があげられます。

また、地方税や手数料といった自主財源が、地方交付税や国県支出金といった依存財源を上回っている状況です。

■島入総額（普通会計）の推移

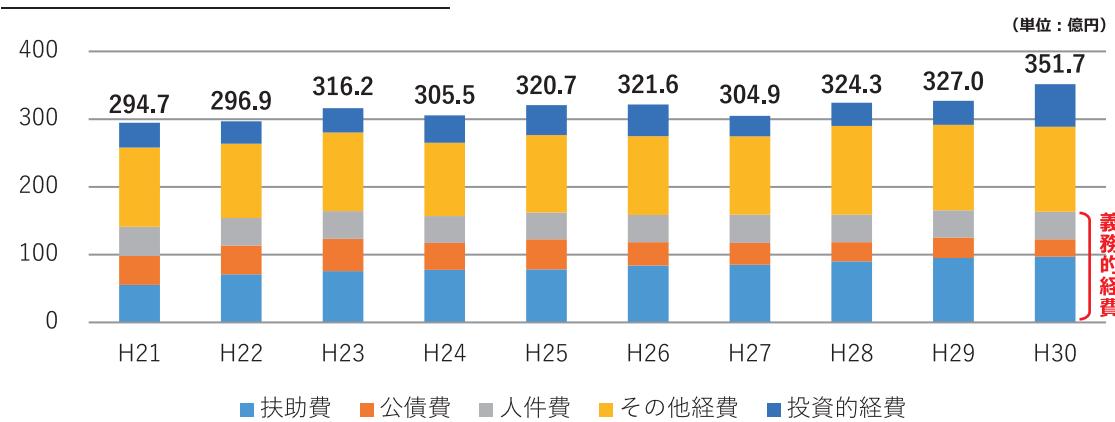


2. 島出の動向

本市の近年の島出の特徴としては、高齢化率の高まりや「障害福祉サービス」の利用増の影響などによる扶助費の増加があげられます。

また、扶助費や公債費、人件費といった義務的経費が約半分を占めていますが、公債費については、元金償還と新規借入のバランスを考慮し、地方債の借入を行ったことにより、減少傾向となっています。

■島出総額（普通会計）の推移



3. 財政分析

本市の財政状況を全国の類似団体（50 団体）及び政令市を除く県下 26 市と比較した結果、「経常収支比率」は、類似団体や 26 市の平均よりも低く、効率的な財政運営がなされていることが分かります。

また、「人口 1 人当たり積立金現在高」は、26 市の平均よりも低くなっていますが、類似団体の平均よりも高く、将来世代が利用可能な財源を一定程度確保できており、「将来負担比率」、「人口 1 人当たり地方債現在高」は、類似団体や 26 市の平均よりも低く、将来への負担が低く抑えられていることが分かります。

多くの財政指標が、類似団体や 26 市の平均と比べると同程度もしくは良い値となっており、筑紫野市の財政状況は健全な状態であることが分かります。

■市町村財政比較分析表（平成 29 年度普通会計決算）

平成 29 年度	単位	筑紫野市	類似団体内平均	政令市を除く 県下 26 市平均
財政力指数	—	0.78	0.79	0.56
経常収支比率	%	87.8	93.7	93.2
将来負担比率	%	—	25.1	19.9
実質公債費比率	%	5.5	4.7	6.4
人口 1 人当たり 積立金現在高	円	109,485	84,840	172,517
人口 1 人当たり 地方債現在高	円	259,911	320,703	383,362

（参考）用語解説

財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値（過去 3 年間の平均値）です。数値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。数値が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。
将来負担比率	地方公共団体が発行した地方債残高のうち普通会計が負担することになるもののみならず、地方公社等の負債も含め、年度末時点での地方公共団体にとっての将来負担の程度を把握する指標で、早期健全化基準の 350.0% を超えないことが望ましいとされています。なお、充当可能な財源が将来負担額を上回る場合は実質的な将来負担額がないため「—」で表記しています。
実質公債費比率	地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費が標準財政規模に比べてどの程度の負担となるのかを把握する指標で、早期健全化基準の 25.0% を超えないことが望ましいとされています。
人口 1 人当たり 積立金現在高	1 月 1 日現在の住民基本台帳に登載されている人口をもとに人口 1 人当たりの基金積立金の現在高を算出したものです。
人口 1 人当たり 地方債現在高	1 月 1 日現在の住民基本台帳に登載されている人口をもとに人口 1 人当たりの地方債の現在高を算出したものです。

4. 財政推計

今後4年間の一般会計の総額を約1,344億円と推計しました。この内訳として、義務的経費が約772億円、投資的経費が約99億円、その他の経費が約472億円と見込んでいます。会計年度任用職員制度の導入による人件費の増や幼児教育・保育の無償化などによる扶助費の増、高齢化の進行に伴う繰出金の増を見込んだことにより、今後4年間における一般会計の年間予算は、平均336億円程度で推移するものと見込んでいます。

■財政推計（一般会計ベース）

(単位：百万円)

区分		計画期間 (令和2~5年度)	年度平均
歳入	歳入総額	134,420	33,605
	自主財源	市税 その他	53,535 8,604
	依存財源	72,281	18,070
歳出	歳出総額	134,420	33,605
	義務的経費	77,235	19,309
	投資的経費	9,948	2,487
	その他経費	47,237	11,809

なお、歳入推計については、市税等は今後の人口展望を、国県支出金や地方債は、筑紫駅西口土地区画整理事業などの実施が予測される事業を考慮しています。その他の収入については、近年の決算の状況を基礎として推計しています。

また、歳出推計については、人件費は今後の職員数の見込みを、投資的経費は、筑紫駅西口土地区画整理事業などの実施が予測される事業を考慮しています。その他の経費については、近年の決算の状況を基礎として推計しています。

いずれの費目も、消費税率の引き上げや幼児教育・保育の無償化など、すでに方針等が示されている国の施策を可能な限り考慮して推計しています。

第8章 時代潮流

1. 人口減少と高齢化の急速な進行

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、令和22（2040）年までに日本の総人口は1,500万人近く減少し、1億1,000万人程度になるとされています。また、生産年齢人口（15～64歳）の減少と老人人口（65歳以上）の増加も進み、高齢化率は35%を超えるとされており、働き手の減少、社会保障費の増大、経済規模の縮小など、社会や経済に対する深刻な影響が懸念されています。

このことから、子どもを生み育てやすい環境づくり、高齢者・障がい者の介護や自立の支援、性別や年齢を問わず働く意欲がある人への就労支援など、地域経済の安定と快適で安心な暮らしの実現に取り組むことが必要となっています。

2. 安全・安心に対する意識の高まり

地震や集中豪雨といった大規模な自然災害が日本各地で続発していることに加え、くらしの身近な場所で発生する犯罪や事故、消費者や子どもを取り巻く問題などにより、安全・安心に対する意識が高まっています。

このことから、行政のみでは対応が困難な大規模災害への対応や地域の安全・安心に関わる諸問題への対応等において、行政、企業、地域、住民等がそれぞれの立場を認識し、考えられる様々な可能性を想定しながら、「自助」「共助」「公助」による安全・安心の確保に取り組むことが必要となっています。

3. 環境問題・エネルギーに対する関心の高まり

地球温暖化の進行や生物多様性の喪失、資源やエネルギーの大量消費に伴う大気汚染等、環境問題は国境を超えて深刻化しています。また、東日本大震災を機に原子力発電や化石燃料に依存しない再生可能エネルギーへの期待や省エネエネルギーに対する意識が高まっています。

このことから、自然環境との共生を意識した生活様式や、再生可能エネルギーの利用促進等により、低炭素・循環型社会の形成を進め、自然環境への負荷がない社会を目指すことが求められています。

4. 健康寿命の延伸に向けた意識の高まり

厚生労働省が発表した平成30(2018)年の日本人の平均寿命は、女性が87.32歳、男性が81.25歳で、ともに過去最高を更新しましたが、平均寿命のうち、日常的・継続的な医療・介護に依存せず、健康で活動的に生活できる期間である健康寿命とは10歳程度の開きがある状況であり、健康維持や疾病予防に対する意識の高まりとともに健康寿命の延伸への取り組みが求められています。

このことから、疾病の早期発見につながる各種健診の受診率向上や生活習慣の改善を促す取り組みに加え、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活の支援を受けることができ、社会参加が促進されていく仕組みづくりによって健康寿命を延伸し、高齢になっても生きがいを持って活躍できる社会の実現に取り組むことが必要となっています。

5. 地方行政と地域コミュニティの役割の変化

地方行政は、高度経済成長期における基盤整備中心の事業展開から、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化、価値観や生活様式の多様化に対応した、より柔軟で質の高いサービスの提供へと役割が変化しています。また、地域コミュニティにおいては、これまでの地縁的なつながりや共通の価値観で支えられてきた役割や活動が、地域の都市化や住民の生活様式の多様化、若者の流出や高齢化などで継続困難となっており、より組織的な活動によって地域課題の解決に取り組むことが必要となっています。

このことから、地方行政においては、行財政改革や財政健全化の推進、実効性のある事業選択や資源配分、地域、団体、企業などとの協働による効率的かつ効果的なまちづくりを進めていくことが求められています。また、地域コミュニティにおいては、組織的な活動の基盤の維持・強化とともに、行政のみでは対応が困難な大規模災害への対応をはじめ、高齢者や障がい者等の弱者対策、地域の特色や独自性を活かした活力ある地域のまちづくりを行政と連携しながら主体的に進めていくことが必要となっています。

6. 情報通信技術の進化による働き方改革実現への期待

国において、50年後も人口1億人を維持し、家庭・職場・地域で誰もが活躍できる社会「一億総活躍社会」が目標として掲げられ、その達成に向けた取り組みの1つとして「働き方改革」の実現が求められています。働き方改革は、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立といった働き方へのニーズの多様化といった課題に対応し、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指すものであり、その実現手段としてIoT（あらゆるモノがインターネットに繋がる仕組み）やAI（人工知能）をはじめとした新しい情報通信技術への期待が高まっています。

のことから、行政事務全般における情報通信技術の活用を推進し、住民サービスの更なる向上を図るとともに、働き方改革が目指す「個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会」の実現に率先して取り組むことが必要となっています。

7. 社会資本の老朽化の進行

高度経済成長期以降に集中的に整備した道路、橋梁、上下水道、教育・文化施設などの社会資本は、建設から既に30年以上の期間を経過していることから、老朽化の進行による更新・建替え・改修費用が増大し、その対応が一定期間に集中してしまうことなどが懸念されています。

のことから、公共サービスを低下させることなく、財政負担の平準化を図りながら更新・建替え・改修対応を進めていくため、計画的かつ効率的な取り組みを進めていく必要があります。また、今後の少子高齢化の進行に伴う人口減少により、公共施設等の利用需要が変化していくことも想定されることから、必要に応じた柔軟な施設運用に取り組むことも必要となっています。



宝満山

基本構想

BASIC CONCEPT

基本構想と将来都市像 60

基本構想と将来都市像

1. 基本構想について

基本構想は、筑紫野市の今後のまちづくりの普遍的な方向性と理念を示すものです。このため、筑紫野市の地勢や環境、これまでのまちづくりの経過を踏まえたうえで、まちづくりの基本理念を定め、その内容を包含した「将来都市像」を設定することとします。

2. まちづくりの基本理念

筑紫野市は、市制施行以来、「人」と「自然」、そして「街」の調和を目指してまちづくりを進めてきました。現在では、市域の東西に緑豊かな山林や田畠が広がる自然に満ち溢れ、市域を南北に縦断する鉄道や国道などの沿線には、多くの市民が暮らす住宅地やまちに活気をもたらす商業地、工業地が広がっており、まさに、「自然」と「街」とを兼ね備えた都市として成長しています。

のことから、第六次総合計画においても「『自然』と『街』とが共生するまちづくり」というこれまでの基本理念を継承することとします。

(参考) これまでの総合計画における将来都市像の変遷

・第一次筑紫野市総合計画（昭和 51 年度～昭和 60 年度）

「緑と太陽のまちづくり」

・第二次筑紫野市総合計画（昭和 61 年度～平成 7 年度）

「自然と調和のとれた活力と潤いのある都市づくり」

・第三次筑紫野市総合計画（平成 8 年度～平成 17 年度）

「自然・街・人の共生都市 ちくしの」

・第四次筑紫野市総合計画（平成 18 年度～平成 27 年度）

「みんなでつくる 自然と街との共生都市 ちくしの」

・第五次筑紫野市総合計画（平成 28 年度～平成 31 年度）

「自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの」

3. 将来都市像

今、本市はこれまで経験したことのない人口減少と少子高齢化への対応という困難なまちづくりの課題に直面しています。

このような中、安心して子どもを生み育てることができ、誰もが生きがいを持つつ、安全安心に暮らすことができるまちづくりに対する期待は高まっており、その実現のためには、本市の7つの地域コミュニティを「核」とした「ふるさとづくり」に市と地域が一体となって取り組むことが必要不可欠です。

このことから、本市のまちづくりの基本理念「『自然』と『街』とが共生するまちづくり」を踏まえつつ、地域コミュニティによる魅力溢れる「ふるさとづくり」の推進を図るため、「自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの」を前計画から継承し、引き続き目指すまちの姿（将来都市像）とします。





天拝公園

基本計画

MASTERPLAN

政策の構成	64
政策の大綱と施策・基本事業体系	65
第六次筑紫野市総合計画における重点施策	80

政策の構成

序論

基本構想

基本計画

資料編 I

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

資料編 II

5つの政策

将来都市像「自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの」を実現するため、次の 5 つの政策を定めます。また、政策の実現に向けて 28 の施策、122 の基本事業を設定し、まちづくりを進めます。

将来都市像

自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの



政策の大綱と施策・基本事業体系

政策1の「課題と大綱」

政策1「行財政改革」における課題および課題解決に向けた大綱を以下のとおり定めます。

政策1

行財政改革

～ムダを省いた効率的な行財政の確立～

■政策の課題

少子高齢化の進行に加え、本市における人口減少が目前に迫る中、更なる社会保障費の増大が予測されるとともに、将来的な税収（自主財源）の減少が危惧されます。また、市民の暮らしに対する価値観の変化や多様化が進んでいます。

このことから、限られた経営資源を有効かつ効率的に活用できる行財政運営が必要となっています。また、市職員の人材育成や働き方改革に取り組むことで、多様化・専門化する行政需要に適切に対応でき、かつ行政事務の効率化および正確性を確保することが求められています。

■政策の大綱

- 市が取り組む「施策」、「基本事業」、「事務事業」を客観的に評価・分析する行政評価を推進し、歳入と歳出のバランスがとれた費用対効果の高い行財政運営を目指します。
- 各種公共施設をはじめとした公有財産の適切な維持管理や有効活用に計画的に取り組み、市民の利便性や安全性の維持・向上を目指します。
- 市職員の人材育成、ICTを活用した業務の効率化や正確性の確保に取り組むことにより、市民のニーズに的確に対応できる満足度の高い市民サービスの提供を目指します。

政策1の「施策・基本事業体系」

政策1の実現に向けて、3つの施策を設定し、各施策の実現手段として14の基本事業を設定します。

施策名称	施策の目指す姿
1. 計画行政と効率経営の推進	計画的かつ効率的な行財政運営により、安定した自治体経営が実現しています。
基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 経営資源の有効活用	限られた財源のなかで、事業の取捨選択や業務改善を行い、効果的かつ効率的な行政運営が行われています。
② 健全な財政運営	歳入に見合ったバランスのとれた財政運営が行われています。
③ 自主財源の確保	行財政運営に必要な自主財源が確保されています。
④ 公有財産管理	公有財産が適切かつ効率的に管理されています。
施策名称	施策の目指す姿
2. 人材育成と組織の整備	業務に的確に対応でき、市民の期待に応えられる人材・組織となっています。
基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 人材育成による行政サービスの向上	市職員の人材育成が図られるとともに、自らの行動・意識により、行政サービスが向上しています。
② 機能的・効率的な組織づくり	行政組織が機能的かつ効率的になっています。
③ ICTを活用した業務効率化などの働き方改革の推進	ICTの効果的な利活用により、市職員の業務改善が進んでいます。市職員の健康が維持され、安心して働くことができる職場になっています。
施策名称	施策の目指す姿
3. 公正・公平な事務執行	市が行う事務手続きや窓口業務などが適正に執行され、市民サービスが向上しています。
基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 各種証明書の正確な交付	各種証明書の発行業務に誤りがなく、正確に交付することができます。
② 適正な課税事務	法律に基づいた適正な課税事務が行われ、市民の課税に対する理解が高まっています。
③ 適正な会計事務	債権者に適正な公金の支払いが行われています。
④ 情報システムの適切な管理	情報システムの適切な管理・利活用により、迅速かつ正確な事務処理が行われています。
⑤ 議会事務局の運営	議会事務が適切に執行され、円滑な議会運営が行われています。
⑥ 選挙管理委員会事務局の運営	選挙事務が適正かつ円滑に執行され、投票しやすくなっています。
⑦ 監査委員事務局の運営	監査等の事務が適切に行われ、監査委員の職務が円滑に遂行されています。

政策2の「課題と大綱」

政策2「産業・雇用をつくる」における課題および課題解決に向けた大綱を以下のとおり定めます。

政策2

産業・雇用をつくる

~まちを元気にする地域経済の活性化~

■政策の課題

本市では、近年の堅調な人口推移に伴い、大型商業施設の出店が進んでいることなどから、事業所数、従業員数、販売額は増加傾向となっていますが、商店街や中心市街地には空き店舗が存在している状況です。また、農業においては、高齢化と後継者不足による農業者の減少が続いている。観光については、観光入込客及び消費額ともに近年横ばいの状況となっています。

のことから、創業・開業の支援や消費の拡大等による新たな雇用の創出、新規就農者への支援と生産性の高い安定的な農業経営の実現、地域資源を活用した観光振興に積極的に取り組むことで、地域の活力や魅力を向上させる必要があります。

■政策の大綱

- 創業・開業の支援に取り組むほか、地場経済対策等を推進し、産業の振興を図ることによって地域を活性化し、新たな雇用を創出します。
- 農業者の経営の安定化と生産性向上のため、基盤整備や組織的運営を支援するほか、新たな担い手の育成等に取り組み、消費者が求める安全な農産物の安定的な供給を将来に渡って持続できるようにします。また、林業については適切な森林の管理により、豊かな森林の保全を図ります。
- 観光の活性化につながる魅力的な観光資源の相互連携や積極的な情報発信に取り組むことにより、観光入込客及び消費額の増加を図ります。

政策2の「施策・基本事業体系」

政策2の実現に向けて、3つの施策を設定し、各施策の実現手段として14の基本事業を設定します。

施策名称	施策の目指す姿
4. 地域に活力をもたらす産業・雇用の創出	創業・開業や市内における消費拡大等により、にぎわいや雇用の場が創出され、地域経済が活性化しています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 中小企業の経営支援	中小企業の経営安定が図られています。
② 市内・地元商店街における消費の拡大	市内の店舗や商店街での買い物が促進されています。
③ 創業・開業の支援	事業所開設等への各種支援により、市内における創業・開業が増加しています。
④ 就労の促進	求人情報の拡充等により、就労が促進されています。

施策名称	施策の目指す姿
5. 農林業の振興	担い手農家の安定経営のもと、安全・安心な農産物が安定供給されているとともに、豊かな森林が保全されています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 農業を担う人づくり	農業者の経営が持続されるとともに、新たな担い手が育成されています。
② 農業生産基盤の整備・保全	農業生産基盤の整備・保全により、農業生産が維持できています。
③ 有害鳥獣の駆除	有害鳥獣の駆除により、農林産物の被害が少なくなっています。
④ 消費者が求める農産物の供給	消費者が求める安全・安心な農産物の供給により、地産地消が進んでいます。
⑤ 畜産の振興	水田農業との連携により、畜産の振興が図られています。
⑥ 森林の保全	適切な管理により、森林が保全されています。
⑦ 農業委員会事務局の運営	農業委員の職務が円滑に遂行されることにより、遊休農地の解消が図られています。

施策名称	施策の目指す姿
6. 観光の振興	観光客が増え、地域経済が活性化されています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 観光資源の活用	観光資源の相互連携と有効活用が図られ、観光の魅力度が高まっています。
② 観光推進体制の充実	観光客への「おもてなし」や魅力的な観光サービスの提供がでています。
③ 観光情報の発信	観光情報の積極的発信により、市内の観光資源やイベントに対する認知度が高まっています。

政策3の「課題と大綱」

政策3「生活をまもる」における課題および課題解決に向けた大綱を以下のとおり定めます。

政策3 生活をまもる

～安全安心のまちづくり 健康で笑顔輝くまちへ～

■政策の課題

近年頻発する集中豪雨をはじめとした大規模な自然災害、犯罪の高度化・国際化、交通安全面での危険性増大等、市民の生命、財産を脅かす様々な出来事がより身近な問題となっています。

また、健康維持や疾病予防に加え、生涯住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送ることへの関心が高まっており、誰もがお互いに多様な生き方を認め合える社会の形成が求められています。

このことから、「自助」「共助」「公助」による自然災害や犯罪等への対応、健康寿命の延伸のほか、人権尊重社会の実現に向けた啓発等に積極的に取り組む必要があります。

■政策の大綱

- 地域との連携等による大規模災害への対応や防犯・交通安全対策等の充実を図ります。また、過去に幾度も大きな被害が発生している浸水地域については、引き続き関係機関と連携しながら対策を推進します。
- 健康寿命の延伸に加え、高齢者や障がい者をはじめ誰もが生きがいを持って暮らすことが出来るよう、各種健診の受診率向上や生活習慣の改善に向けた取り組みを推進するとともに、社会保障制度の維持や適正な福祉サービスの提供、さらには、住み慣れた地域で自立した生活を送り、社会で活躍することができる仕組みづくりに取り組みます。
- 誰もが人権を尊重し、侵害されない市民生活を送ることができるよう、人権教育と啓発、相談体制の充実を図ります。

政策3の「施策・基本事業体系」

政策3の実現に向けて、7つの施策を設定し、各施策の実現手段として33の基本事業を設定します。

施策名称	施策の目指す姿
7. 防災・減災対策の推進	行政及び市民・地域の防災対策が推進され、被害が最小限に抑えられています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 浸水対策の推進	浸水地域が減少し、安心して暮らせる人が増えています。
② 防災意識の向上	市民・地域の防災意識が高まり、災害に対する備えができています。
③ 災害情報の充実	危険予知などの情報が収集され、市民に迅速かつ確実に伝わっています。
④ 災害時避難体制の確立	災害時に避難する場所が確保され、生活必需品が供給できるようになっています。
⑤ 消防体制の整備	火災や災害により早く消防活動が行われ、被害が最小限に抑えられています。

施策名称	施策の目指す姿
8. くらしの安全対策の推進	犯罪や交通事故、消費者トラブルが少なく、安全な暮らしができるまちになっています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 犯罪に強い地域づくり	市民の防犯意識が高まるとともに、地域の実情に応じた防犯活動と防犯設備の整備が進むことで、犯罪による被害が抑えられています。
② 交通安全対策の推進	市民の交通安全意識が向上することにより、交通事故の発生が抑えられています。
③ 買い消費者の育成	各種相談事業などにより、消費者被害が抑えられています。
④ 空家対策の推進	空家が解消され、安全なまちになっています。

施策名称	施策の目指す姿
9. 健康づくりの推進	健康寿命が延伸され、いつまでも健康に暮らすことができています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 疾病の予防と健康管理	定期的に健診を受け、自分の健康管理を行う人が増加しています。 感染症の蔓延を予防することができています。
② 生活習慣の改善とこころの健康づくり	からだとこころの健康が保たれ、いきいきと自分らしい社会生活を営むことができています。
③ 健康を支える環境の整備	健康づくりを推進する人材や組織により、地域全体が健康になっています。 救急医療等の充実により、安心した生活ができています。
④ 健全な食生活の推進	食生活への関心が高まり、規則正しい、栄養バランスのとれた食生活を実践している人が増加しています。

施策名称	施策の目指す姿
10. 高齢者福祉の充実 ～地域包括ケアシステムの推進～	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるようになっています。 適切な介護サービスの提供が受けられ、その有する能力に応じた日常生活ができるようになっています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 社会参加と生きがいづくり	さまざまな場面で社会参加をし、生きがいをもって生活しています。
② 介護予防の推進	介護予防に努め、健康な体を維持しています。
③ 日常生活の支援	日常的な移動や買い物、軽作業などの支援が受けられることにより、自立した生活ができています。
④ 認知症施策の推進	認知症の人に対する地域の理解が深まり、安心して生活することができるようになっています。
⑤ 在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護連携の推進により、必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けることができています。
⑥ 高齢者的人権擁護	各種相談事業などにより、高齢者的人権がまもられています。
⑦ 介護保険の適切なサービス利用	介護保険制度が理解され、本人の状態に応じた適切なサービスが受けられるようになっています。

施策名称	施策の目指す姿
11. 障がい者福祉の充実	障がい者等の自立と社会参加が促進され、安心して暮らせる福祉のまちづくりが進んでいます。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 自立生活の支援	障がい者等が適切なサービスを受け、自立した生活ができます。
② 地域生活支援の基盤づくり	障がい者等が生活支援を受け、生活が改善されるとともに、経済的負担が軽減されています。
③ 社会参加の促進と就労支援	障がい者等の行動範囲が広がり、社会参加や生きがいを持った生活ができています。
④ 障がい者の人権擁護	各種相談事業などにより、障がい者等の人権がまもられています。

施策名称	施策の目指す姿
12. セーフティネットの推進	社会保障制度の意義が理解され、医療や生活保障を必要な人が受けられています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 国民健康保険の健全な運営	適正な医療給付と保険税の負担により、制度が安定的に運営され、被保険者が安心して医療を受けられています。
② 後期高齢者医療費の適正化	制度が安定的に運営され、老後も被保険者が安心して医療を受けられています。
③ 生活保護世帯の自立助長	対象となった世帯が必要な生活保障を受けられるとともに、自立支援により、生活保護世帯の数が減少しています。
④ 生活困窮者の支援	最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある困窮者が適切な支援を受けることで、困窮状態から脱却できるようになっています。
⑤ 市営住宅の維持管理	市営住宅の適切な維持管理により、必要とする人への住居が確保できています。

施策名称	施策の目指す姿
13. 人権尊重のまちづくり	人権が侵害されない市民生活ができるようになっています。男女の人権が尊重され、あらゆる分野に平等に参画しています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 人権教育及び啓発の推進	人権を尊重し、侵害しないようになっています。
② 同和問題の解決	部落差別の結果としての厳しい生活実態に関する悩みが少なくなっています。
③ 男女平等意識づくりと女性活躍推進	男女の平等意識が向上し、女性が社会で活躍できるようになっています。
④ 女性の人権擁護	各種相談事業などにより、女性の人権が守られています。

政策4の「課題と大綱」

政策4「共助社会づくり」における課題および課題解決に向けた大綱を以下とおり定めます。

政策4

共助社会づくり

～いきいきと元気な協働のまちへ～

■政策の課題

本市ではこれまでに、市内7つのコミュニティ運営協議会が設立され、その活動拠点であるコミュニティセンターを整備する等、地域が支えあいながら主体的にまちづくりを進めることができる基盤づくりを進めてきました。現在、地域の様々な課題に応じた活動が活発化しているものの、今後の地域人口の減少、都市化や生活様式の多様化に加え、若者の流出や無関心、高齢化の進行等により、将来に渡る活動の継続に不安を抱えています。

このことから、地域活動を支える人材の確保をはじめとした活動継続に向けた支援を継続するとともに、地域の特色や独自性を活かした活力ある地域のまちづくりを行政と連携しながら進めていくことが必要となっています。

■政策の大綱

- 地域コミュニティをはじめ、ボランティアやNPO等の積極的な活動による協働のまちづくりが推進できるよう、活動基盤の維持・強化に対する支援を継続するとともに、様々な組織やグループの連携を促すことで、多くの市民がまちづくりに参画する機運の醸成に取り組みます。
- 地域住民同士の支えあいや助けあいが重要となる福祉や防災の分野においては、地域での声かけや見守り活動の活性化、身近な相談窓口の利用促進を図るとともに、その活動を支える人材の育成に取り組みます。
- 「自助」「共助」「公助」のバランスのとれたまちづくりを推進するため、各種行政情報や特色ある地域のまちづくりに関する情報を積極的に発信するとともに、市民の意見を市政に活かす広聴活動を推進します。

政策4の「施策・基本事業体系」

政策4の実現に向けて、3つの施策を設定し、各施策の実現手段として10の基本事業を設定します。

施策名称	施策の目指す姿
14. 地域コミュニティによるまちづくり	地域住民が主体となり、地域課題の解決や地域の魅力を活かしたまちづくりが進められています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 地域コミュニティ活動の充実	地域コミュニティによる活動が充実・活性化し、地域の課題を地域自らで解決することができます。
② 地域コミュニティ活動施設の利用促進	地域コミュニティ活動を行う場所が確保され、活用されています。
③ NPO・ボランティア活動の促進	日常的課題や社会的課題の解決に向け、市民が公益性の高い活動を主体的かつ積極的に行ってています。

施策名称	施策の目指す姿
15. 地域福祉の推進	高齢・障がい・介護・子育てなどによる生活課題を抱えても、身近な支援を受けながら、お互いを認めあい、支えあいながら、だれもが安心して自立した生活ができる地域社会になっています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 地域で支えあい、助けあう仕組みづくり	身近な人や地域との関わりが豊かになっています。地域での声かけや見守り活動が進んでいます。
② 多様なニーズに対応する仕組みづくり	どこに相談してもよいかがすぐにわかり、身近な場所で相談することができています。
③ 地域福祉を支え、推進する人や組織づくり	地域福祉を担う多様な人材が育成されています。

施策名称	施策の目指す姿
16. 開かれた市政の推進	行政情報がきちんと伝わって理解され、市民の意見が市政に活かされています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 広報の推進	行政情報が分かりやすく、有効な方法で提供され、多くの市民に伝わっています。
② 市の魅力の情報発信	市の魅力が積極的に発信されています。
③ 広聴の推進	市民の意見を様々な方法で市政に反映することができています。
④ 情報公開の総合的推進	情報が管理され、必要としている人に適正に公開できています。

政策5の「課題と大綱」

政策5「未来をつくる」における課題および課題解決に向けた大綱を以下のとおり定めます。

政策5

未来をつくる

～すこやかに育つまちへ～ ～自然と都市機能が調和するまちへ～

■政策の課題

本市の人口は昭和47年4月の市制施行時の約4万人から2.6倍の約10万4千人まで増加しています。しかしながら、人口の自然増減及び社会増減とともに成長が鈍化しており、人口減少が目前に迫っている状況です。また、社会増減の状況は、県内の移動が全体の約6割、そのうちの多くが近隣自治体間のものとなっています。

のことから、今後予測される人口の減少を抑制し、誰もが住みたい・住みづけたいと思えるまちづくりに向けて、誰もが安心して子どもを生み育てができる環境を整備し、未来を担う子どもたちの健やかな成長を促す必要があります。また、生涯学習の推進、歴史・文化の継承と振興、自然環境の保全や交通利便性の更なる向上等、本市の魅力を活かす計画的なまちづくりを進める必要があります。

■政策の大綱

- 誰もが安心して子どもを生み育てができるよう、子育て家庭への生活支援や待機児童の解消をはじめとした幼保サービスの充実に取り組みます。また、子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな心・健やかな体を育み、学校生活を楽しく過ごせるよう、教育環境の整備や教職員の資質向上に取り組みます。
- 青少年の健全な育成を図るため、地域、学校、家庭と連携して青少年の居場所づくりや青少年の指導者育成等に取り組みます。また、市民の生涯学習やスポーツ活動等の機会の充実のため、社会教育施設、スポーツ施設、読書環境の充実等に取り組みます。
- 筑紫野市に伝わる歴史や文化を継承し、振興するため、宝満山や阿志岐山城跡といった史跡等の適切な保護と活用に取り組みます。
- 人と自然にやさしい循環型・低炭素・自然共生社会の実現に向けて、ごみの排出抑制、自然環境の保全、自然との共生意識の醸成等に取り組みます。また、快適な生活環境の促進、安全で安心な水道水の供給、衛生的で快適な下水道の促進に取り組みます。
- 誰もが安全かつ便利に移動できる交通環境を構築するため、道路の整備・改良や公共交通体系の充実等に取り組みます。また、住宅や商業、工業、農業、公園などのバランスの取れた計画的なまちづくりを推進するため、土地の有効活用や適正な土地利用のための適切な指導を行います。

政策5の「施策・基本事業体系」

政策5の実現に向けて、12の施策を設定し、各施策の実現手段として51の基本事業を設定します。

施策名称	施策の目指す姿
17. 子育て支援の推進	子育てが楽しく、安心して子どもを生み育てることができます。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 子育て不安の軽減	家庭状況や経済状況にかかわらず子どもを育てることができるようになっています。 子どもの発達や成長に関する不安が少なくなっています。
② 母子保健の推進	親子が心身ともに健やかに暮らすことができるようになっています。
③ 地域における子育て支援	子育ての相談や交流の場が地域に広がり、不安が解消されています。
④ 幼保サービスの充実	安心して保育所等に子どもを預けて働いたり、幼児教育を受けたりすることができるようになっています。
⑤ 子どもの人権の尊重	子どもの人権がまもられ、健やかに生活することができるようになっています。

施策名称	施策の目指す姿
18. 学校教育の充実	子どもたちが確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みながら、充実した学校生活を送っています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 教育環境の整備	安全で快適に学ぶことができる施設となっています。
② 教職員の資質向上	各種研修により、指導力の向上が図られています。
③ 確かな学力の育成	学習意欲が向上し、自ら考え、解決する力が育っています。
④ 豊かな心の育成	人を思いやり、尊重する心が育まれています。 自ら考え、正しく判断できる力が養われています。
⑤ 健やかな体の育成	心身ともに健康な体が育っています。
⑥ 特別支援教育の推進	障がいのある子どもが、特性に応じた教育を受けることができます。
⑦ 地域との協力体制	地域の人材や学習資源が活かされ、地域の教育力が向上していくとともに、地域と一緒に開かれた学校づくりが進められています。
⑧ 就学の支援	経済的負担が軽減され、学校に通うことができるようになっています。

施策名称	施策の目指す姿
19. 青少年の健全育成	豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる力を備えた青少年が育成されています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 青少年の学習機会、体験活動の充実	スポーツや文化・芸術、自然や人とふれあい・遊び、地域活動などの体験活動、社会参加、世代間交流が推進されています。
② 青少年の居場所づくり	地域・学校・家庭の連携などにより、子どもが安心して集い、交流できる場がつくられています。
③ 青少年の指導者育成	青少年の指導者や子どもたちのリーダーが育っています。
④ 環境浄化活動の推進	青少年の健全育成を阻害する環境が浄化され、事件・事故が予防されています。
⑤ 青少年の悩み相談の充実	青少年が悩みを抱え込まず、相談することができます。

施策名称	施策の目指す姿
20. 生涯学習・社会教育の推進	個人や地域のニーズに応じた学習を行う市民が増加し、学習成果が家庭・地域で活かされています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① ニーズに応じた学習機会の充実	学習機会が充実し、その情報が受けられるようになっています。
② 生涯の学びを地域で活かせる人づくり	市民自らが地域活動や学習活動を主体的に推進し、人材育成と地域交流ができるようになっています。
③ 異文化理解の推進	異文化を理解し、国際性豊かな市民となっています。
④ 社会教育施設の充実	安全で快適に学ぶことができる施設となっています。
⑤ 読書活動の推進	本に触れる機会や読書を通じて学ぶ機会が増加しています。

施策名称	施策の目指す姿
21. 歴史・文化の継承と振興	市の歴史・文化に関心を持つ市民が多くなっています。歴史・文化・芸術活動に多くの市民が取り組んでいます。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 文化財の保護	文化財が適切に保護されています。
② 文化財の整備と活用	史跡等が総合的に整備され、文化財に触れることができるようになっています。
③ 歴史学習の機会提供	市や地域の歴史・文化を学ぶことができるようになっています。
④ 文化・芸術活動の推進	文化・芸術の鑑賞などにより、豊かな感性が育まれています。

施策名称	施策の目指す姿
22. スポーツ・レクリエーションの推進	スポーツ・レクリエーション活動をする市民が増えています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① スポーツ施設の充実	スポーツ施設の充実により、スポーツをする環境が整っています。
② 年齢や体力に応じたスポーツの振興	市民の年齢や体力に応じたスポーツをする機会が充実しています。
③ 指導者・ボランティアの養成	スポーツ・レクリエーションの指導者・ボランティアが養成され、市民や地域のニーズに対応できるようになっています。

施策名称	施策の目指す姿
23. 循環型・低炭素・自然共生社会の推進	ごみの排出が抑制されるとともに、適正に処理されています。人と自然にやさしい環境が保全されています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① ごみ減量化の推進	市民・事業所等のごみの排出抑制や資源化などにより、ごみの減量化が図られています。
② ごみの適正処理の推進	ごみの処理ルールが守られ、適正に処理されています。
③ 地球温暖化防止の推進	地球温暖化を防止する取り組みが推進されています。
④ 環境保全活動の推進	環境保全活動を行う人や事業所等が増加しています。
⑤ 自然共生社会の推進	自然とつながりを持つことの大切さを意識した行動ができる市民が増加しています。

施策名称	施策の目指す姿
24. 快適な生活環境の促進	快適で衛生的な生活ができるようになっています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① し尿処理の適正化の推進	し尿が適正に処理されています。
② ペットの適正飼育の推進	ペットを飼う市民が適正な知識を有し、モラルとマナーが向上しています。
③ 生活環境に関する害の減少	日常生活の害が少なくなっています。

施策名称	施策の目指す姿
25. 安全で安心な水道水の供給	いつでも安全な水を安心して使うことができています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 水道水の安定供給	水道水を安定的に供給できています。
② 効率的な水道経営の推進	水道事業を効率的に運営できています。

施策名称	施策の目指す姿
26. 衛生的で快適な下水道の促進	水辺環境が衛生的で住みやすいまちになっています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 下水道事業の推進	下水道の普及率及び水洗化率が高まっています。
② 農業集落排水施設の維持管理	農業用水の水質が保全され、農村生活環境が良好に維持されています。
③ 効率的な下水道経営の推進	下水道事業を効率的に運営できています。

施策名称	施策の目指す姿
27. 交通環境の総合的な整備と充実	誰もが安全かつ便利に移動できる交通環境が整っています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 道路の維持管理	道路の適切な維持管理により、安全性が確保されています。
② 道路の整備	道路の整備により、安全性・利便性が向上するとともに、交通混雑が緩和されています。
③ 駅の利便性向上	駅及び駅周辺の施設整備を促進することにより、利便性が向上しています。
④ 交通手段の充実	持続可能で安全・安心な移動環境が構築されています。

施策名称	施策の目指す姿
28. 市街地の形成	計画的なまちづくりが推進され、住宅、商業、工業、農業、公園などのバランスがとれた市域が形成されています。

基本事業名称	基本事業の目指す姿
① 市街地の整備	区画整理等による土地の有効活用、高度利用が進んでいます。
② 計画的な土地利用の推進	「都市計画マスターplan」等に基づき、計画的な土地利用が図られています。
③ 適正利用への指導	法令や用途等を遵守し、近隣の住環境と調和した開発が進められています。
④ 公園の利用促進	公園の適切な維持管理により、憩いの場として利用されています。

第六次筑紫野市総合計画における重点施策

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

重点施策について

基本構想で設定した将来都市像を実現するためには、5つの政策と、政策を実現する手段である28の施策すべてを着実に進めていく必要があります。

しかしながら、時代潮流や本市を取り巻く様々な環境変化等に的確に対応し、実効性のあるまちづくりを進めていくためには、限られた経営資源を適切に配分する選択と集中が不可欠です。このことから、第六次総合計画の計画期間内で特に力を入れて取り組む「重点施策」を5つ設定し、人的・財政的資源の重点配分を行い、特に成果の向上を目指します。

5つの重点施策

重点施策
1

高尾川・鷺田川の浸水対策の推進

■掲載ページ：99
重点 施策7 基本事業1

線状降水帯による記録的豪雨など、全国各地で猛威を振るう自然災害から市民のかけがえのない生命や財産をまもるために、強靭な都市基盤を整備し、災害の被害を最小化する必要があります。

本市に幾度も浸水被害をもたらしてきた高尾川・鷺田川については、高尾川床上浸水対策特別緊急事業が採択され、地下河川築造工事が進められていることから、引き続き、早期完了に向けて事業を促進するとともに、市営河川への影響の調査等により、安全安心な暮らしをまもる基盤づくりを推進します。

重点施策
2

地域コミュニティによるまちづくりの深化

■掲載ページ：113
重点 施策14 基本事業1

加速度を増す少子高齢化や頻発する自然災害など、社会情勢の大きな変化に伴い多様化する市民のニーズに対応するためには、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもと、それぞれの強みを活かしたまちづくりを進める必要があります。

各地域のコミュニティ運営協議会と連携しながら、地域防災と地域福祉をはじめ、各地域の課題と特色を踏まえた地域コミュニティによるまちづくりを進めていきます。

重点施策
3**筑紫駅西口土地区画整理事業の推進**■掲載ページ：141
重点 施策 28
└ 基本事業 1

平成9年度から取り組んできた筑紫駅西口土地区画整理事業については、社会情勢の変化や「古代土壙」の発見により、事業の中止と延伸を余儀なくされました。しかし、「土壙」の整備・保全方針が福岡県から示されたことにより、本格的に事業を再開したところです。

この整備・保全方針を踏まえながら、良質な居住環境と街のにぎわいづくりのため、早期完了を目指し、事業を推進します。

重点施策
4**未来に繋ぐ少子化対策
～子育て支援と教育環境の充実～**■掲載ページ：119
重点 施策 17
└ 基本事業 4■掲載ページ：121
重点 施策 18
└ 基本事業 1

近い将来、人口が減少局面に転じることが予見されるなか、筑紫野市が将来にわたって活力にあふれるまちでありつづけるためには、誰もが安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりを進めることが重要となります。

全国的に大きな課題となっている待機児童の解消などの子育て支援と子どもたちの夢を育む教育環境の充実に取り組みます。

重点施策
5**高齢者を見守り、支えあう地域づくり
～地域包括ケアシステムの推進～**■掲載ページ：105
重点 施策 10
└ 基本事業 2～5

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、本市の高齢化率も28.3%に達すると見込まれています。今後は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、見守り、支えあいの地域づくりが不可欠になります。

高齢者の地域での生活を支える在宅医療と介護、さらには地域ぐるみの生活支援などを一体的に享受することができる地域包括ケアシステムを推進します。



竜岩自然の家

資料編 I

施策・基本事業評価資料集

APPENDIX

評価資料の見方	84
政策1 行財政改革	86
政策2 産業・雇用をつくる	92
政策3 生活をまもる	98
政策4 共助社会づくり	112
政策5 未来をつくる	118

施策・基本事業評価資料集

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

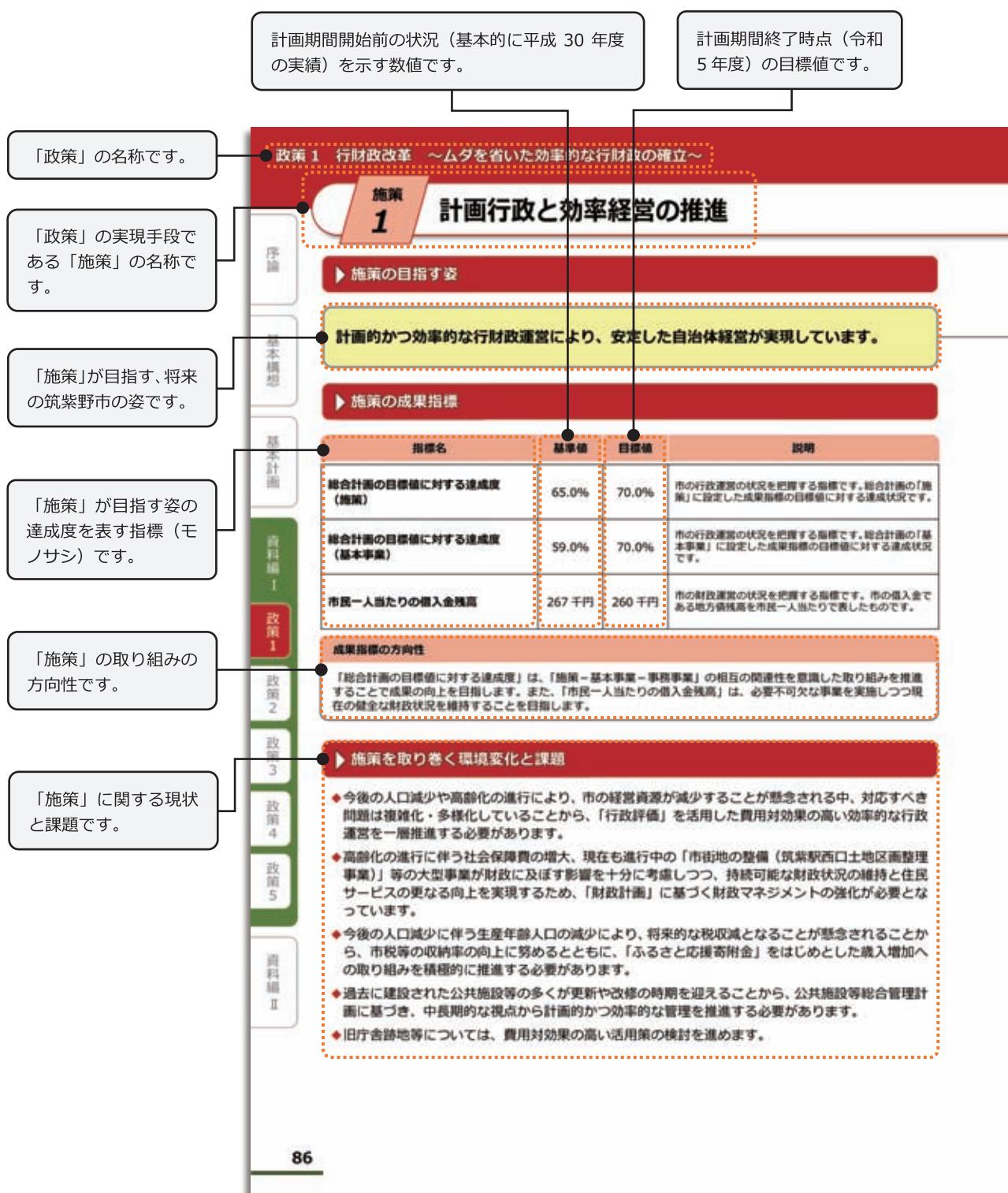
政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

評価資料の見方



「施策」の実現手段である
「基本事業」の名称です。

「基本事業」が目指す、将来の
筑紫野市の姿です。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
経営資源の有効活用	運営された財源のなかで、事業の効率化を図り、効率的かつ効率的な行政運営が行われています。	業務改善・事業評価による改善・見直し件数（計画期間内累計）	35件	140件（見直し件数）	行政評価の取り組みによる改善・見直しを継続し、事業事業の成果の向上を目指します。
健全な財政運営	底入に見合ったバランスのとれた財政運営が行われています。	実質公債負担率	4.8%	6.4%	今後は、減が目標であります。会計年度毎に財政状態の悪化による人件費の削減、高齢化の進行による財政負担の増大などによる財政の悪化が見込まれますが、平成29年度における県内26市平均値以下を維持することを目指します。
		经常収支比率	87.6%	93.2%	
		基金残高	925,300千円	1,386,300千円	93億円以上の基金残高の達成を目指します。
自主財源の確保	行財政運営に必要な自主財源が確保されています。	収納率（市税等）	90.21%	93.17%	平成30年度における既決地代収納率以上の成果を目指します。
		収納率（使用料及び負担金等）	92.80%	93.80%	近年の収納率の伸び（年平均0.2%増）を継続することを目指します。
		ふるさと応援寄附金収入額（計画期間内累計）	112,316千円	630,000千円（見直し件数）	平成30年度の実績から毎年度10%の収入増を継続することを目指します。
公有財産管理	公有財産が適切かつ効率的に管理されています。	資産売却・貸付収入（計画期間内累計）	54,458千円	230,100千円（見直し件数）	適切な済産の売却や貸付を行うことで収入の増加を目指します。
		公有財産に関する事故件数	0件	0件	事故件数0件の維持を目指します。
		公共建築物の優先対応施設の改修進捗率	0%	100%	公共建築物長寿命化計画に基づく適切な改修工事を推進することを目指します。

▶ 分野別計画

- 財政計画（令和2～5年度）
- まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～）
- 公共施設等総合管理計画（平成29～令和38年度）
- 公共建築物長寿命化計画（令和元～38年度）

用語解説

実質公債負担率：地方公共団体の一括会計等の資本のうち、県庫外に未支出しなければならない債務である公債負担公債負担に比べてどの程度の負担となるのかを把握する指標で、早期健全化基準の25.0%を超えないことが望ましいとされています。

经常収支比率：地方公共団体の財政運営の実効性を示す指標で、人件費、扶助費、公用費のように毎年固定額的に支出される経費（固定費経費）に充当された一時財源の繰り、地方税、普通交付税を中心とする毎年固定額的に収入される一時財源（經常一般財源）、済産業ん債負担分並びに臨時性に充てられる財源に求められた割合です。財源が良いほど財政運営の実効性が高んでいることを表します。

会計年度別譲渡制度：地方公債計画や地方自治法の改正により、令和2年4月1日から施行される制度であり、当該市で働く職員・非常勤職員の多くが会計年度別譲渡員となります。各自治体は、正規職員と会計年度別譲渡員の従事内容を定め、それとの業務内容の明確化が必要になります。また、会計年度別譲渡員の種類、休業制度、採用制度などを同時に各自治体で決定しています。

「基本事業」が目指す姿の達成度を表す指標（モノサシ）と、計画期間開始前の状況（基本的に平成30年度の実績）を示す基準値、計画期間終了時点（令和5年度）の目標値です。また、「成果指標の方向性」の欄には、「基本事業」の取り組みの方向性を記載しています。

「施策」に関連する分野別の計画です。

ページに出てくる用語の解説です。

施策
1

計画行政と効率経営の推進

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

▶ 施策の目指す姿

計画的かつ効率的な行財政運営により、安定した自治体経営が実現しています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
総合計画の目標値に対する達成度 (施策)	65.0%	70.0%	市の行政運営の状況を把握する指標です。総合計画の「施策」に設定した成果指標の目標値に対する達成状況です。
総合計画の目標値に対する達成度 (基本事業)	59.0%	70.0%	市の行政運営の状況を把握する指標です。総合計画の「基本事業」に設定した成果指標の目標値に対する達成状況です。
市民一人当たりの借入金残高	267千円	260千円	市の財政運営の状況を把握する指標です。市の借入金である地方債残高を市民一人当たりで表したものです。

成果指標の方向性

「総合計画の目標値に対する達成度」は、「施策－基本事業－事務事業」の相互の関連性を意識した取り組みを推進することで成果の向上を目指します。また、「市民一人当たりの借入金残高」は、必要不可欠な事業を実施しつつ現在の健全な財政状況を維持することを目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 今後の人口減少や高齢化の進行により、市の経営資源が減少することが懸念される中、対応すべき問題は複雑化・多様化していることから、「行政評価」を活用した費用対効果の高い効率的な行政運営を一層推進する必要があります。
- ◆ 高齢化の進行に伴う社会保障費の増大、現在も進行中の「市街地の整備（筑紫駅西口土地区画整理事業）」等の大型事業が財政に及ぼす影響を十分に考慮しつつ、持続可能な財政状況の維持と住民サービスの更なる向上を実現するため、「財政計画」に基づく財政マネジメントの強化が必要となっています。
- ◆ 今後の人口減少に伴う生産年齢人口の減少により、将来的な税収減となることが懸念されることから、市税等の収納率の向上に努めるとともに、「ふるさと応援寄附金」をはじめとした歳入増加への取り組みを積極的に推進する必要があります。
- ◆ 過去に建設された公共施設等の多くが更新や改修の時期を迎えることから、公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な視点から計画的かつ効率的な管理を推進する必要があります。
- ◆ 旧庁舎跡地等については、費用対効果の高い活用策の検討を進めます。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 経営資源の有効活用	限られた財源のなかで、事業の取捨選択や業務改善を行い、効果的かつ効率的な行政運営が行われています。	業務改善・事業評価による改善・見直し件数（計画期間内累計）	35 件	140 件 (R2-5 年度累計)	行政評価の取り組みによる改善・見直しを継続し、事務事業の成果の向上を目指します。
		成果指標が向上した事務事業の割合	75.7%	81.7%	
基本事業 2 健全な財政運営	歳入に見合ったバランスのとれた財政運営が行われています。	実質公債費比率	4.8%	6.4%	今後は、減少傾向であった公債費が横ばいになること、会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加、高齢化の進行による扶助費の増加などによる数値の悪化が見込まれますが、平成 29 年度における県内 26 市の平均値以下を維持することを目指します。
		経常収支比率	87.6%	93.2%	
		基金残高	9,257,300 千円	9,300,000 千円	
基本事業 3 自主財源の確保	行財政運営に必要な自主財源が確保されています。	収納率（市税等）	90.21%	93.17%	平成 30 年度における筑紫地区自治体の平均収納率以上の成果を目指します。
		収納率（使用料及び負担金等）	92.80%	93.80%	近年の収納率の伸び（年平均 0.2% 増）を継続することを目指します。
		ふるさと応援寄附金収入額（計画期間内累計）	112,316 千円	630,000 千円 (R2-5 年度累計)	平成 30 年度の実績から毎年度 10% の収入増を継続することを目指します。
基本事業 4 公有財産管理	公有財産が適切かつ効率的に管理されています。	資産売却・貸付収入（計画期間内累計）	54,458 千円	230,100 千円 (R2-5 年度累計)	適切な資産の売却や貸付を行うことで収入の増加を目指します。
		公有財産に関する事故件数	0 件	0 件	事故件数 0 件の維持を目指します。
		公共建築物の優先対応箇所の改修進捗率	0%	100%	公共建築物長寿命化計画に基づく適切な改修工事を推進することを目指します。

▶ 分野別計画

- 財政計画（令和 2～5 年度）
- まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年度～）
- 公共施設等総合管理計画（平成 29～令和 38 年度）
- 公共建築物長寿命化計画（令和元～38 年度）

用語解説

実質公債費比率：地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費が標準財政規模に比べてどの程度の負担となるのかを把握する指標で、早期健全化基準の 25.0% を超えないことが望ましいとされています。

経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。数値が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

会計年度任用職員制度：地方公務員法や地方自治法の改正により、令和 2 年 4 月 1 日から施行される制度であり、自治体で働く臨時・非常勤等職員の多くが会計年度任用職員となります。各自治体では、正規職員と会計年度任用職員の恒常的業務を見直し、それぞれの業務内容の明確化が必要になります。また、賃金水準や手当の種類、休暇制度、採用制度なども同様に各自治体で決定していきます。

施策
2

人材育成と組織の整備

▶ 施策の目指す姿

業務に的確に対応でき、市民の期待に応えられる人材・組織となっています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
組織・職員の抱える問題・行政課題に関し、迅速かつ適切に対応できていると思う職員の割合	53.6%	70.0%	市の⼈材（職員）の状況を把握する指標です。職員アンケートで、組織・職員の抱える問題・行政課題に関し、自ら迅速かつ適切に対応することが「できている」、「概ねできている」と回答した職員の割合です。
職場内の協力体制が整っており、円滑に業務を推進できていると思う職員の割合	81.4%	85.4%	市の組織の状況を把握する指標です。職員アンケートで、職場内の協力体制が整っており、円滑に業務を推進することが「できている」、「概ねできている」と回答した職員の割合です。

成果指標の方向性

行政運営に欠かすことができない人材の育成や組織づくりとともに、ICT等を活用した業務の効率化を進めることで、「組織・職員の抱える問題・行政課題に関し、迅速かつ適切に対応できていると思う職員の割合」及び「職場内の協力体制が整っており、円滑に業務を推進できていると思う職員の割合」の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 地方分権、人口減少、行財政改革、情報通信技術（ICT）、グローバル化など、行政運営を取り巻く環境が大きく変化する中、市民のニーズや行政課題に柔軟に対応できる職員の育成や組織の整備を進める必要があります。
- ◆ 働き方改革関連の法律が順次施行される中、働き方改革は民間企業だけでなく行政にとっても重要なテーマとなっており、ICTを活用した事務の効率化や生産性の向上とともに、職員の意欲や能力を存分に発揮できる職場環境づくりを推進する必要があります。
- ◆ 令和2年度から施行される地方公務員法及び地方自治法の改正において、会計年度任用職員制度の創設や特別職の運用の厳格化が示されていることから、これを踏まえた適正な組織の整備を進める必要があります。
- ◆ 総合計画の目標と組織・職員の目標を連動させることにより、総合計画の達成と「人材育成」を同時に促す仕組みを構築していることから、これに基づいた効果的な人材育成を図る必要があります。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 人材育成による行政サービスの向上	市職員の人材育成が図られるとともに、自らの行動・意識により、行政サービスが向上しています。	市職員の窓口等での対応に満足している市民の割合	88.4%	90.0%	人材育成の取り組みを推進し、行政職員としての自覚や能力を高めることにより、行政サービスの向上を目指します。
		行政サービスが向上するように自ら考え、業務を推進することができていると思う職員の割合	85.5%	90.0%	
		研修、OJT、人事評価等が機能し、人材が育成されていると思う職員の割合	61.9%	65.9%	
基本事業 2 機能的・効率的な組織づくり	行政組織が機能的かつ効率的になっています。	人口千人当たりの職員数	4.1 人	4.1 人	全国的に見ても非常に少ない水準である人口千人当たりの職員数を維持しながら、機能的かつ効率的な組織の実現を目指します。
		市の組織機構（課、担当の構成）は機能的・効率的になっていると思う職員の割合	51.6%	55.6%	
基本事業 3 ICT を活用した業務効率化などの働き方改革の推進	ICT の効果的な利活用により、市職員の業務改善が進んでいます。 市職員の健康が維持され、安心して働くことができる職場になっています。	ICT を活用した業務改善件数（計画期間内累計）	0 件	12 件 (R2-5年累計)	ICT を活用した新たな取り組み等を推進することで、業務改善件数の増加を目指します。
		電子申請を活用した業務件数（累計）	17 件	30 件	
		年次有給休暇（5日未満）または超過勤務（年 360 時間以上）に該当した職員数	130 人	101 人	労働基準法に基づき、市職員の健康を適切に維持できる職場の実現を目指します。

▶ 分野別計画

- 人材育成基本方針
- 特定事業主行動計画（令和 2~6 年度）

用語解説

働き方改革： 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など、労働者を取り巻く環境の変化やニーズが多様化する中で、投資や技術革新等による生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境づくりが必要であることから、労働者の置かれた個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現し、労働者一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようすることを目指すものです。

会計年度任用職員制度：地方公務員法や地方自治法の改正により、令和 2 年 4 月 1 日から施行される制度であり、自治体で働く臨時・非常勤等職員の多くが会計年度任用職員となります。各自治体では、正規職員と会計年度任用職員の恒常的業務を見直し、それぞれの業務内容の明確化が必要になります。また、賃金水準や手当の種類、休暇制度、採用制度なども同様に各自治体で決定していきます。

施策
3

公正・公平な事務執行

▶ 施策の目指す姿

市が行う事務手続きや窓口業務などが適正に執行され、市民サービスが向上しています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
市が行う事務手続きや窓口業務が適正かつ円滑に執行されていると思う市民の割合	82.8%	89.0%	市が行う業務の公正性・公平性を把握する指標です。市民アンケートで、市が行う事務手続きや窓口業務が適正かつ円滑に執行されていると「思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

「市が行う事務手続きや窓口業務が適正かつ円滑に執行されていると思う市民の割合」は8割を超えており、引き続き公正・公平な事務の執行を行うことで、さらなる成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆市民からの信頼は行政運営における基盤といえるものであり、市民に信頼される市であり続けるためには、職員一人ひとりが業務の重要性を認識し、奉仕者として公正かつ公平な事務執行を推進する必要があります。
- ◆行政サービスの提供に欠かすことができない各種情報システムは、トラブルや障害等が発生し業務が停滞することがないよう、運用管理の徹底が求められています。また、災害対策や情報セキュリティ対策を適切に行うこと、市民の情報をはじめとした重要な情報を確実に保護する必要があります。
- ◆市民の意思を代表・決定する合議制の機関である市議会の事務を適切に補助し「筑紫野市議会基本条例」に基づいた市議会の活動充実のため、円滑な議会運営を推進する必要があります。
- ◆公職選挙法の改正により、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上へ引き下げられたことなどを踏まえ、投票・開票事務をはじめとした各種選挙事務におけるミスやトラブルを未然に防ぐための取り組みが必要です。
- ◆公正・公平かつ効率的な行政運営が求められる中で、市が実施する事務や財務に対するチェックを行う監査の重要性が高まっていることから、監査の円滑な事務執行を適切に補助する必要があります。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 各種証明書の正確な交付	各種証明書の発行業務に誤りがなく、正確に交付することができます。	各種証明書の発行誤り件数	0 件	0 件	発行誤り件数 0 件の維持を目指します。
基本事業 2 適正な課税事務	法律に基づいた適正な課税事務が行われ、市民の課税に対する理解が高まっています。	市税に対する不服申立て等に伴い、課税情報等を見直した件数	0 件	0 件	不服申立て等に伴う課税情報等の見直し件数 0 件の維持を目指します。
基本事業 3 適正な会計事務	債権者に適正な公金の支払いが行われています。	誤払い件数	0 件	0 件	誤払い件数 0 件の維持を目指します。
基本事業 4 情報システムの適切な管理	情報システムの適切な管理・利活用により、迅速かつ正確な事務処理が行われています。	基幹系システムのトラブル件数	0 件	0 件	システムトラブルに伴う業務停止件数 0 件の維持を目指します。
基本事業 5 議会事務局の運営	議会事務が適切に執行され、円滑な議会運営が行われています。	議会運営に係る問題件数	0 件	0 件	議会運営に係る問題件数 0 件の維持を目指します。
基本事業 6 選挙管理委員会事務局の運営	選挙事務が適正かつ円滑に執行され、投票しやすくなっています。	各種選挙の管理執行上の問題件数	0 件	0 件	選挙事務に係る問題件数 0 件の維持を目指します。
基本事業 7 監査委員事務局の運営	監査等の事務が適切に行われ、監査委員の職務が円滑に遂行されています。	監査計画の実施率	100%	100%	監査計画の実施率 100% の維持を目指します。

用語解説

基幹系システム：自治体の行政サービスの根幹をなす業務（住民基本台帳、市税、国民健康保険等）を支援するコンピュータシステムのことです。

施策
4

地域に活力をもたらす産業・雇用の創出

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

▶ 施策の目指す姿

創業・開業や市内における消費拡大等により、にぎわいや雇用の場が創出され、地域経済が活性化しています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
市内事業所数	2,272 社	2,370 社	市内の商工業の状況を把握する指標です。法人税の確定申告の状況から算出した市内事業所数です。
市内従業者数	24,119 人	25,038 人	市内の就業・雇用の状況を把握する指標です。法人税の確定申告の状況から算出した市内従業者数です。

成果指標の方向性

平成28年度から3年間の法人税の確定申告の状況から算出した「市内事業所数」や「市内従業者数」は横ばいの状況ですが、中小企業の経営支援や創業・開業の支援などに取り組むことにより、増加を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 令和元年10月の消費税率引き上げに伴う市民の経済活動の落ち込みを抑えることができるよう、国の各種施策への適切な対応を商工会等の関係団体と連携して進める必要があります。また、地域経済の活性化に向けた消費活性化策に取り組む必要があります。
- ◆ 市内への大型商業施設の進出の影響等から、旧来の商店街においては、空き店舗が多く見受けられる状況です。このため、観光関連事業等と連携し、商店街をはじめとする中心市街地の活性化に向けた取り組みを検討する必要があります。
- ◆ 地域における創業・開業により新たな産業と雇用を創出するため、創業支援策の充実と創業機運の醸成を図る必要があります。このため、創業支援事業計画に基づいた創業者への支援体制の構築に加え、まち・ひと・しごと創生法等に基づいた各種支援策の活用を検討する必要があります。
- ◆ 長期的な視点で産業・雇用の創出に取り組み、地域の活力となる人口増加の好循環を生み出すため、市内における就業機会の拡大を図る必要があります。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 中小企業の経営支援	中小企業の経営安定が図られています。	廃業事業所数	75 社	51 社	中小企業の経営支援に取り組むことで、廃業事業所数の減少を目指します。
		商工会の会員数	1,762 人	1,800 人	商工会と連携した取り組みを進めることで、会員数の増加を目指します。
基本事業 2 市内・地元商店街における消費の拡大	市内の店舗や商店街での買い物が促進されています。	日用品を市内で買っている市民の割合	99.5%	99.5%	現状が 9 割を超える高い水準であるため、維持することを目指します。
		日用品を市内商店街で買っている市民の割合	30.1%	34.1%	商店街の活性化につながる支援や周知の取り組みにより、成果の向上を目指します。
基本事業 3 創業・開業の支援	事業所開設等への各種支援により、市内における創業・開業が増加しています。	新規創業者数（計画期間内累計）	78 人	300 人 (R2-5年累計)	創業支援に取り組むことで、近年の状況（平均 73 人）を上回る成果を持続し、新規創業者（本店新規開業者）の増加を目指します。
		開業事業所数（計画期間内累計）	129 社	540 社 (R2-5年累計)	事業所開設に関する支援に取り組むことで、開業事業所数の増加を目指します。
基本事業 4 就労の促進	求人情報の拡充等により、就労が促進されています。	新規の市内求人件数	7,541 人	7,775 人	ふるさとハローワークと連携した取り組みを推進することにより、成果の向上を目指します。
		ふるさとハローワークにおける就職率	71.4%	72.4%	

▶ 分野別計画

- 商工観光振興計画（平成 10 年度～）
- 中心市街地活性化基本計画（平成 14 年度～）
- 創業支援事業計画（令和 2～6 年度）

用語解説

創業支援事業計画：市区町村と民間事業者等が、創業者に対する身近な支援体制を整備し、地域における創業を支援するため「産業競争力強化法」に基づき策定する計画です。

施策
5

農林業の振興

▶ 施策の目指す姿

担い手農家の安定経営のもと、安全・安心な農産物が安定供給されているとともに、豊かな森林が保全されています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
担い手農家に集約されている農地面積の割合	42.9%	46.7%	市内の農業の状況を把握する指標です。担い手農家（認定農業者等）により、安定した農業が行われている農地面積の割合です。
農産物収穫量	3,332t	3,332t	市内の農業の状況を把握する指標です。「福岡農林水産統計年報」における本市の農産物収穫量です。

成果指標の方向性

担い手農家（認定農業者等）への適切な農地の集積を促進することに加え、農業生産効率及び経営効率の向上につながる各種支援に取り組むことで、減少傾向である「農産物収穫量」の維持を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 農業者の減少と高齢化が進む中で、本市の農業の持続と振興を図るために、新たな担い手の確保・育成や農地利用の最適化等に取り組む必要があります。
- ◆ 市内における農産物の効率的かつ安定的な生産を支えるため、農地・水路・農道などの農業生産基盤づくりを支援し、地域の活動による農村環境の維持・保全を進める必要があります。
- ◆ 野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退や耕作放棄の要因ともなっていることから、捕獲活動や侵入防止柵の設置支援を行い、農産物被害を減少させる必要があります。
- ◆ 農産物直売所をはじめとした地産地消の取り組みによって農家の販売の場を増やし、安全・安心な農産物の生産と安定供給を進める必要があります。
- ◆ 畜産農家の収益性を確保するため、水田農業との耕畜連携を進めるなど、畜産農家の生産を支援する必要があります。
- ◆ 国から譲与される森林環境譲与税を活用した適切な森林の整備などに取り組むことで、環境保全や災害の防止、水源の涵養などの森林が有する機能を持続的に発揮させていく必要があります。
- ◆ 平成28年に「農業委員会等に関する法律」が改正され、「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務と位置付けられたことから、農業委員会における遊休農地の解消、担い手農家への農地利用の集約等に関する事務を適切に補助する必要があります。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 農業を担う人づくり	農業者の経営が持続されるとともに、新たな担い手が育成されています。	農事組合法人数	4 法人	5 法人	法人化の推進による農事組合法人数の増加を目指します。
		人・農地プラン策定集落数	11 集落	14 集落	経営安定に向けたプラン策定集落数の増加を目指します。
		認定農業者数	80 人	80 人	減少傾向であるため、維持することを目指します。
		新規就農者数（計画期間内累計）	0 人	6 人 (R2-5年度累計)	近年の状況（平均 1.6 人）を持続することを目指します。
基本事業 2 農業生産基盤の整備・保全	農業生産基盤の整備・保全により、農業生産が維持できています。	地域により保全されている農地面積	394.1ha	414.0ha	地域により保全されている農地面積の増加を目指します。
		条件不利地域の農地支援面積	69.7ha	69.7ha	条件不利地域に対する支援継続により、維持を目指します。
		農業生産施設・設備等に対する支援件数（計画期間内累計）	3 件	8 件 (R2-5年度累計)	農業生産施設・設備等への支援を継続することで、近年の状況（平均 2 件）を持続することを目指します。
		農道、農業用水路の整備延長（計画期間内累計）	1,095m	1,669m (R2-5年度累計)	農道や農業用水路の整備を推進することで、成果の向上を目指します。
基本事業 3 有害鳥獣の駆除	有害鳥獣の駆除により、農林産物の被害が少なくなっています。	有害鳥獣による農産物の被害額	5,752 千円	4,404 千円	有害鳥獣対策に取り組むことで、被害額の減少を目指します。
基本事業 4 消費者が求める農産物の供給	消費者が求める安全・安心な農産物の供給により、地産地消が進んでいます。	農産物直販所における販売高	374,638 千円	412,101 千円	安全・安心な農産物の供給に関する取り組みを推進することで、成果の維持・向上を目指します。
		学校給食へ納入された食材の額	3,435 千円	3,435 千円	
基本事業 5 畜産の振興	水田農業との連携により、畜産の振興が図られています。	肥育牛飼育頭数	514 頭	514 頭	畜産農家を支援する取り組みを継続することで、現状維持を目指します。
		酪農牛飼養頭数	300 頭	300 頭	
		採卵養鶏数	35,300 羽	35,300 羽	
基本事業 6 森林の保全	適切な管理により、森林が保全されています。	適切に管理されている人工林の割合	49.2%	52.1%	荒廃森林整備事業や造林事業等を推進することで、成果の向上を目指します。
基本事業 7 農業委員会事務局の運営	農業委員の職務が円滑に遂行されることにより、遊休農地の解消が図られています。	遊休農地面積	10.95ha	8.12ha	市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に掲げられた目標の達成を目指します。

用語解説

耕畜連携：稲わら、飼料用米等を稲作農家から畜産農家へ供給し、畜産農家からは堆肥を水田へと還元することで、両者の安定した経営の維持と発展を目指す取り組みのことです。

森林環境譲与税：国内に住所を有する個人に年額千円を課税する国税で、生活保護法の規定による生活扶助等を受けている者等は非課税となります。市町村において、個人住民税均等割と併せて徴収され、税収は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てられます。

人・農地プラン：農業における後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域が抱える人と農地の問題を把握し、将来の担い手や農地の維持・管理方法等の今後のあり方を各地域でまとめたものです。

施策
6

観光の振興

▶ 施策の目指す姿

観光客が増え、地域経済が活性化されています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
観光入込客数	1,786千人	1,791千人	市内の観光の状況を把握する指標です。「福岡県観光入込客推計調査」における本市の観光入込客数です。
観光入込客の一人当たり消費額	2,040円	2,315円	市内の観光の状況を把握する指標です。「福岡県観光入込客推計調査」から算出した観光入込客一人当たりの消費額です。

成果指標の方向性

本市の「観光入込客数」や「観光入込客の一人当たり消費額」については、近年横ばいの状況であるため、観光資源を活かした観光施策を展開することで成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆福岡県を訪れる外国人が急増しており、平成25年から30年までの5年間で外国人延べ宿泊者数は約3.7倍、訪日外国人旅行消費額は約5倍になっています。
- ◆平成29年の県調査によると、県内宿泊者の多くを占める福岡市宿泊者の約6割が福岡市以外の観光地（太宰府、柳川、北九州等）を周遊しています。
- ◆本市を代表する観光資源である二日市温泉をはじめ、市外から多くの人が訪れる「藤まつり」や「観月会」等のイベントや市内の様々な物産品等を有効に活用し、本市の観光の魅力を高める必要があります。
- ◆国内外を問わず、観光のトレンドが「団体・物見型」から「個人・体験型」へと変化していることから、観光協会等の関係団体と連携して、旅行者のニーズに合わせた観光メニューの検討や再訪につながるボランティアによる心温まる観光案内の充実に取り組む必要があります。
- ◆本市の観光の魅力を多くの人に伝えることができるよう、様々な手段を活用した情報発信に積極的に取り組む必要があります。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 観光資源の活用	観光資源の相互連携と有効活用が図られ、観光の魅力度が高まっています。	温泉利用客数	339,206人	339,206人	減少傾向であるため、維持することを目指します。
		市祭等のイベントにおける物産品売上額	2,683千円	3,183千円	イベント等での積極的な販売を促すことで、売上額の向上を目指します。
基本事業 2 観光推進体制の充実	観光客への「おもてなし」や魅力的な観光サービスの提供ができています。	観光協会の会員数	93人	100人	観光協会への活動支援を継続することで、会員数の増加を目指します。
		観光ボランティアによる年間案内件数	24件	24件	減少傾向であるため、維持することを目指します。
基本事業 3 観光情報の発信	観光情報の積極的発信により、市内の観光資源やイベントに対する認知度が高まっています。	観光協会ホームページアクセス件数	62,926件	67,926件	観光協会との連携による市の魅力発信に取り組むことで成果の向上を目指します。
		報道機関への観光情報発信件数	2件	20件	市内の観光資源やイベントの認知度向上につながる積極的な情報発信を目指します。

▶ 分野別計画

- 商工観光振興計画（平成10年度～）
- 公共標識整備計画（平成11年度～）

施策
7

防災・減災対策の推進

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

▶ 施策の目指す姿

行政及び市民・地域の防災対策が推進され、被害が最小限に抑えられています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
自然災害による被災世帯・事業所数	4件	0件	自然災害による市内の被害状況を把握する指標です。国の「水害統計調査」、市の「り災証明書発行件数」から算出した自然災害による被災世帯・事業所数です。
自然災害による死者・行方不明者・負傷者数	0人	0人	自然災害による市内の被害状況を把握する指標です。福岡県に報告する「被害概況報告書」から算出した自然災害による死者・行方不明者・負傷者数です。
火災発生件数	13件	10件	市内の火災発生状況を把握する指標です。筑紫野太宰府消防組合消防本部が作成する「消防年報」から算出した火災（建物火災、林野火災）発生件数です。
火災による死者・負傷者数	4人	1人	火災による市内の被害状況を把握する指標です。筑紫野太宰府消防組合消防本部が作成する「消防年報」から算出した火災による死者・負傷者数です。

成果指標の方向性

「自然災害による被災世帯・事業所数」、「自然災害による死者・行方不明者・負傷者数」は、平成30年度の実績値が「136件」、「1人」となっていますが、大規模災害（平成30年7月豪雨）の影響が大きく、目標値と比較する基準値として適さないことから、平成29年度の実績値を基準値として設定し、「0件」、「0人」を目標として設定します。また、「火災発生件数」、「火災による死者・負傷者数」は過去5年間の最小値を目標として設定します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆近年多発する豪雨災害（「平成26年8月豪雨」、「平成29年7月九州北部豪雨」、「平成30年7月豪雨」）を踏まえ、福岡県と連携した河川や水路の改良による浸水対策整備に継続して取り組む必要があります。
- ◆災害による被害を最小限に抑えるため、市と地域の自主防災組織との連携を進めることはもちろん、地域コミュニティや近隣自治体等と連携を図りながら、継続的な避難訓練の実施等による防災への啓発を推進することで、市民一人ひとりの防災意識を一層高める必要があります。
- ◆近年の情報通信技術の進歩により、豪雨等の自然災害発生に関する予測精度の向上や、スマートフォン等の携帯型通信機器の浸透による迅速な災害情報の取得が可能となっているものの、あらゆる状況で確実に災害情報を市民に提供することができるよう、情報発信手段の周知と増加に取り組む必要があります。
- ◆大規模な自然災害発生時の避難者に対し、安全・安心な避難所機能を提供することができるよう、避難所数の維持に加え、関係機関・団体等との連携による非常時の食糧の備蓄や物資供給体制を充実させる必要があります。
- ◆地域防災力の中核となる消防団員の確保及び訓練・育成に取り組むことで、地域で発生する火災や災害に対する迅速で的確な対応が可能な体制を維持する必要があります。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 重点 浸水対策の推進	浸水地域が減少し、安心して暮らせる人が増えています。	浸水対策整備に関する満足度	75.3%	80.1%	河川改修事業を推進することで、浸水対策整備に関する満足度を向上させることを目指します。
基本事業 2 防災意識の向上	市民・地域の防災意識が高まり、災害に対する備えができるています。	防災訓練及び学習会を実施した自主防災組織の割合	85.4%	91.5%	自主防災組織への啓発を図り、成果の向上を目指します。
		家庭で行っている防災対策の項目数(平均)	2.7 項目	4.0 項目	防災意識の定着を図り、成果(アンケート項目平均選択数)の向上を目指します。
		避難場所を知っている市民の割合	83.5%	87.5%	防災意識の定着を図り、避難場所認知割合の増加を目指します。
基本事業 3 災害情報の充実	危険予知などの情報が収集され、市民に迅速かつ確実に伝わっています。	災害情報の取得手段の認知項目数(平均)	1.7 項目	3.0 項目	情報取得手段の周知を図り、成果(アンケート項目平均選択数)の向上を目指します。
		市民に災害情報を提供するための手段数	5 種類	6 種類	現在の災害情報提供手段の維持に加え、新たな提供手段の導入を目指します。
基本事業 4 災害時避難体制の確立	災害時に避難する場所が確保され、生活必需品が供給できるようになっています。	避難所の充足率	69.1%	69.1%	避難所の充足率(本市の全人口に対する避難所収容人数)の維持を目指します。
		食糧の備蓄充足率	202.4%	300%	県が示す本市の最大避難者想定数から算出する備蓄必要量1日3食分(300%)を満たすことをを目指します。
		物資供給協定締結事業所数	13 事業所	13 事業所	市内の主な事業所と協定を締結済みであることから、現状維持を目指します。
基本事業 5 消防体制の整備	火災や災害により早く消防活動が行われ、被害が最小限に抑えられています。	消防団員数	317 人	341 人	地域との連携などにより、消防団員の確保に努め、成果の向上を目指します。

▶ 分野別計画

- 地域防災計画（平成 25 年度～）
- 耐震改修促進計画（平成 30～令和 7 年度）

用語解説

自主防災組織：住民が主体となって、自主的な防災活動を行うための組織です。

施策
8

くらしの安全対策の推進

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

▶ 施策の目指す姿

犯罪や交通事故、消費者トラブルが少なく、安全な暮らしができるまちになっています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
市民生活に身近な犯罪の認知件数	375 件	370 件	市内の犯罪発生状況を把握する指標です。福岡県警察による市内犯罪（強盗、強制わいせつ等、空き巣、忍込み、居空き、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自販機ねらい、万引き）の認知件数です。
消費生活関係のトラブルにあった市民の割合	8.9%	8.5%	市内の消費者トラブルの状況を把握する指標です。市民アンケートで、訪問販売、通信販売等の消費生活関係に伴う契約トラブルにあったことが「ある」と回答した市民の割合です。
人口千人当たりの交通事故発生件数	5.8 件	5.8 件	市内の交通事故発生状況を把握する指標です。福岡県警察による市内交通事故発生件数から算出した人口千人当たりの交通事故発生件数です。

成果指標の方向性

市民の安全安心な暮らしを脅かす犯罪や消費者トラブルを防止することができるよう、警察署や地域と連携した防犯活動、周知・啓発活動、消費生活相談の充実等に取り組むことで「市民生活に身近な犯罪の認知件数」及び「消費生活関係のトラブルにあった市民の割合」の成果の向上を目指します。また、「人口千人当たりの交通事故発生件数」は、近隣市の状況と比較して低い傾向にあることから、増加の抑制に取り組むことで現状の維持を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆本市における身近な犯罪（強盗、強制わいせつ等、空き巣、忍込み、居空き、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自販機ねらい、万引き）の認知件数を減少させるために、防犯灯などの防犯設備の整備や地域における防犯活動の活性化に継続して取り組む必要があります。
- ◆本市における人口千人当たりの交通事故発生件数は近年減少傾向ですが、高齢者ドライバーによる事故や子どもが巻き込まれる交通事故が全国的に発生し、交通安全に対する関心が高まっていることから、地域と連携した啓発活動や交通安全指導を推進する必要があります。
- ◆振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺の手口が多様化しているほか、インターネットに関連した架空請求や通信販売等の消費者トラブルが全国的に増加していることから、被害を未然に防ぐための啓発や消費生活相談の充実に取り組む必要があります。
- ◆今後の人口減少に伴い、空家の増加が懸念されることから、市民の暮らしに影響を与える危険な空家の解消に加えて、空家の発生を予防する取り組みが必要となっています。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 犯罪に強い地域づくり	市民の防犯意識が高まるとともに、地域の実情に応じた防犯活動と防犯設備の整備が進むことで、犯罪による被害が抑えられています。	市民が防犯のために取り組んでいる項目の数（平均）	2.3 項目	4.0 項目	防犯意識の向上を図り、成果（アンケート項目平均選択数）の向上を目指します。
		地域（行政区又はコミュニティ）における防犯活動に参加している市民の割合	6.3%	10.0%	地域での防犯活動の取り組みを促進することで、成果の向上を目指します。
		防犯設備の整備状況への満足度	72.8%	76.8%	防犯灯などの整備を推進することで、成果の向上を目指します。
基本事業 2 交通安全対策の推進	市民の交通安全意識が向上することにより、交通事故の発生が抑えられています。	交通ルールやマナーをまもっている市民の割合	64.9%	70.0%	交通安全意識の向上に取り組むことで、成果の向上を目指します。
基本事業 3 賢い消費者の育成	各種相談事業などにより、消費者被害が抑えられています。	クーリングオフ制度を知っている市民の割合	62.1%	66.1%	消費者トラブルに関する相談事業・啓発活動を推進することで、成果の向上を目指します。
		消費トラブルの相談・解決方法の認識数（平均）	2.5 項目	3.0 項目	相談事業・啓発活動を推進することで、成果（アンケート項目平均選択数）の向上を目指します。
基本事業 4 空家対策の推進	空家が解消され、安全なまちになっています。	除却の必要性がある空家の解消件数（計画期間内累計）	0 件	6 件 (R2-5年度累計)	空家の所有者に対する啓発や指導等に関する新たな取り組みを推進することで、危険な空家の解消を目指します。
		空家総合相談窓口利用件数（計画期間内累計）	0 件	50 件 (R2-5年度累計)	空家の解消を促進できるよう、新たな相談事業における窓口利用件数の増加を目指します。

▶ 分野別計画

■ 空家等対策計画（令和元～6 年度）

用語解説

クーリングオフ制度：訪問販売や電話勧誘販売といった十分に情報などを検討できない特定の商取引から消費者を保護するため、一旦契約した場合でも、一定期間は消費者が自由に契約を解除することができる制度のことです。

施策
9

健康づくりの推進

▶ 施策の目指す姿

健康寿命が延伸され、いつまでも健康に暮らすことができています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
健康だと思う市民の割合	79.5%	83.0%	市民の健康状況を把握する指標です。市民アンケートで、「非常に健康である」、「健康な方である」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

市民がいつまでも健康でこころ豊かに暮らすことができるよう、健康寿命の延伸に向けた取り組みを総合的に推進することで、成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 健康リスクの早期発見により、様々な病気を予防することができるよう、自分自身のからだの健康に向き合うことができる健康診査の受診率を向上させる必要があります。
- ◆ 厚生労働省のデータによると、平成30年の全死亡者のうちの27.4%が「がん」によるものであり、日本人の3.6人に1人が「がん」で死亡している状況です。がんの早期発見・早期治療のためには、がん検診の受診率を向上させる必要があります。
- ◆ 感染力が強い病気（麻しん・風しん）や毎年流行する病気（インフルエンザ）等に対する予防対策を推進し、感染症の蔓延を未然に防ぐ必要があります。
- ◆ 健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病の予防に関する取り組み（運動習慣の定着化・食生活の改善等）を推進する必要があります。
- ◆ 全国の自殺者数は減少傾向ですが、いまだに毎年2万人以上の「いのち」が自殺によって失われています。誰もがこころの健康を維持し、自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、関係部署・機関との連携を強化し、個別支援を推進する必要があります。
- ◆ 健康づくりや食育の実践は、市民一人ひとりが自ら率先して取り組むべきものです。「健康づくりサポーター」の養成と育成を推進し、地域コミュニティ等と協働して、健康を支える環境づくりを進める必要があります。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 疾病の予防と健康管理	定期的に健診を受け、自分の健康管理を行う人が増加しています。 感染症の蔓延を予防することができています。	年 1 回健康診査を受けている市民の割合	70.6%	72.0%	健康診査等の積極的な周知や受けやすい体制づくりを推進することで、成果の向上を目指します。
		がん検診を受けている市民の割合	51.8%	55.0%	
		麻しん・風しん予防接種を受けている市民（乳幼児・児童）の割合	99.5%	96.6%	近年の状況（平均 96.1%）を上回る接種率である「平成 30 年度全国平均値」を達成することを目指します。
		インフルエンザ予防接種を受けている市民（高齢者）の割合	47.5%	49.0%	
基本事業 2 生活習慣の改善とこころの健康づくり	からだとこころの健康が保たれ、いきいきと自分らしい社会生活を営むことができています。	週 2 回以上運動をする市民の割合	37.6%	40.0%	生活習慣やこころの健康に関する意識を高める取り組みを推進することで、成果の向上を目指します。
		定期的に歯科検診を受けている市民の割合	51.6%	54.0%	
		喫煙している市民の割合	12.8%	12.0%	
		睡眠・休養がとれている市民の割合	82.8%	85.0%	
		生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している市民の割合（男：2合以上）	12.1%	10.0%	
		生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している市民の割合（女：1合以上）	9.4%	6.9%	
		自殺死亡率	18.3 人	12.1 人	
基本事業 3 健康を支える環境の整備	健康づくりを推進する人材や組織により、地域全体が健康になっています。 救急医療等の充実により、安心した生活ができています。	健康づくりサポーターの年間活動回数	1,029 回	1,170 回	健康づくりサポーターの養成と育成を推進し、成果の向上を目指します。
		健康づくりサポーター（食生活）の充足率	90.5%	100%	
		健康づくりサポーター（運動）の充足率	96.4%	100%	
		救急医療で対応している科目数	5 科目	5 科目	現状の救急医療環境を維持することを目指します。
基本事業 4 健全な食生活の推進	食生活への関心が高まり、規則正しい、栄養バランスのとれた食生活を実践している人が増加しています。	食育のために市民が取り組んでいる項目数（平均）	2.2 項目	2.4 項目	食育の啓発を推進し、成果（アンケート項目平均選択数）の向上を目指します。
		朝食を食べる市民の割合	89.3%	90.5%	食育の啓発を推進し、成果の向上を目指します。
		主食・主菜・副菜をそろえ、バランスよく食べている市民の割合	67.6%	80.0%	

▶ 分野別計画

- 第 2 次健康ちくしの 21（平成 28～令和 5 年度）
- 第 2 次健康ちくしの 21（自殺対策計画）（令和元～令和 5 年度）

用語解説

健康づくりサポーター：健康づくりサポーターには「健康づくり運動サポーター」と「食生活改善推進員」があり、それぞれ養成講習会を受講し、登録を行った上で、地域コミュニティ等と連携して健康づくり活動に取り組んでいます。

施策
10

高齢者福祉の充実～地域包括ケアシステムの推進～

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

▶ 施策の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるようになっています。
 適切な介護サービスの提供が受けられ、その有する能力に応じた日常生活ができるようになっています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
65歳から74歳までの高齢者で自立している人の割合	96.9%	97.0%	高齢者の自立生活の状況を把握する指標です。市内の65歳から74歳までの第1号被保険者数から介護保険認定者数を除いた割合です。
介護保険利用者で在宅生活している高齢者の割合	84.9%	87.4%	介護保険利用者の在宅生活の状況を把握する指標です。市内の介護保険認定者数から施設入所者数を除いた割合です。

成果指標の方向性

高齢化が急速に進行する中、高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進することで成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆本市の高齢化率は、平成31年4月時点で24.9%となっていますが、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、28.3%に達するものと推計しています。
- ◆65歳以上の高齢者数は増加傾向であり、今後も高齢化が進行する見込みであることから、高齢者が住み慣れた地域で健康で自分らしく住み続けられるような環境づくり（地域包括ケアシステム）を進めることができます。
- ◆地域包括ケアシステムの推進にあたっては、地域コミュニティをはじめとした地域との連携が不可欠であることから、現状や課題を共有することが必要です。
- ◆高齢者が健康な体を維持し、生きがいを持って社会参加ができるよう、介護予防に積極的に取り組むことが必要です。
- ◆高齢化の進行に伴い、持続的・安定的な介護保険制度の運営が必要となっています。また、高齢者の状態に応じた適切なサービスの提供が求められています。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 社会参加と生きがいづくり	さまざまな場面で社会参加をし、生きがいをもって生活しています。	地域活動等に参加している高齢者の割合	48.1%	50.0%	高齢者の生きがいにつながる社会参加の促進に取り組むことで、成果の向上を目指します。
		生きがいを持っている高齢者の割合	81.3%	82.3%	
基本事業 2 介護予防の推進	介護予防に努め、健康な体を維持しています。	週 2 回以上、運動をする高齢者の割合	50.3%	52.0%	国が示す目標である 52% を目標値に設定し、成果の向上を目指します。
		健康づくりのための生活習慣を実践している高齢者の割合	20.4%	22.5%	健康づくりの取り組みを推進することで、成果の向上を目指します。
		新規要支援・介護認定者の割合	3.6%	3.9%	後期高齢者数の増加を勘案し、割合の増加を抑制することを目指します。
基本事業 3 日常生活の支援	日常的な移動や買い物、軽作業などの支援が受けられることにより、自立した生活ができています。	高齢者が利用できる生活支援メニュー数	440 メニュー	490 メニュー	生活支援の体制・メニューを充実させ、自立した生活を促進することで成果の向上を目指します。
基本事業 4 認知症施策の推進	認知症の人に対する地域の理解が深まり、安心して生活することができるようになっています。	認知症サポーター養成数（累計）	6,836 人	9,336 人	認知症の人に対する地域の理解を深める取り組みにより、成果の向上を目指します。
		在宅で生活する認知症高齢者の割合	72.7%	78.2%	
基本事業 5 在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護連携の推進により、必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けすることができます。	訪問看護利用者数	3,245 人	4,314 人	第 7 期介護保険事業計画に基づき、成果の向上を目指します。
基本事業 6 高齢者的人権擁護	各種相談事業などにより、高齢者の人権がまちられています。	高齢者虐待の通報を受け、事実確認調査を行った割合	100%	100%	虐待の通報に対する事実確認調査割合 100% の維持を目指します。
基本事業 7 介護保険の適切なサービス利用	介護保険制度が理解され、本人の状態に応じた適切なサービスが受けられるようになっています。	介護保険料の収納率	95.40%	99.00%	介護保険制度の適切な運営のため、収納率の向上を目指します。
		介護サービスに関する苦情受付件数	6 件	6 件	適切なサービス提供に取り組むことで、苦情件数の増加を抑えることをを目指します。

▶ 分野別計画

■ 高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画（平成 30～令和 2 年度）

用語解説

地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供することを目指した体制のことです。

施策
11

障がい者福祉の充実

▶ 施策の目指す姿

障がい者等の自立と社会参加が促進され、安心して暮らせる福祉のまちづくりが進んでいます。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
「障害福祉サービス」の延べ利用者数	1,371人	1,884人	障がい者の自立生活の支援状況を把握する指標です。市内の障がい者の「介護給付」、「障害児通所給付」、「訓練等給付」、「補装具費給付」、「日常生活用具給付」の延べ利用者数です。
在宅で生活している65歳未満の障がい者の割合	96.3%	96.3%	障がい者の在宅生活の状況を把握する指標です。市内の65歳未満の「障害者手帳」所持者から施設入所者数を除いた割合です。

成果指標の方向性

障がい者等が地域で安心して暮らすことができるよう、「障害福祉サービス」をはじめ、障がいの特性に応じた総合的な支援に取り組むことで、成果の維持・向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 障がい者が暮らしやすく、自立した生活を送ることができるよう、適切な支援サービスを継続することが必要です。
- ◆ 障がい者が生きがいを持って生活することができるよう、就労等の社会参加の支援を継続することが必要です。
- ◆ 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行や「障害者雇用促進法」の改正により、障がいのある人への不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、障がいのある人への合理的配慮が求められています。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 自立生活の支援	障がい者等が適切なサービスを受け、自立した生活ができます。	日常生活の自立に向けた障がい者支援サービスの延べ利用者数	2,091人	2,198人	過去の実績の伸びを勘案し、必要とする人への適切な支援の継続を目指します。
		施設入所・入院から在宅生活へ移行した障がい者数（計画期間内累計）	1人	5人 (R2-5年度累計)	自立支援を推進することで、在宅生活へ移行できる障がい者の増加を目指します。
		児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数	376人	619人	過去の実績の伸びを勘案し、必要とする人への適切な支援の継続を目指します。
基本事業 2 地域生活支援の基盤づくり	障がい者等が生活支援を受け、生活が改善されるとともに、経済的負担が軽減されています。	地域生活支援事業により生活改善されている障がい者等の延べ人数	472人	560人	過去の実績の伸びを勘案し、適切な支援を継続することで成果の向上を目指します。
		自立支援医療（精神・更生・育成）による助成を受け、経済的負担が軽減されている障がい者等の人数	2,000人	2,293人	
基本事業 3 社会参加の促進と就労支援	障がい者等の行動範囲が広がり、社会参加や生きがいを持った生活ができます。	自立支援給付（訓練等給付）の利用者数	374人	464人	過去の実績の伸びを勘案し、適切な支援を継続することで成果の向上を目指します。
		音声・言語、聴覚障がい者の手話通訳派遣回数	374回	480回	
基本事業 4 障がい者の人権擁護	各種相談事業などにより、障がい者等の人権がまもられています。	障がい者虐待の通報を受け、事実確認調査を行った割合	100%	100%	虐待の通報に対する事実確認調査割合100%の維持を目指します。

▶ 分野別計画

- 第3期障がい者福祉長期行動計画（平成30～令和5年度）
- 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（平成30～令和2年度）

用語解説

障害福祉サービス：「障害者総合支援法」に基づき行われる障がい者支援サービスの総称で、支援の種類は日常生活の介護支援を行う「介護給付」と自立生活や就労を目指す人を支援する「訓練等給付」の2つに大別されます。

施策
12

セーフティネットの推進

▶ 施策の目指す姿

社会保障制度の意義が理解され、医療や生活保障を必要な人が受けられています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
セーフティネットの取り組みに関する満足度	91.7%	91.7%	セーフティネットに対する市民の満足度を把握する指標です。市民アンケートで、「満足」、「どちらかと言えば満足」、「普通」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

健康で文化的な最低限度の生活を保障し、市民の安心と生活の安定を支えることができるよう、国保、医療、生活保護等の社会保障制度を適切に運用することで、成果の維持を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 国においては、医療保険制度や介護保険制度、生活扶助基準等の社会保障制度の見直しが進められており、社会情勢の変化に対応した安定的な制度運営に取り組む必要があります。
- ◆ 本市においては、国保医療費及び後期高齢者医療費が国平均に比べて高い状況であり、1人当たりの医療費が年々増加していることから、疾病の早期発見や重症化予防などの医療費適正化に向けた取り組みを進め、県や関係機関と連携しながら制度の健全な運営を進める必要があります。
- ◆ 生活保護世帯に加え、高齢化の進行や社会情勢の変化等の影響により、生活に困窮するリスクが高い人が増加することがないよう、個々の状況に応じた適切な支援が必要です。
- ◆ 市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を行う必要があります。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 国民健康保険の健全な運営	適正な医療給付と保険税の負担により、制度が安定的に運営され、被保険者が安心して医療を受けられています。	国民健康保険税の収納率	92.39%	94.00%	国民健康保険制度の健全な運営のため、収納率の向上を目指します。
		一人当たりの国民健康保険医療費	395,857 円	437,058 円	医療費の増加傾向を勘案し、医療費の増加を抑制することを目指します。
基本事業 2 後期高齢者医療費の適正化	制度が安定的に運営され、老後も被保険者が安心して医療を受けられています。	一人当たりの後期高齢者医療費	1,125 千円	1,155 千円	医療費の増加傾向を勘案し、医療費の増加を抑制することを目指します。
基本事業 3 生活保護世帯の自立助長	対象となった世帯が必要な生活保障を受けられるとともに、自立支援により、生活保護世帯の数が減少しています。	働ける人がいる生活保護世帯数	303 世帯	250 世帯	生活保護世帯の自立を支援する取り組みを推進し、成果の向上を目指します。
		自立世帯数（計画期間内累計）	24 世帯	120 世帯 (R2-5年度累計)	
基本事業 4 生活困窮者の支援	最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある困窮者が適切な支援を受けることで、困窮状態から脱却できるようになっています。	支援により生活困窮状態が改善された世帯数（計画期間内累計）	0 世帯	60 世帯 (R2-5年度累計)	生活困窮者に対する新たな支援等に取り組むことで、成果の向上を目指します。
基本事業 5 市営住宅の維持管理	市営住宅の適切な維持管理により、必要とする人への住居が確保できています。	市営住宅に関する事故件数	0 件	0 件	事故件数 0 件の維持を目指します。
		市営住宅料金徴収率	90.61%	92.65%	市営住宅の適切な運営のため、収納率の向上を目指します。

▶ 分野別計画

- 保健事業実施計画（データヘルス計画）（平成 30～令和 5 年度）
- 公営住宅等長寿命化計画（平成 30～令和 9 年度）

序論

基本構想

基本計画

資料編 I

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

資料編 II

施策
13

人権尊重のまちづくり

▶ 施策の目指す姿

人権が侵害されない市民生活ができるようになっています。
男女の人権が尊重され、あらゆる分野に平等に参画しています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
この1年間に人権侵害を受けたことがある市民の割合	11.6%	8.0%	人権侵害の状況から市民の人権意識を把握する指標です。市民アンケートで、人権を傷つけられたことが「ある」と回答した市民の割合です。
男女があらゆる分野で平等に参画できていると思う市民の割合	17.8%	25.0%	男女の社会参画状況から市民の男女共同参画意識を把握する指標です。市民アンケートで、社会のあらゆる分野で男女が「平等である」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

人権教育及び啓発の推進、同和問題の解決、男女平等意識づくりと女性活躍推進、女性の人権擁護を進めることで、成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 現在においても、人権侵害事案（差別落書き、インターネット上の差別書き込み、同和地区問い合わせ等）が発生しています。また、LGBT やヘイトスピーチなど、新たな人権課題が表出してきています。このため、平成19年度に策定した人権施策基本方針に基づいて、すべての市民の人権が等しく保障される地域社会の実現を図る必要があります。
- ◆ 近年、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」などの人権関連法が整備され、人権尊重に対する関心が高まっています。
- ◆ 市の重要な課題である同和問題の解決に向けて、市民の同和問題に対する認識を高める教育や啓発の推進、同和地区住民の自立促進のための事業の継続が必要です。
- ◆ 男女共同参画社会の実現に向けて、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取り組みの推進や女性リーダーの育成、企業に対する啓発活動を推進する必要があります。
- ◆ 女性の人権に対する社会的な認識は高まっていますが、DV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとした女性に関する相談は多いことから、今後も相談窓口の周知・充実が必要です。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 人権教育及び啓発の推進	人権を尊重し、侵害しないようになっています。	この 1 年間に相手の人権を侵害するような言動や行動をした市民の割合	3.3%	3.0%	人権問題への関心を高める啓発や教育に取り組むことで、成果の向上を目指します。
基本事業 2 同和問題の解決	部落差別の結果としての厳しい生活実態に関する悩みが少なくなっています。	同和地区住民の失業率	4.6%	4.0%	国・県の失業率が 2~3%台で推移していることを踏まえ、さらなる成果の向上を目指します。
基本事業 3 男女平等意識づくりと女性活躍推進	男女の平等意識が向上し、女性が社会で活躍できるようになっています。	家庭内の仕事を夫と妻が共同して分担していると思う市民の割合	58.0%	60.0%	男女平等意識づくりや女性の社会進出への意識啓発に取り組むことで、成果の向上を目指します。
		福岡県子育て・介護応援宣言企業に登録している市内事業所の登録件数	107 件	142 件	
		審議会などの女性委員の割合	34.3%	40.0%	
基本事業 4 女性の人権擁護	各種相談事業などにより、女性の人権がまもられています。	女性が人権侵害を受けた割合	5.8%	3.3%	女性の人権に対する啓発や教育を推進することで、成果の向上を目指します。
		女性の人権に関する相談窓口の認知数（平均）	1.7 項目	3.0 項目	女性の人権に関する相談窓口の周知に取り組むことで、成果（アンケート項目平均選択数）の向上を目指します。

▶ 分野別計画

- 人権施策基本指針（平成 19 年度～）
- 第三次ちくしの男女共同参画プラン（平成 30～令和 9 年度）
- 教育施策大綱（令和 2～5 年度）
- 教育振興基本計画（令和 2 年度～）

用語解説

LGBT :	「Lesbian（レズビアン） = 女性同性愛者」、「Gay（ゲイ） = 男性同性愛者」、「Bisexual（バイセクシュアル） = 両性愛者」、「Transgender（トランジンジャー） = 心と体の性が一致しない人」の頭文字をとった単語であり、性的少数者の総称のひとつです。
ヘイトスピーチ :	特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動のことです。
DV :	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者・恋人などの親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力のことです。殴る・蹴るなどの身体的なものだけでなく、心理的、性的、経済的、社会的なものも含まれます。
福岡県子育て・介護応援宣言企業 :	福岡県が実施する登録制度で、仕事と子育て・介護の両立を支援するための具体的取り組みを企業・事務所のトップが宣言し、県が登録する制度です。県は、登録した企業・事務所に登録証と登録マークを交付するとともに、県民へ広く紹介しています。

施策
14

地域コミュニティによるまちづくり

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

▶ 施策の目指す姿

地域住民が主体となり、地域課題の解決や地域の魅力を活かしたまちづくりが進められています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
地域（コミュニティ、行政区等）において、まちづくりが進められていると思う市民の割合	67.2%	75.2%	地域によるまちづくりの状況を把握する指標です。市民アンケートで、地域の団体など（コミュニティ、行政区等）により、まちづくり（防災、福祉、教育等）が進められていると「思う」、「やや思う」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

地域コミュニティとの連携による、防災、福祉、教育等の地域の課題や特色を踏まえたまちづくりを推進することで、成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆少子高齢化や核家族化等に伴う世帯構成の変化、生活様式の多様化に伴い、従来の地縁、血縁を中心とした住民相互の結びつきが希薄になりつつある中で、地域や市民のニーズに対応できる柔軟できめ細かなサービスの提供を行政と地域が適切な役割分担のもとで取り組む必要があります。
- ◆平成26年度までに市内の全7地域においてコミュニティ運営協議会が発足し、地域の中核となる自治組織としての運営が進められており、平成28年度には、市と地域が、より安全で安心なまちづくりを目指し、お互いの特性を活かしながら協働によるまちづくりを進めるため、「筑紫野市コミュニティパートナーシップ協定」を締結しています。
- ◆市では、平成27年度に「筑紫野市地域コミュニティ基本計画」を策定し、地域コミュニティの将来ビジョンやコミュニティ運営協議会の主体的な運営に必要な市の支援等についての基本的な考え方を示すとともに、平成30年度までにすべてのコミュニティ運営協議会において「地域まちづくり計画」が策定され、防災、福祉、教育等の地域の課題や特色を踏まえたまちづくりが進められています。
- ◆行政と地域の役割分担が広く理解され、市民、ボランティア、NPO等との協働により、地域自らが主体的に課題を解決できるまちづくりを推進する必要があります。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 地域コミュニティ活動の充実	地域コミュニティによる活動が充実・活性化し、地域の課題を地域自らで解決することができています。	コミュニティ運営協議会を知っている市民の割合	56.6%	70.0%	地域コミュニティ活動の支援や周知に取り組むことで、成果の向上を目指します。
		コミュニティ運営協議会の活動内容を知っている市民の割合	15.2%	25.2%	
		地域の活動(コミュニティ・行政区等)に参加している市民の割合	67.3%	70.0%	
基本事業 2 地域コミュニティ活動施設の利用促進	地域コミュニティ活動を行う場所が確保され、活用されています。	コミュニティ施設利用者数	246千人	259千人	地域コミュニティ活動の活性化により、成果の向上を目指します。
		コミュニティ施設の維持管理上の不具合による利用支障件数	0件	0件	維持管理上の不具合による利用支障件数0件の維持を目指します。
基本事業 3 NPO・ボランティア活動の促進	日常的課題や社会的課題の解決に向け、市民が公益性の高い活動を主体的かつ積極的に行っています。	NPO・ボランティア団体数	267団体	281団体	NPO・ボランティア活動の促進を図り、成果の向上を目指します。
		NPO又はボランティア活動をしている市民の割合	10.8%	14.8%	

▶ 分野別計画

■ 第二次地域コミュニティ基本計画（令和2～5年度）

用語解説

NPO : Nonprofit Organization（民間の非営利活動団体）の略で、市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体のことです。

施策
15

地域福祉の推進

▶ 施策の目指す姿

高齢・障がい・介護・子育てなどによる生活課題を抱えても、身近な支援を受けながら、お互いを認め合い、支えあいながら、だれもが安心して自立した生活ができる地域社会になっています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
相互扶助で地域福祉ができていると思う市民の割合	20.9%	24.9%	支えあいによる福祉のまちづくりの状況を把握する指標です。市民アンケートで、市、地域、住民が連携し、お互いの支えあいによる福祉活動が「できている」、「どちらかといえばできている」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

地域コミュニティをはじめとした地域福祉を支える人や関係団体と連携し、地域で支えあい、助けあうことができる仕組みづくりを推進することで成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆平成30年4月に「改正社会福祉法」が施行され、地域住民が自ら、地域の様々な分野にわたる生活課題を把握し、その解決に向けて各種支援機関と連携しながら活動することが地域福祉の推進に必要である旨が示されました。このことから、一人でも多くの市民が地域活動に参加することのできる仕組みを整備し、その活動の活性化を図る必要があります。
- ◆少子高齢化や核家族化、生活様式の多様化等の影響により、家庭や地域の相互扶助機能が低下していることから、地縁や血縁、そしてそれらを超えたテーマや関心事で集まった人たちによる新たな地域の支えあい体制を支援する必要があります。
- ◆地域コミュニティ単位で効果的な活動を行うことができるよう、地域福祉を担う人材を育成し、身近な場所での相談や地域での福祉活動の推進を図る必要があります。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 地域で支えあい、 助けあう仕組み づくり	身近な人や地域との関わりが豊かになっています。 地域での声かけや見守り活動が進んでいます。	身近な近所づきあいができる市民の割合	96.1%	96.1%	既に9割を超える高い水準であるため、維持することを目指します。
		地域内の助けあいによって見守られている人の数	2,111人	2,219人	地域における見守り活動に関する啓発や周知に取り組むことで、成果の向上を目指します。
		災害等が発生した際に支援を必要とする人が近くにいることを認識している市民の割合	41.0%	45.0%	
基本事業 2 多様なニーズに 対応する仕組み づくり	どこに相談してよいかがすぐにわかり、身近な場所で相談することができます。	民生委員の充足率	100%	100%	民生委員定数に対する充足率100%の維持を目指します。
		身近な問題を相談する市の窓口を知っている市民の割合	76.9%	80.9%	関係する相談窓口の周知に加え、民生委員による高齢者世帯の訪問活動などを推進することで、成果の向上を目指します。
		相談できる相手や場所がある市民の割合	86.0%	90.0%	
基本事業 3 地域福祉を支え、 推進する人や 組織づくり	地域福祉を担う多様な人材が育成されています。	福祉委員の数	190人	195人	より身近な地域福祉の担い手である福祉委員の増加を目指します。
		地域での福祉活動に参加している市民の割合	23.7%	27.7%	地域における福祉活動の場と機会の充実を図ることで、成果の向上を目指します。
		福祉ボランティア数	1,853人	2,000人	
		コミュニティ単位で組織された民生委員協議会の数	5地区	7地区	令和元年までに5地区の協議会がコミュニティ単位で組織化されていますが、更なる地域コミュニティとの連携を促進することができる組織構成の実現を目指します。

▶ 分野別計画

■ 第二次地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成27～令和6年度）

用語解説

民生委員：「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。
また、民生委員は「児童福祉法」によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。

福祉委員：住民の最も身近な行政区などの小地域で民生委員・区長などと協力して福祉活動を推進するボランティアで、市社会福祉協議会が委嘱しています。

施策
16

開かれた市政の推進

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

▶ 施策の目指す姿

行政情報がきちんと伝わって理解され、市民の意見が市政に活かされています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
市からの情報提供の内容や量が十分だと思う市民の割合	89.4%	91.4%	市からの行政情報に関する市民の満足度を把握する指標です。市民アンケートで、市が提供する情報の内容や量について「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した市民の割合です。
市民の意見を聞く機会や場についての満足度	81.7%	89.0%	市の広聴制度に関する市民の満足度を把握する指標です。市民アンケートで、市民の意見を聞く機会や場について「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

広報の内容や情報量の充実を図ることにより、「市からの情報提供の内容や量が十分だと思う市民の割合」の向上を目指します。また、広聴制度の周知と充実を図ることにより、「市民の意見を聞く機会や場についての満足度」の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 行政情報を広く市民に伝えていくため、広報紙「広報ちくしの」や「市公式ホームページ」、各種SNS(Facebook、Twitter)を活用した効果的な情報提供を推進する必要があります。市の魅力向上による人口や観光客の増加、地域コミュニティの活動活性化には情報の発信が欠かせないことから、さらなる情報発信への工夫が必要となっています。
- ◆ 広聴活動の代表的な取り組みである「移動市長室」や「市政への提案」等を継続実施し、市職員が常に市民の声を大切にして自らの業務の改善を進める意識づくりに取り組む必要があります。
- ◆ 市民の市政への理解を深め、行政と市民が協力しながらまちづくりを進めていくためには、適正な情報公開制度の運用による情報公開が必要です。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 広報の推進	行政情報が分かりやすく、有効な方法で提供され、多くの市民に伝わっています。	広報紙を読んでいる市民の割合	82.0%	85.0%	見やすく分かりやすい広報紙の作成に努めることに加え、メディアへの積極的な情報提供に取り組むことで、成果の向上を目指します。
		メディアへの情報提供件数（計画期間内累計）	101 件	404 件 (R2-5年度累計)	
基本事業 2 市の魅力の情報発信	市の魅力が積極的に発信されています。	市公式ホームページ（魅力発信に関するページ）アクセス件数	0 件	20,000 件	市の魅力を積極的に発信できる新たな取り組み等を推進することで、成果の向上を目指します。
		SNS フォロワー数	2,861 人	3,861 人	
		市の魅力を PR するために作成・発信したコンテンツ数（計画期間内累計）	103 件	590 件 (R2-5年度累計)	
		この 1 年間で友人・知人に筑紫野市の良さを伝えたことがある市民の割合	39.9%	43.2%	市民が本市の魅力を認識できる情報発信に努めることで、成果の向上を目指します。
基本事業 3 広聴の推進	市民の意見を様々な方法で市政に反映することができます。	広聴制度での提案件数（計画期間内累計）	18 件	59 件 (R2-5年度累計)	広聴制度の周知を図るほか、広聴の取り組みの継続を目指します。
		広聴の実施回数（累計）	89 回	140 回	
基本事業 4 情報公開の総合的推進	情報が管理され、必要としている人に適正に公開できています。	不服申立てによる公開内容の変更件数	0 件	0 件	不服申立てによる公開内容の変更件数 0 件の維持を目指します。
		情報公開における個人情報の漏洩件数	0 件	0 件	情報公開における個人情報の漏洩件数 0 件の維持を目指します。

用語解説

SNS : Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことです。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティが構築されることで、情報の発信、共有、拡散に対する大きな効果があります。

施策
17

子育て支援の推進

▶ 施策の目指す姿

子育てが楽しく、安心して子どもを生み育てることができています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
子育てが楽しいと思う保護者の割合	96.0%	96.0%	子育て中の市民の状況を把握する指標です。市民アンケートで、子育て中の保護者が子育てが「楽しい」、「どちらか」というと楽しい」と回答した市民の割合です。
この地域で子育てをしたいと感じる乳幼児の保護者の割合	96.2%	96.2%	市の子育て環境を把握する指標です。乳幼児健康診査時のアンケートで、この地域で、今後も子育てをしていきたいと「思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

「子育てが楽しいと思う保護者の割合」と「この地域で子育てをしたいと感じる乳幼児の保護者の割合」は9割を超える高い水準であるため、子育て家庭のニーズに対応した各種支援策に継続して取り組むことで、成果の維持を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 女性の社会進出や働き方の多様化などにより、保育所への入所希望者が増加することで待機児童が発生していることから、保育士の確保や受け入れ増加策の検討など、待機児童の解消に向けた取り組みが必要です。
- ◆ 子育て支援に対するニーズの多様化や課題に対応するため、きめ細やかな子育て支援策の推進や多様な主体の参画による、地域ぐるみの子育て支援の充実に取り組む必要があります。
- ◆ 子どもに関する各種相談事業における相談内容の多様化や、家庭が抱える子育てに関する問題の深刻化がみられます。
- ◆ 令和元年度に開始された幼児教育・保育の無償化については、関係機関等との連携を図りながら、適切な対応を行っていく必要があります。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 子育て不安の軽減	家庭状況や経済状況にかかわらず子どもを育てることができるようになっています。 子どもの発達や成長に関する不安が少なくなっています。	子育てに関する経済的不安がある保護者の割合	71.3%	65.0%	子ども・子育て支援事業計画に基づく経済的支援の施策の推進を図ることで、経済的不安の軽減を目指します。
		子どもの発達に関する相談実人数	443 人	500 人	子どもの発達や成長への関心が高まっている状況を踏まえ、相談人数の増加を目指します。
基本事業 2 母子保健の推進	親子が心身ともに健やかに暮らすことができるようになっています。	乳幼児健診の未受診率（4ヶ月）	0%	0%	国が示す目標値 2.0%よりも低い目標値を設定し、より低い未受診率を目指します。
		乳幼児健診の未受診率（1歳6ヶ月）	3.5%	3.0%	国が示す目標値 3.0%よりも低い未受診率を目指します。
		乳幼児健診の未受診率（3歳）	0.9%	0.9%	国が示す目標値 5.0%よりも低い目標値を設定し、より低い未受診率を目指します。
基本事業 3 地域における子育て支援	子育ての相談や交流の場が地域に広がり、不安が解消されています。	急用時等に子どもを預ける場所がある又は人がいる保護者の割合	40.1%	50.0%	「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育て施策の推進を図り、保護者の孤立を解消することで、成果の向上を目指します。
		他の親子と交流している乳幼児をもつ保護者の割合	79.6%	80.9%	
基本事業 4 幼保サービスの充実	安心して保育所等に子どもを預けて働いたり、幼児教育を受けたりすることができるようになっています。	待機児童数（保育所）	181 人	0 人	待機児童解消のための取り組みを推進することで、成果の向上を目指します。
		待機児童数（放課後児童クラブ）	0 人	0 人	待機児童数 0 人の維持を目指します。
		保育サービスの満足度	80.6%	84.2%	保育サービスの充実や適切な提供に取り組むことで、成果の向上を目指します。
基本事業 5 子どもの人権の尊重	子どもの人権がまもられ、健やかに生活することができるようになっています。	子どもの人権に関する相談窓口を知っている市民の割合	74.8%	80.0%	相談窓口の周知を図ることで、成果の向上を目指します。
		子どもの人権を守るための施設入所対応率	100%	100%	施設入所対応が必要と判断される世帯の入所対応率 100% の維持を目指します。

▶ 分野別計画

■ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画（令和 2~6 年度）

用語解説

幼児教育・保育の無償化：令和元年 10 月から、すべての 3~5 歳児と住民税非課税世帯の 0~2 歳児を対象に、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償になる制度です。認可外保育施設などについても、一定の条件を満たせば無償化の対象になります。

施策
18

学校教育の充実

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

▶ 施策の目指す姿

子どもたちが確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みながら、充実した学校生活を送っています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
児童の学力定着度（国語・算数）	国語 101.2 算数 99.0	国語 105.0 算数 105.0	児童の学力の状況を把握する指標です。「全国学力・学習状況調査」における市内の小学校6年生の国語・算数の平均ポイント（全国平均が100）です。
生徒の学力定着度（国語・数学）	国語 100.4 数学 101.0	国語 105.0 数学 105.0	生徒の学力の状況を把握する指標です。「全国学力・学習状況調査」における市内の中学校3年生の国語・数学の平均ポイント（全国平均が100）です。
児童の道徳的実践力の定着度	86.5%	86.7%	児童の道徳力の状況を把握する指標です。県が小学校5年生を対象として実施する「道徳教育に関する実態調査」で、道徳的実践力を把握できる設問に対して、「よくできる」、「だいたいできる」と回答した児童の割合です。
生徒の道徳的実践力の定着度	82.8%	83.1%	生徒の道徳力の状況を把握する指標です。県が中学校2年生を対象として実施する「道徳教育に関する実態調査」で、道徳的実践力を把握できる設問に対して、「よくできる」、「だいたいできる」と回答した生徒の割合です。
児童の体力定着度	43.0%	45.6%	児童の体力の状況を把握する指標です。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における市内の小学校5年生の実技に関する総合評価の段階（A～E）がAまたはBの割合です。
生徒の体力定着度	52.2%	53.4%	生徒の体力の状況を把握する指標です。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における市内の中学校2年生の実技に関する総合評価の段階（A～E）がAまたはBの割合です。

成果指標の方向性

児童・生徒の「学力」、「道徳的実践力」、「体力」を養うことができるようにするため、学校教育関連の施策を総合的に推進することで成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、施設や設備の長寿命化、規模の適正化などの教育環境の整備を計画的に進める必要があります。
- ◆ 教育現場を担う教職員の指導力の向上に加え、子どもたちの学習習慣、正しい規範意識や倫理観、規則正しい生活習慣をしっかりと身につけることができるよう、時代に即した支援や環境整備を進める必要があります。
- ◆ 児童・生徒一人ひとりのニーズに対応するため、支援員の配置等の人的支援を含めたきめ細やかな対応に取り組む必要があります。
- ◆ 社会全体で子どもたちを守り育むため、学校・家庭・地域が協働できる体制づくりを推進する必要があります。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 教育環境の整備	安全で快適に学ぶことができる施設となっています。	学校施設の維持管理上の不具合による教育支障件数	0 件	0 件	維持管理上の不具合による教育支障件数 0 件の維持を目指します。
基本事業 2 教職員の資質向上	各種研修により、指導力の向上が図られています。	授業がよくわかると思う児童・生徒の割合	児童 81.0% 生徒 68.2%	児童 86.0% 生徒 73.2%	教職員の指導力向上に取り組むことで、成果の向上を目指します。
		学習指導などの指導力向上の割合	26.8%	31.8%	
基本事業 3 確かな学力の育成	学習意欲が向上し、自ら考え、解決する力が育っています。	学習意欲の向上がみられる児童・生徒の割合 家庭等での学習習慣の定着度（児童・生徒）	児童 61.1% 生徒 57.4% 児童 72.9% 生徒 38.4%	児童 65.0% 生徒 60.0% 児童 75.0% 生徒 40.0%	児童・生徒の学習意欲の向上に取り組むことで、成果の向上を目指します。
基本事業 4 豊かな心の育成	人を思いやり、尊重する心が育まれています。 自ら考え、正しく判断できる力が養われています。	「いじめ」はあってはならない事だと認識している児童・生徒の割合	児童 85.1% 生徒 82.4%	児童 86.5% 生徒 82.8%	道徳教育を推進することで、成果の向上を目指します。
		不登校児童・生徒のうち、解消・復帰等の改善がみられた児童・生徒の割合	児童 55.8% 生徒 65.6%	児童 60.8% 生徒 70.6%	不登校児童・生徒への対応充実により、改善を目指します。
		図書室の一人当たり年間貸出冊数（小・中学校）	児童 79.6 冊 生徒 7.8 冊	児童 84.6 冊 生徒 8.6 冊	読書活動を推進することで、成果の向上を目指します。
基本事業 5 健やかな体の育成	心身ともに健康な体が育っています。	運動意欲の向上がみられる児童・生徒の割合	児童 90.5% 生徒 84.2%	児童 90.5% 生徒 84.2%	高い水準である運動意欲の現状維持を目指します。
		健康に関する基本的な生活習慣が身についている児童・生徒の割合	児童 87.7% 生徒 83.3%	児童 89.0% 生徒 88.0%	健康的な生活習慣を身につけさせることを目指します。
		給食残菜率	1.62%	1.50%	高い水準である給食残菜率の成果の向上を目指します。
基本事業 6 特別支援教育の推進	障がいのある子どもが、特性に応じた教育を受けることができています。	障がいの特性に応じた適切な教育を受けることができている児童・生徒の割合	児童 96.4% 生徒 100%	児童 100% 生徒 100%	障がいの特性に応じた適切な指導計画の作成を行っている児童・生徒の割合 100%を目指します。
基本事業 7 地域との協力体制	地域の人材や学習資源が活かされ、地域の教育力が向上しているとともに、地域と一緒に開かれた学校づくりが進められています。	学校活動に協力してくれた市民の割合	11.6%	15.6%	コミュニティ・スクールにおける取り組みを推進することで、成果の向上を目指します。
		開かれた学校づくりができると思う市民の割合	76.3%	80.3%	
		コミュニティ・スクールによる地域連携教育活動数	56 件	64 件	
基本事業 8 就学の支援	経済的負担が軽減され、学校に通うことができるようになっています。	就学支援（支給）が必要な児童・生徒への支援対応割合	100%	100%	経済的支援が必要な児童・生徒への支援対応割合 100% の維持を目指します。
		就学支援（奨学金貸付）が必要な生徒への支援対応割合	100%	100%	

▶ 分野別計画

- 教育施策大綱（令和 2～5 年度）
- 教育振興基本計画（令和 2 年度～）

用語解説

コミュニティ・スクール：学校と家庭、地域が学校運営に意見を反映させることで、一緒に協力しながら子ども達の豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

施策
19

青少年の健全育成

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

▶ 施策の目指す姿

豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる力を備えた青少年が育成されています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
自分の将来に夢や希望を持っている児童・生徒の割合	児童 96.6% 生徒 84.4%	児童 96.6% 生徒 86.0%	青少年の将来の夢や希望に関する状況を把握する指標です。市内の小学校4・6年生と中学校2年生に対するアンケートで、自分の将来に夢や希望を「持っている」、「なんとなく持っている」と回答した児童・生徒の割合です。
自立性（自己解決能力）を持った児童・生徒の割合	児童 89.2% 生徒 92.2%	児童 89.2% 生徒 92.2%	青少年の自立性（自己解決能力）に関する状況を把握する指標です。市内の小学校4・6年生と中学校2年生に対するアンケートで、友人とケンカをしたときなどに、自分の力で解決する努力を「している」、「しているほうだと思う」と回答した児童・生徒の割合です。
自立性（将来設計）を持った児童・生徒の割合	児童 89.2% 生徒 79.6%	児童 90.0% 生徒 84.6%	青少年の自立性（将来設計）に関する状況を把握する指標です。市内の小学校4・6年生と中学校2年生に対するアンケートで、自分の夢や希望を実現するために、どのようにすればよいか「考えている」、「なんとなく考えている」と回答した児童・生徒の割合です。

成果指標の方向性

地域・学校・家庭の連携による青少年の健全育成に向けた取り組みを総合的に推進することで、成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 青少年の健全育成のために、地域・学校・家庭が連携しながら青少年の居場所づくり、指導者の育成、環境浄化活動の推進や悩み相談の充実に努める必要があります。
- ◆ スポーツ活動への積極的な参加や体を使った遊びの場、豊かな心や思いやりの心を育むための文化・芸術、自然や人とのふれあい、地域活動など自然・社会体験活動の場の充実を図る必要があります。
- ◆ 青少年に関する犯罪件数は、全体的に減少傾向にありますが、低年齢化やSNSの普及に伴う新たな犯罪等が見受けられることから、非行防止活動や啓発活動による犯罪の未然防止が求められています。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 青少年の学習機会、体験活動の充実	スポーツや文化・芸術、自然や人とのふれあい・遊び、地域活動などの体験活動、社会参加、世代間交流が推進されています。	子どもの家庭・地域での体験活動が充分だと思う市民の割合	57.7%	61.7%	子どもの家庭や地域における体験活動の場の充実を図ることで、成果の維持・向上を目指します。
		学校の授業以外で体験活動をしている児童の割合	95.0%	95.0%	
		学校の授業以外で体験活動をしている生徒の割合	91.0%	91.0%	
基本事業 2 青少年の居場所づくり	地域・学校・家庭の連携などにより、子どもが安心して集い、交流できる場がつくられています。	放課後に子どもが集まる場が充実していると思う市民の割合	45.7%	49.7%	子どもの居場所づくりのための取り組み等を推進することで、成果の向上を目指します。
		放課後の子どもの居場所がつくられている校区数（計画期間内累計）	0 校区	11 校区 (R2-5年度累計)	
基本事業 3 青少年の指導者育成	青少年の指導者や子どもたちのリーダーが育っています。	青少年の指導者・子どもリーダー数	161 人	186 人	青少年を指導できる人材の育成と活動を推進することで、成果の向上を目指します。
		生涯学習ボランティア活動者数 (延べ活動者数のうち青少年に関わるもの的人数)	1,922 人	2,000 人	
基本事業 4 環境浄化活動の推進	青少年の健全育成を阻害する環境が浄化され、事件・事故が予防されています。	少年の検挙・補導人数	23 人	23 人	地域と連携した環境浄化活動を継続することで、近隣と比較して良好な状況の維持を目指します。
基本事業 5 青少年の悩み相談の充実	青少年が悩みを抱え込まず、相談することができます。	青少年の相談窓口を知っている児童・生徒の割合	52.2%	57.2%	青少年の相談窓口の周知に取り組むことで、成果の向上を目指します。

▶ 分野別計画

- 教育施策大綱（令和 2~5 年度）
- 教育振興基本計画（令和 2 年度～）

用語解説

SNS : Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことです。

生涯学習ボランティア : 市が実施している「生涯学習ボランティアバンク事業」に登録している人または団体のことです。市民の誰もが、いつでもどこでも主体的に学び、教えること、支えあえるように、貴重な経験、豊かな知識、優れた技能を持つ人や団体、社会参加の意欲がある人や団体を生涯学習ボランティアとして登録しています。

施策
20

生涯学習・社会教育の推進

▶ 施策の目指す姿

個人や地域のニーズに応じた学習を行う市民が増加し、学習成果が家庭・地域で活かされています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
生涯学習をしている市民の割合 (学生を除く)	35.4%	39.4%	市民の生涯学習や社会教育に関する状況を把握する指標です。市民アンケートで、何か習い事や趣味などの生涯続けたいと思える活動を「している（はい）」と回答した市民の割合です。
学習効果を家庭・地域のために活かしている市民の割合	35.9%	39.9%	生涯学習や社会教育の学習成果に関する状況を把握する指標です。市民アンケートで、生涯学習や社会教育の活動をしている市民のうち、学習成果を家庭や地域のために「活かしている」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

学習機会の充実や学習情報の提供等、生涯学習・社会教育に関する環境の整備を総合的に推進することで、成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆生涯学習センターをはじめとした社会教育施設の利用を促進し、市民相互の交流や学習活動の拡充を図るとともに、学習成果を地域へ還元できる取り組みが必要です。また、社会教育施設の長寿命化対策に取り組む必要があります。
- ◆ボランティア団体や自主的なグループ・サークルなどの多種多様な組織や集団がそれぞれの地域に密着した独自の活動を行っており、その中で育ったリーダーが地域における生涯学習、または地域づくりの担い手として中心的な活動を行っていくことが期待されています。
- ◆子どもが読書習慣を身につけ、将来にわたって読書の楽しさを感じることができるように、また読書を通じて家庭や地域とのつながりを深めることができるよう、読書活動推進のための取り組みを進める必要があります。
- ◆市内で暮らす外国人が増加傾向であり、外国人と接することが生活の中で日常的になっていることを踏まえ、多様な文化への理解を深めることが必要となっています。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 ニーズに応じた学習機会の充実	学習機会が充実し、その情報が受けられるようになっています。	生涯学習講座の充足度	87.0%	88.5%	魅力ある学習講座の充実や学習情報の提供に取り組むことで、成果の向上を目指します。
		市公式ホームページ（生涯学習情報ページ）アクセス件数	178,715 件	200,000 件	
		生涯学習情報（市広報紙）利用割合	7.8%	9.0%	
基本事業 2 生涯の学びを地域で活かせる人づくり	市民自らが地域活動や学習活動を主体的に推進し、人材育成と地域交流ができるようになっています。	地域で活動する人材の育成人数	3,402 人	4,718 人	地域に根ざした学習活動やボランティア等の人材育成に取り組むことで、成果の向上を目指します。
		生涯学習ボランティア新規登録数	51 人	72 人	
		自らの知識や能力を活かし、地域で活動している市民・団体の数	488 人	513 人	
基本事業 3 異文化理解の推進	異文化を理解し、国際性豊かな市民となっています。	国際交流が推進されていると思う市民の割合	22.7%	26.7%	市内で暮らす外国人の増加状況を踏まえ、多様な文化への理解を深める取り組みを継続することで、成果の向上を目指します。
基本事業 4 社会教育施設の充実	安全で快適に学ぶことができる施設となっています。	社会教育施設の満足度	87.1%	88.0%	社会教育施設の満足度を高める取り組みを進めることで、成果の向上を目指します。
基本事業 5 読書活動の推進	本に触れる機会や読書を通じて学ぶ機会が増加しています。	図書館の年間利用者数	186 千人	195 千人	読書の楽しさを伝えることができる情報提供や資料充実等に取り組むことで、成果の向上を目指します。
		図書館の設備・資料の満足度	87.4%	89.0%	

▶ 分野別計画

- 教育施策大綱（令和 2~5 年度）
- 教育振興基本計画（令和 2 年度~）

用語解説

生涯学習ボランティア：市が実施している「生涯学習ボランティアバンク事業」に登録している人または団体のことです。市民の誰もが、いつでもどこでも主体的に学び、教える、支えあえるように、貴重な経験、豊かな知識、優れた技能を持つ人や団体、社会参加の意欲がある人や団体を生涯学習ボランティアとして登録しています。

施策
21

歴史・文化の継承と振興

▶ 施策の目指す姿

市の歴史・文化に関心を持つ市民が多くなっています。
歴史・文化・芸術活動に多くの市民が取り組んでいます。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
筑紫野市の主な文化財の認知割合	13.8%	20.0%	市民の市内文化財に関する認知度を把握する指標です。市民アンケートで、市内の主要な13件の文化財のうち、5件以上知っていると回答した市民の割合です。
歴史・文化に関する活動に取り組んでいる市民の割合	34.5%	40.0%	市民の歴史・文化活動の状況を把握する指標です。市民アンケートで、博物館などの展示見学や歴史講演会、地域での歴史や文化に関する活動に「参加した」と回答した市民の割合です。
文化・芸術に関する活動に取り組んでいる市民の割合	42.5%	47.5%	市民の文化・芸術活動の状況を把握する指標です。市民アンケートで、文化・芸術の鑑賞や活動に「参加した」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

まちづくりを支える郷土への愛着や関心を高めることができるように、適切な文化財の保護・整備、歴史・文化・芸術に関する機会の充実に取り組むことで、成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆平成23年度に「阿志岐山城跡」、平成25年度に「宝満山」が国史跡として指定を受けており、これらをはじめとする貴重な文化財を適切に保護し、活用するための取り組みを進めていく必要があります。
- ◆平成27年度に筑紫駅西口土地区画整理事業の区域内で7世紀に造られたと考えられる大規模な土壘が発見され、市民の文化財に対する関心が高まっています。
- ◆平成29年6月に「文化芸術振興基本法」の改正により「文化芸術基本法」として施行され、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する幅広い分野も含めた施策とともに、行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等の連携による文化芸術施策の推進が期待されています。
- ◆地域コミュニティによるまちづくりが進められる中で、地域の歴史や文化を学ぶ場と機会の充実を図る必要があります。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 文化財の保護	文化財が適切に保護されています。	市内の文化財指定件数（累計）	39 件	43 件	文化財の適切な保護を推進するため、文化財指定件数の増加を目指します。
基本事業 2 文化財の整備と活用	史跡等が総合的に整備され、文化財に触れることができるようになっています。	市民等が触れるができるよう整備活用されている史跡等の数（累計）	8 領所	10 領所	市民等が歴史や文化に触れて学ぶができるよう、史跡等の整備を推進することを目指します。
基本事業 3 歴史学習の機会提供	市や地域の歴史・文化を学ぶができるようになっています。	歴史・文化に関する学習会等に参加した市民の数	26,975 人	26,975 人	博物館等での学習機会の充実に取り組むことで、近年の好調な状況を維持することを目指します。
		歴史・文化に関する体験学習等に参加した児童・生徒の数	2,677 人	2,677 人	
基本事業 4 文化・芸術活動の推進	文化・芸術の鑑賞などにより、豊かな感性が育まれています。	子育て世代の親子を対象とした文化・芸術鑑賞に関するイベント参加者数	1,030 人	1,130 人	文化・芸術に関する文化会館や地域コミュニティ単位でのイベントの充実を図ることで、成果の向上を目指します。
		文化会館を拠点とした文化・芸術鑑賞に関するイベント参加者数	7,419 人	7,676 人	

▶ 分野別計画

- 教育施策大綱（令和 2～5 年度）
- 教育振興基本計画（令和 2 年度～）

序論

基本構想

基本計画

資料編 I

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

資料編 II

施策
22

スポーツ・レクリエーションの推進

▶ 施策の目指す姿

スポーツ・レクリエーション活動をする市民が増えています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
週に3回以上スポーツ・レクリエーション活動を行う市民の割合	24.8%	30.0%	市民のスポーツ・レクリエーション活動の状況を把握する指標です。市民アンケートで、週に3回以上運動（ウォーキングや体操なども含む）をしている市民の割合です。

成果指標の方向性

スポーツ施設の充実、年齢や体力に応じたスポーツの振興、指導者・ボランティアの養成を総合的に推進することで、成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆市民が安全に楽しく、快適にスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、スポーツ施設の計画的な改修や設備の充実を図る必要があります。
- ◆心身の健全な発達や健康及び体力の保持増進のために、年齢や体力に応じたスポーツ活動に触れることができる機会の充実に努めることが必要です。
- ◆地域コミュニティによるまちづくりが進められる中で、地域における指導者やボランティアの育成等によるスポーツ振興に取り組む必要があります。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 スポーツ施設の充実	スポーツ施設の充実により、スポーツをする環境が整っています。	スポーツ施設満足度	68.8%	70.0%	施設の安全性や快適性を高める改修や設備の充実を推進することで、成果の向上を目指します。
基本事業 2 年齢や体力に応じたスポーツの振興	市民の年齢や体力に応じたスポーツをする機会が充実しています。	スポーツをする機会が充分だと思う市民の割合（18歳以上 65歳未満）	90.6%	91.0%	年齢や体力に応じたスポーツに親しみ、楽しむことができる機会の充実に取り組むことで、成果の向上を目指します。
		スポーツをする機会が充分だと思う市民の割合（65歳以上）	91.5%	92.0%	
		学校の体育以外で、スポーツをしている児童・生徒の割合	52.5%	54.8%	
		親子でスポーツをしている市民の割合	51.3%	52.6%	
基本事業 3 指導者・ボランティアの養成	スポーツ・レクリエーションの指導者・ボランティアが養成され、市民や地域のニーズに対応できるようになっています。	養成講座により養成された指導者・ボランティア数	330人	364人	指導者やボランティアを養成するセミナー・講習会の周知、体育協会と連携した啓発活動の充実に取り組むことで、成果の向上を目指します。
		スポーツ・レクリエーション指導者数（有資格者）	188人	233人	
		スポーツ・レクリエーション指導者の充足度	58.1%	60.0%	

▶ 分野別計画

- 教育施策大綱（令和2～5年度）
- 教育振興基本計画（令和2年度～）

施策
23

循環型・低炭素・自然共生社会の推進

▶ 施策の目指す姿

ごみの排出が抑制されるとともに、適正に処理されています。
人と自然にやさしい環境が保全されています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
ごみの排出量	29,450t	29,286t	市内のごみの排出状況を把握する指標です。クリーンヒル宝満（ごみ処理施設）へ持ち込まれたごみの総量です。
市内の自然環境に対する満足度	95.0%	95.0%	市内の自然環境に関する市民の満足度を把握する指標です。市民アンケートで、市内の自然環境について「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

市民や事業所による「ごみの排出抑制・資源化」をはじめとした各種環境保全の取り組みを促進し、地球の環境に負荷を与えない行動の定着を図ることで、本市の豊かな自然を維持し、成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 1日一人当たりのごみの排出量は、福岡県平均が910g（平成29年度）であるのに対し、本市の平均は769g（平成29年度）と少ない状況です。
- ◆ ごみの資源化を推進するため、市民と事業所が廃棄物の適正排出の意識を高め、確実な分別を徹底する必要があります。
- ◆ 地球温暖化の防止のため、CO₂（二酸化炭素）の排出量の削減が求められています。省エネルギー・再生可能エネルギーに対する市民・事業所の意識を高め、自主的な取り組みを促す必要があります。
- ◆ 本市の豊かな自然環境を活用しながら、人と自然のつながりを理解し、日々の生活の中で環境保全・自然共生社会を意識した行動ができる市民を増やしていく必要があります。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 ごみ減量化の推進	市民・事業所等のごみの排出抑制や資源化などにより、ごみの減量化が図られています。	1日一人当たりのごみの排出量	777g	773g	ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）を進める「3R」を総合的に推進することで、成果の維持・向上を目指します。
		ごみの資源化率	23.3%	23.3%	
基本事業 2 ごみの適正処理の推進	ごみの処理ルールが守られ、適正に処理されています。	不法投棄された件数	78 件	78 件	不法投棄への監視を継続することで、件数の増加を抑制することを目指します。
		分別間違いの割合（収集ごみの混入率）	19.0%	10.5%	
基本事業 3 地球温暖化防止の推進	地球温暖化を防止する取り組みが推進されています。	市民が取り組んでいる環境にやさしい生活様式の項目数（平均）	5.3 項目	6.0 項目	地球温暖化を防ぐ取り組みの周知や支援を行うことで、成果の向上を目指します。
		再生可能エネルギーを使用している市民の割合	10.5%	12.0%	
		公共施設の CO ₂ 排出量	7,037t	6,692t	
基本事業 4 環境保全活動の推進	環境保全活動を行う人や事業所等が増加しています。	環境保全活動を行っている人の数	33,726 人	34,000 人	地域や関係機関と連携した環境保全活動を推進することで、成果の向上を目指します。
		環境保全活動を行っている事業所数	72 社	79 社	
基本事業 5 自然共生社会の推進	自然とつながりを持つことの大切さを意識した行動ができる市民が増加しています。	自然環境学習の参加者数	297 人	328 人	本市の豊かな自然環境を活かした啓発活動の充実に取り組むことで、成果の向上を目指します。

▶ 分野別計画

- 第二次環境基本計画（平成 23～令和 2 年度）
- 一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水）（平成 20～令和 4 年度）
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成 24～令和 2 年度）
- 環境にやさしい行動計画パート IV - 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）-（平成 28～令和 2 年度）

用語解説

自然共生社会：人間と地球に生きるすべての生物がともに暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会のことです。

施策
24

快適な生活環境の促進

▶ 施策の目指す姿

快適で衛生的な生活ができるようになっています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
快適で衛生的な環境になっていると思う市民の割合	88.0%	90.0%	市内の生活環境に関する状況を把握する指標です。市民アンケートで、住まいの周辺が清潔で衛生的な生活ができる環境になっていると「思う」、「どちらかといえど思う」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

「快適で衛生的な環境になっていると思う市民の割合」は8割を超えており、引き続きし尿の適正な処理やペットの適正な飼育の推進などに取り組むことで、さらなる成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆し尿処理については、引き続き適正な処理（し尿運搬、し尿中継基地の運用）を行うことで、市民の快適で衛生的な生活を支えていく必要があります。
- ◆犬のウンチの始末、鳴き声などの苦情に加え、飼い猫や飼い主のいない猫に関する問題の相談も多いことから、正しいペットの飼い方やマナーについての啓発に取り組む必要があります。
- ◆騒音・振動、悪臭、草木の繁茂等による生活環境や健康への害を防ぐため、広報紙等による啓発に加えて、相談案件に対する適切な指導対応を行う必要があります。
- ◆産業廃棄物最終処分場の周辺環境の調査や福岡県と連携した監視を継続する必要があります。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 し尿処理の適正化の推進	し尿が適正に処理されています。	し尿処理に関するトラブル件数	0 件	0 件	し尿処理に関するトラブル件数 0 件の維持を目指します。
基本事業 2 ペットの適正飼育の推進	ペットを飼う市民が適正な知識を有し、モラルとマナーが向上しています。	狂犬病予防注射接種率	54.3%	60.0%	ペットの飼育に対するモラルやマナーの向上に取り組むことで、成果の向上を目指します。
		ペット、小動物に関する苦情・トラブル件数	67 件	50 件	
基本事業 3 生活環境に関する害の減少	日常生活の害が少なくなっています。	苦情及び相談件数（騒音・振動、悪臭）	146 件	131 件	日常生活に関する害（騒音・振動、悪臭、草木の繁茂等）に対する周知・啓発に取り組むことで、成果の向上を目指します。
		苦情及び相談件数（草木の繁茂等）	59 件	59 件	

▶ 分野別計画

■ 一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水）（平成 20～令和 4 年度）

施策
25

安全で安心な水道水の供給

▶ 施策の目指す姿

いつでも安全な水を安心して使うことができています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
水道水が安全・安心に使えると思う市民の割合	88.7%	91.0%	市が供給する水道水に関する市民の満足度を把握する指標です。市民アンケートで、水道水の安全性や安定性について「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した市民の割合です。
水道普及率	84.3%	86.4%	市内の水道普及状況を把握する指標です。本市の人口に対する給水人口の割合です。

成果指標の方向性

「水道水が安全・安心に使えると思う市民の割合」及び「水道普及率」は8割を超えており、引き続き適正な水道事業の運営を推進することで、さらなる成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した配水管の更新や耐震化事業等を計画的に推進する必要があります。
- ◆利用料金の収納率向上に努めるとともに、各種業務や施設運用のあり方を検討し、水道事業の経営安定化を図る必要があります。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 水道水の安定供給	水道水を安定的に供給できています。	有収率	93.1%	94.8%	水道水を安定的に供給するための適切な配水管更新を推進することで、成果の向上を目指します。
		配水管の老朽管更新率	24.7%	36.1%	
基本事業 2 効率的な水道経営の推進	水道事業を効率的に運営できています。	経常収支比率	121.3%	100%以上	水道事業の適正な経営状況を維持することを目指します。
		収納率	98.70%	98.77%	

▶ 分野別計画

- 水道ビジョン（平成 27～令和 7 年度）
- 第 6 次拡張事業（平成 16～令和 9 年度）
- 第 2 期老朽管更新基本計画（平成 29～令和 28 年度）
- 耐震化基本計画（平成 22～令和 2 年度）

用語解説

有収率：浄水場などから供給した配水量のうち、水道料金の徴収対象となった水量を示す有収水量の割合を示す数値。有収率が 100 に近いほど効率の良い水道事業が行われていることになります。

経常収支比率：経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので、この比率が高いほど経常利益率が高いことを表し、100%未満であることは経常損失が生じていることを意味します。

施策
26

衛生的で快適な下水道の促進

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

▶ 施策の目指す姿

水辺環境が衛生的で住みやすいまちになっています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
河川の水質（BOD） 鷺田川	1.0ppm	1.0ppm	
河川の水質（BOD） 宝満川（最下流）	1.4ppm	1.4ppm	
河川の水質（BOD） 原川	0.5ppm未満	0.5ppm未満	市内を流れる河川の水質を把握する指標です。各河川における国が定める基準値は3.0ppm以下（原川のみ2.0ppm以下）です。 ※数値は、各河川の同じ地点での水質検査結果（年4回）における75%値（2番目に高い測定値）です。
河川の水質（BOD） 山口川	0.5ppm	0.5ppm	
河川の水質（BOD） 山家川	0.5ppm未満	0.5ppm未満	

成果指標の方向性

引き続き、適正な下水道事業の運営を推進することで、国が定める対象河川における環境基準値（BOD値：3.0ppm以下または2.0ppm以下）よりも良好な現在の水質を維持することを目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆下水道事業の進展により、河川の水質（BOD）は良好な状況であり、すべての観測地点で国の環境基準をクリアしています。
- ◆供用開始区域内における公共下水道の普及促進を図ることにより、水洗化率の向上を図る必要があります。
- ◆公共下水道施設や農業集落排水施設の老朽化対策と耐震化を計画的に推進する必要があります。
- ◆利用料金の収納率向上に努めるとともに、各種業務や施設運用のあり方を検討し、下水道事業の経営安定化を図る必要があります。



▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 下水道事業の推進	下水道の普及率及び水洗化率が高まっています。	下水道普及率 (公共下水道・農業集落排水)	97.8%	98.3%	今後も公共下水道への接続が可能となる地域の増加に向けた取り組みを継続することで、成果の向上を目指します。
		水洗化率 (公共下水道・農業集落排水)	98.1%	98.6%	
基本事業 2 農業集落排水施設の維持管理	農業用水の水質が保全され、農村生活環境が良好に維持されています。	放流水の検査値 (BOD) 御笠処理場	10.0ppm	10.0ppm	施設の適切な維持管理を継続することで、国が定める放流水における環境基準値 (BOD 値: 20.0ppm 以下) よりも良好な現在の水質を維持することを目指します。 ※数値は、各処理場の放流水に対する定期的な水質検査結果における平均値です。
		放流水の検査値 (BOD) 阿志岐処理場	17.3ppm	17.3ppm	
		放流水の検査値 (BOD) 平等寺処理場	6.6ppm	6.6ppm	
		放流水の検査値 (BOD) 吉木処理場	3.3ppm	3.3ppm	
		放流水の検査値 (BOD) 山口処理場	1.6ppm	1.6ppm	
基本事業 3 効率的な下水道経営の推進	下水道事業を効率的に運営できています。	経常収支比率	109.5%	100%以上	下水道事業の適正な経営状況を維持することを目指します。
		収納率	98.48%	98.55%	

▶ 分野別計画

■ 下水道ストックマネジメント計画（平成 28～令和 47 年度）

用語解説

BOD : Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略で、微生物が水中の有機物（主に生活排水等の汚れ）を分解したときに消費する酸素量のことです。BOD の値が低いほど河川の水がきれいであることを示します。

農業集落排水 : 農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設のことです。

下水道普及率 : 市内のどれくらいの人が下水道を利用できる環境になっているかを示すもので、市全体の人口に対する下水道が整備された地域の人口の割合です。

水洗化率 : 下水道（公共下水道・農業集落排水）を整備し、供用開始された地域の人口に対する下水道の利用人口の割合です。

経常収支比率 : 経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので、この比率が高いほど経常利益率が高いことを表し、100%未満であることは経常損失が生じていることを意味します。

施策
27

交通環境の総合的な整備と充実

▶ 施策の目指す姿

誰もが安全かつ便利に移動できる交通環境が整っています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
市内・市外への移動が円滑にできると思う市民の割合	80.9%	87.8%	市内の交通環境に関する状況を把握する指標です。市民アンケートで、市内・市外への移動が円滑に「できている」、「どちらかといえばできている」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

「市内・市外への移動が円滑にできると思う市民の割合」は8割を超える状況ですが、今後の高齢化の進行を踏まえ、安全性や利便性の高い交通環境の整備に継続的に取り組むことで、成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆ 日常的な道路の安全性・利便性の向上を図るため、生活道路の適切な整備を推進する必要があります。
- ◆ 交通混雑を緩和し、快適な交通環境を確保するため、幹線道路の整備を促進し、道路ネットワークの充実を図る必要があります。
- ◆ 高度経済成長期以降に集中的に整備した道路や橋梁の老朽化対策を推進する必要があります。
- ◆ JR二日市駅などの利便性向上に向け、関係機関との協議を継続する必要があります。
- ◆ 平成31年1月に運行を開始した「筑紫野市コミュニティバス つくし号」及び「御笠自治会バス」の運行の安定化に取り組むとともに、路線バスなどの積極的な利用を促進する必要があります。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 道路の維持管理	道路の適切な維持管理により、安全性が確保されています。	道路維持管理上の瑕疵による損害賠償件数	0 件	0 件	道路の適切な維持管理を推進することで、損害賠償件数 0 件の維持を目指します。
		道路橋改修進捗率	0%	50.0%	個別施設計画（橋梁）(R1～R10)に基づく点検・改修を推進することを目指します。
基本事業 2 道路の整備	道路の整備により、安全性・利便性が向上するとともに、交通混雑が緩和されています。	道路整備に関する満足度（生活道路）	73.1%	76.1%	適切な道路の整備・改良を推進することで、成果の向上を目指します。
		道路整備に関する満足度（都市間道路）	81.1%	85.5%	
基本事業 3 駅の利便性向上	駅及び駅周辺の施設整備を促進することにより、利便性が向上しています。	駅の利便性に関する満足度	79.5%	83.3%	駅及び駅周辺の施設整備等を総合的に促進することで、成果の向上を目指します。
基本事業 4 交通手段の充実	持続可能で安全・安心な移動環境が構築されています。	交通手段がなく不便だと思う市民の割合	23.5%	18.8%	市が運行するバスの利用促進などに取り組むことで、成果の向上を目指します。
		バス利用者数	29,092 人	35,362 人	

▶ 分野別計画

- 第二次都市計画マスタープラン（平成 28～令和 17 年）
- 個別施設計画（橋梁）（令和元年度～）
- 地域公共交通網形成計画（平成 28 年度～）

用語解説

筑紫野市コミュニティバス つくし号：平成 31 年 1 月から市内で運行を開始したバスで、カミーリヤを出発し、市役所をはじめとした市内の主要な公共施設、商業施設、医療機関などを循環しています。
 御笠自治会バス：平成 31 年 1 月から御笠コミュニティで運行を開始したバスで、山間部や高台の団地から御笠コミュニティセンターや商業施設を経由し、カミーリヤまでを結んでいます。

施策
28

市街地の形成

▶ 施策の目指す姿

計画的なまちづくりが推進され、住宅、商業、工業、農業、公園などのバランスがとれた市域が形成されています。

▶ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	説明
住宅、商業、工業、農業、公園などのバランスがとれた効果的な土地利用が進められていると思う市民の割合	54.0%	58.0%	本市の計画的なまちづくりに関する状況を把握する指標です。市民アンケートで、住宅、商業、工業、農業、公園などのバランスがとれた有効な土地利用が「されている」、「されている部分が多い」と回答した市民の割合です。

成果指標の方向性

本市の地域ごとの特性を活かし、住宅、商業、工業、農業、公園などのバランスがとれた効果的な土地利用を推進することで、成果の向上を目指します。

▶ 施策を取り巻く環境変化と課題

- ◆市民が住み続けたいと思える良好な街並みを形成し、周辺環境と調和のとれた多様な産業の振興と定着を促すため、「第二次都市計画マスター・プラン」に基づき住宅、商業、工業、農業、公園などのバランスがとれた土地利用を推進する必要があります。
- ◆平成9年度から実施している筑紫駅西口土地区画整理事業について、早期完了を目指して事業を推進する必要があります。
- ◆民間主導の区画整理事業や開発等については、土地の適正利用のための指導を行う必要があります。
- ◆市街化調整区域における鉄道駅や幹線道路に隣接した交通利便性が高い区域などについては、周辺環境に配慮した適切な土地利用の検討が求められています。
- ◆本市に活力をもたらす産業・雇用の創出につなげるため、周辺環境に配慮した業務用地の利用を促進する必要があります。
- ◆公園については、市民が安全で快適に利用できる憩いの場としての役割を果たせるよう、適切な維持管理に取り組む必要があります。

▶ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	成果指標の方向性
基本事業 1 市街地の整備	区画整理等による土地の有効活用、高度利用が進んでいます。	土地区画整理事業等による整備面積（累計）	17.79ha	22.06ha	土地区画整理事業の完了に向けた取り組みを推進することで、成果の向上を目指します。
		市街化区域における開発行為等による整備面積（計画期間内累計）	5.3ha	18.8ha (R2-5年度累計)	市街化に向けた適正な事務を継続することで、近年の状況（平均 4.7ha）を持続することを目指します。
		市街化区域における新規住宅着工件数（計画期間内累計）	373 件	1,400 件 (R2-5年度累計)	市街化に向けた適正な事務を継続することで、近年の状況（平均 350 件）を持続することを目指します。
基本事業 2 計画的な土地利用の推進	「都市計画マスタープラン」等に基づき、計画的な土地利用が図られています。	大規模業務用地整備面積（計画期間内累計）	0 m ²	20,800 m ² (R2-5年度累計)	本市における企業誘致や経済成長にも密接に関連する大規模業務用地（3,000 m ² 以上）の利用促進を目指し、近年の状況（平均 5,200 m ² ）を持続することを目指します。
基本事業 3 適正利用への指導	法令や用途等を遵守し、近隣の住環境と調和した開発が進められています。	開発行為等指導件数（計画期間内累計）	31 件	116 件 (R2-5年度累計)	法令に基づき、周辺環境と調和した秩序ある開発を推進するため、近年の状況（平均 29 件）を持続することを目指します。
基本事業 4 公園の利用促進	公園の適切な維持管理により、憩いの場として利用されています。	公園に関する満足度	71.1%	74.9%	公園に対する満足度を高める適切な維持管理に継続して取り組むことをを目指します。
		街区公園の管理を地元に委託している割合	85.1%	85.1%	
		公園改修件数（計画期間内累計）	7 件	28 件 (R2-5年度累計)	
		公園維持管理上の瑕疵による損害賠償件数	0 件	0 件	公園の適切な維持管理を推進することで、損害賠償件数 0 件の維持を目指します。

▶ 分野別計画

- 國土利用計画（第三次）（平成 23～令和 2 年）
- 第二次都市計画マスタープラン（平成 28～令和 17 年）
- 第二次市街化調整区域整備保全構想（平成 30～令和 17 年）

用語解説

市街化調整区域：都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことです。農林漁業用の建物や公共施設などを除き、原則として建築行為は規制されます。

市街化区域：都市計画区域のうち、すでに市街化を形成している区域及び今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。

街区公園：市街地などの中にある公園のうち、半径 250m 以内に居住する人が主に利用する 0.25ha 程度の公園のことです。



武藏寺

資料編 II

策定資料集

APPENDIX

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 第六次筑紫野市総合計画の策定経過 | 144 |
| 2. 総合計画審議会 | 145 |
| 3. 市民参加 | 149 |

策定資料集

序論

基本構想

基本計画

資料編Ⅰ

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

資料編Ⅱ

1. 第六次筑紫野市総合計画の策定経過

時期	項目	内容
平成 30 年	10月 市民アンケート	成果指標の現状値の把握等に利用する市民アンケート「ちくしのまちづくりアンケート」を実施。
	10月 策定説明会	市職員（課長・係長）を対象として、総合計画の策定に向けた考え方や作業内容等を確認・共有する説明会を実施。
	11月 施策設定会議	市職員（部長・課長・係長）を対象として、総合計画の施策体系の確認・見直しを行うための会議（グループヒアリング）を実施。
平成 31 年	1月 全課ヒアリング	全課を対象として、施策・基本事業体系、成果指標・目標値の設定（暫定）に向けたヒアリングを実施。（～平成 31 年 2 月）
	3月 平成 31 年 第 1 回 筑紫野市議会定例会	筑紫野市議会総務市民常任委員会へ総合計画の策定スケジュール、コミュニティ説明会の実施を報告。
	4月 コミュニティ説明会	第五次総合計画の進捗状況や市民アンケート結果等を説明し、まちづくりに関する市民の意見や提案を聴く説明会をコミュニティ地域別（7 地域）で実施。
令和元年	5月 策定説明会	市職員（課長・係長）を対象として総合計画の策定スケジュールや作業内容等を確認・共有する説明会を実施。
	5月 市民アンケート	成果指標の目標値の設定等に利用する市民アンケート「ちくしのまちづくりアンケート」を実施。
	7月 全課ヒアリング	全課を対象として、施策・基本事業体系、成果指標・目標値の設定（確定）に向けたヒアリングを実施。（～令和元年 8 月）
	9月 令和元年 第 4 回 筑紫野市議会定例会	筑紫野市議会総務市民常任委員会へ総合計画策定スケジュール、政策・施策体系（案）を報告。
	9月 第 1 回 筑紫野市総合計画審議会	総合計画審議会への諮問のほか、第五次筑紫野市総合計画の評価及び第六次筑紫野市総合計画（案）に関する審議を依頼。
	9月 第 2 回 筑紫野市総合計画審議会	施策・基本事業に設定する成果指標及び成果指標の目標値等に関する審議を依頼。
	10月 パブリック・コメント	10月 1 日（火）～10月 31 日（木）までの期間で、「第六次筑紫野市総合計画（案）への意見募集（パブリック・コメント）」を実施。
	10月 第 3 回 筑紫野市総合計画審議会	第 1 回、第 2 回の審議会結果を踏まえた第六次筑紫野市総合計画（案）等に関する審議を依頼。
	11月 第 4 回 筑紫野市総合計画審議会	パブリック・コメントの実施結果、答申（案）の内容等に関する審議を依頼。
	11月 筑紫野市総合計画答申	第六次筑紫野市総合計画（案）に対する審議会からの答申を受領。
	12月 令和元年 第 5 回 筑紫野市議会定例会	筑紫野市議会へ第六次筑紫野市総合計画基本構想及び基本計画（案）を提案。
	12月 第六次筑紫野市総合計画審査特別委員会	第六次筑紫野市総合計画審査特別委員会の設置及び審査の実施。（～令和 2 年 1 月）
令和 2 年	2月 令和 2 年 第 1 回 筑紫野市議会定例会	筑紫野市議会において、第六次筑紫野市総合計画基本構想及び基本計画を議決。

2. 総合計画審議会

(1) 総合計画審議会への諮問

筑紫野市総合計画審議会 会長 様

31筑企第45号
令和元年9月10日

筑紫野市長 藤田陽三



第六次筑紫野市総合計画について（諮問）

筑紫野市総合計画審議会条例第2条及び筑紫野市総合計画に関する規則第5条の規定に基づき、第六次筑紫野市総合計画の策定について、別紙を添えて諮問します。

序論

基本構想

基本計画

資料編
I

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

資料編
II

(2) 総合計画審議会からの答申

令和元年 11 月 15 日

筑紫野市長 藤田 陽三 様

筑紫野市総合計画審議会
会長 村藤 功



第六次筑紫野市総合計画について（答申）

令和元年 9 月 10 日付け 31 筑企第 45 号で諮詢があった第六次筑紫野市総合計画（案）について、筑紫野市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき審議を行った結果、下記のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

記

今後の筑紫野市のまちづくりの姿を明らかにし、総合的かつ計画的に市政を運営するための計画として諮詢された第六次筑紫野市総合計画（案）は、第五次筑紫野市総合計画から引き続き施策及び基本事業ごとに成果指標を設け、目標値を設定する行政評価の考え方を取り入れていることに加え、計画の着実な推進に向けて、施策及び基本事業の体系を組織と連動させ、人事評価に反映するなど、今後の筑紫野市のまちづくりの指針として、妥当であると判断します。

なお、当審議会として、総合計画を推進するにあたって有効であると思われる主要な意見を付しますので、これらの意見を尊重されるとともに、各施策の目標達成に向けて、広く市民の理解と協力を求め、施策・基本事業の計画的かつ効果的な推進を図られるよう要望します。

〔付帯意見〕

1. 行財政運営について

施策・基本事業・事務事業それぞれの成果指標の動向を適切に評価・分析しながら、総合計画の目標達成に向けた取り組みを推進されることを要請します。その中で、施策・基本事業等の目標を組織配分する人材育成システムを構築していることから、各組織が責任を担い、市民のための行政運営を更に一步進められるとともに、公平・公正な評価に努めながら、個人目標と連動した進捗管理がなされることを要請します。

また、扶助費の増加が続く中で、公債費の減少が止まるなど、財政状況は一段と厳しくなるものと見込まれますが、新たな事務事業の導入のみならず、必要性が相対的に低下した事務事業の廃止を積極的に行うなど、財政の健全性を維持されることを要請します。

2. 今後の人口減少・高齢化の進行を見据えた取り組みの推進について

少子高齢化が進む中で、子育てや学校教育など、市の将来を担う子育て世代にとって魅力的な取り組みの推進に加え、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムが推進されることを要請します。

また、防災・防犯、交通環境、産業・雇用などの世代を問わず全ての市民の生活に密着した取り組みを推進されるよう要請します。

3. 国の動向や社会情勢の変化に応じた取り組みの推進について

幼児教育・保育の無償化により、保護者の就労意欲が高まり、待機児童数の増加が懸念されることから、待機児童の解消を目指して、受け入れ増加策や保育人材の確保など、市として出来る限りの積極的な取り組みに努められるよう要請します。

また、最先端の情報技術を積極的に活用し、最小の経費で最大の効果を生み出す行政サービスの効率化を推進するよう要請します。

4. 地域コミュニティによるまちづくりの推進について

総合計画の目標達成に向けて、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもと、それぞれの強みを活かしたまちづくりを進めていく必要があることから、これまで進めてきた地域コミュニティによるまちづくりを更に一步進めるため、各地域のコミュニティ運営協議会を支援し、連携を図りながら、地域まちづくり計画に基づいた、それぞれの課題と特色を踏まえたまちづくりを推進されることを要請します。

(3) 筑紫野市総合計画審議会委員名簿

委員氏名	所属する機関名・団体名	備考
村藤 功	九州大学大学院経済学研究院 産業マネジメント部門 教授	会長
森山 衛	福岡県那珂川土整備事務所 副所長	
徳永 翼	福岡県警察 筑紫野警察署 生活安全課長	
天本 京子	筑紫野市商工会 女性部長	
岡部 征紘	社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会 会長	
高千穂 有信	筑紫野市立学校 PTA 協議会 会長	
西村 節子	筑紫野市保育所連盟 会長	
小椎尾 公憲	自治労筑紫野市職員労働組合 執行委員長	
武光 誠	部落解放同盟筑紫地区協議会 書記長	
中村 昇	九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 ケーブルステーション福岡 放送部 アウンサー	
小金丸 昌孝	筑紫農業協同組合 営農生活部長	
萩尾 土郎	二日市コミュニティ運営協議会 会長	
岡部 幸生	二日市東コミュニティ運営協議会 会長	
荒瀬 義信	山口コミュニティ運営協議会 会長	
八尋 雄二	御笠まちづくり協議会 会長	
安武 恵	山家コミュニティ運営協議会 会長	
川上 弘道	筑紫よかまち協議会 会長	
古川 仁敬	筑紫南コミュニティ運営協議会 会長	副会長

(4) 筑紫野市総合計画審議会の審議過程

開催回	開催年月日	主な内容
第 1 回	令和元年 9 月 10 日	1.委嘱書の交付 2.委員の紹介 3.会長・副会長の選任 4.諮問について 5.審議会の運営について（会議の公開、傍聴、会議録） 6.第五次筑紫野市総合計画の評価について 7.第六次筑紫野市総合計画（案）について
第 2 回	令和元年 9 月 26 日	1.第 1 回審議会の会議録の確認について 2.施策・基本事業の目標値について 3.パブリック・コメントの実施について
第 3 回	令和元年 10 月 17 日	1.第 2 回審議会の会議録の確認について 2.前回までの審議を踏まえた計画（案）の修正について 3.パブリック・コメントの状況について 4.審議会答申（案）について
第 4 回	令和元年 11 月 12 日	1.第 3 回審議会の会議録の確認について 2.前回までの審議を踏まえた計画（案）の修正について 3.パブリック・コメントの実施結果について 4.審議会答申（案）について
答 申	令和元年 11 月 15 日	第六次総合計画（案）に対する審議会からの答申

3. 市民参加

(1) コミュニティ説明会

市民アンケート調査の結果や第五次筑紫野市総合計画の進捗状況等から市の現在の姿を説明し、市民の皆さんから今後のまちづくりに関する意見や提案を頂くためにコミュニティ地域別の説明会を開催しました。

開催年月日	コミュニティ地域（会場）
平成 31 年 4 月 16 日	筑紫南コミュニティ地域（筑紫南コミュニティセンター）
平成 31 年 4 月 18 日	筑紫コミュニティ地域（筑紫コミュニティセンター）
平成 31 年 4 月 23 日	山家コミュニティ地域（山家コミュニティセンター）
平成 31 年 4 月 24 日	山口コミュニティ地域（山口コミュニティセンター）
平成 31 年 4 月 26 日	御笠コミュニティ地域（御笠コミュニティセンター）
令和元年 5 月 9 日	二日市東コミュニティ地域（二日市東コミュニティセンター）
令和元年 5 月 10 日	二日市コミュニティ地域（二日市コミュニティセンター）

(2) パブリック・コメント

「筑紫野市パブリック・コメント実施要綱」に基づき、「第六次筑紫野市総合計画（案）」に対する意見募集を行いました。

実施名称	「第六次筑紫野市総合計画（案）」に対する意見募集（パブリック・コメント）
実施期間	令和元年 10 月 1 日 から 10 月 31 日 まで
意見提出件数	18 件

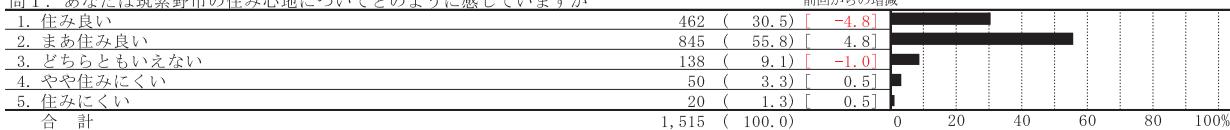
(3) 市民アンケート

■ 調査の概要（令和元年実施分）

調査時期	令和元年 5 月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
対象者	無作為抽出した 18 歳以上の市民 3,000 人
回答数	1,530 人
回答率	51.0%

■ 調査結果（令和元年実施分）

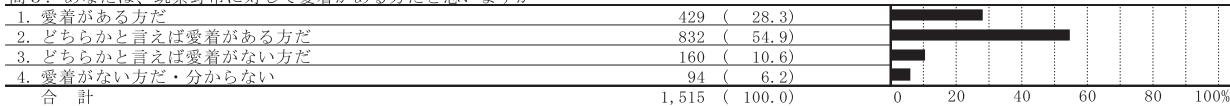
問1. あなたは筑紫野市の住み心地についてどのように感じていますか



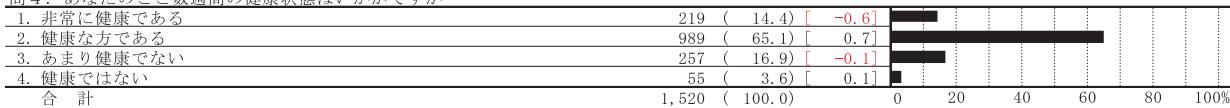
問2. あなたは現在お住まいの場所に住み続けたいとお考えですか



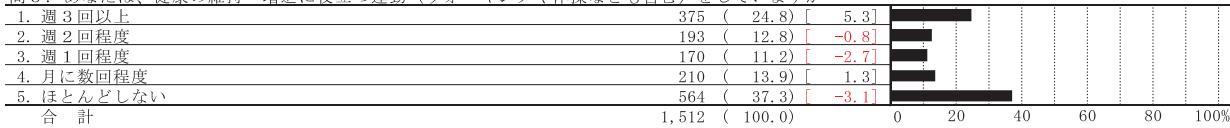
問3. あなたは、筑紫野市に対して愛着がある方だと思いますか



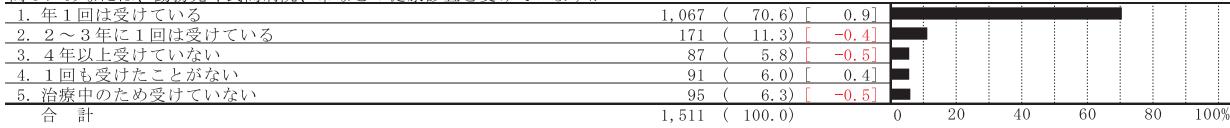
問4. あなたのここ数週間の健康状態はいかがですか



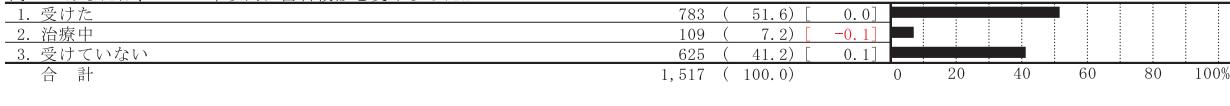
問5. あなたは、健康の維持・増進に役立つ運動（ウォーキングや体操なども含む）をしていますか



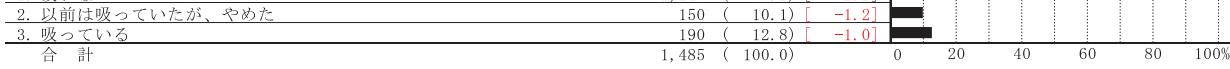
問6. あなたは、勤務先や民間病院、市などの健康診査を受けていますか



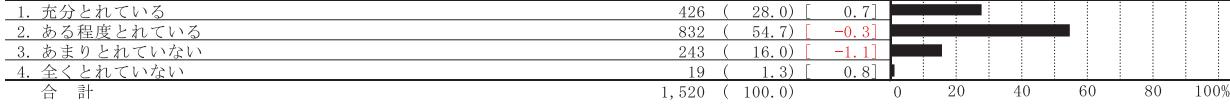
問7. あなたは、ここ1年以内に歯科検診を受けましたか



問8. (20歳以上の方) あなたは、たばこを吸っていますか



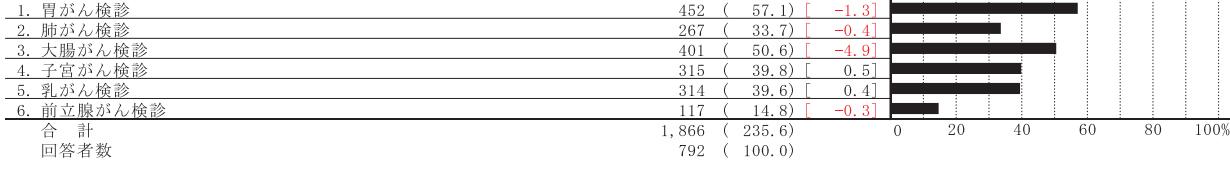
問9. あなたは、睡眠・休養が充分とれていますか



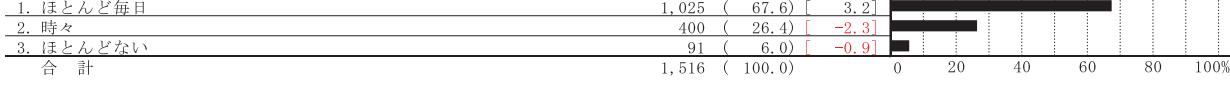
問10. あなたは、自分の適正体重を知っていますか



問11. あなたは、この1年間に、勤務先や医療機関、市などのいずれかで「がん検診」を受けていますか(複数回答)



問12. あなたは、1日に2回以上、主食・主菜・副菜をそろえて食べていますか



問21. あなたは、ここ1年間に博物館などの展示見学や歴史講演会の参加、また地域での歴史や文化に関する活動に参加する機会がありましたか（複数回答）

1. 市内での展示見学や歴史・文化講座に参加した	122 (8.4)	
2. 市外での展示見学や歴史・文化講座に参加した	397 (27.2)	
3. 地域での歴史や文化に関する活動に参加した	63 (4.3)	
4. 見学・参加などはしていない	956 (65.5)	
合計	1,538 (105.4)	
回答者数	1,460 (100.0)	

問22. あなたは、次に掲げる筑紫野市の文化財を知っていますか（複数回答）

1. 基肄（棊）城跡	208 (14.8)	[0.1]
2. 塔原塔跡	187 (13.3)	[-0.2]
3. 五郎山古墳	827 (58.7)	[0.6]
4. 阿志岐山城跡	179 (12.7)	[0.0]
5. 宝満山	1,281 (90.9)	[2.4]
6. 隈・西小田遺跡群出土品	67 (4.8)	[-0.2]
7. 旧九州鉄道城山三連橋梁	202 (14.3)	[-0.8]
8. 武藏寺跡	846 (60.0)	[0.6]
9. 山家宿西横口並びに土塀	211 (15.0)	[-0.8]
10. 紙本著色武藏寺縁起	39 (2.8)	[0.0]
11. 隈・西小田地区遺跡群甕棺墓出土品	46 (3.3)	[0.2]
12. 立明寺のタブノキ	73 (5.2)	[0.1]
13. 武藏のイヌマキ群	47 (3.3)	[1.3]
合計	4,213 (299.1)	
回答者数	1,410 (100.0)	

問23. あなたのNPOやボランティア活動について教えてください

1. ここ1年内に活動したことがある	157 (10.8)	
2. ここ1年内はないが、今後活動をしてみたい	393 (27.1)	
3. 活動する気はない	900 (62.1)	
合計	1,450 (100.0)	

問24. あなたは、ここ1年間で地域の活動（行事）に参加したことがありますか（複数回答）

1. 趣味や学習などのサークル活動	172 (16.7)	
2. 健康づくりや介護予防の活動	79 (7.7)	
3. お祭りや運動会、文化祭、敬老会など	528 (51.3)	
4. 高齢者や障がい者の支援、地域サロンなどの福祉活動	69 (6.7)	
5. 道路や公園などの清掃、ごみゼロ運動などの環境美化活動	626 (60.8)	
6. 資源回収やゴミの分別、リサイクル活動	370 (35.9)	
7. 文化や歴史、芸術活動	38 (3.7)	
8. 子育て支援や若者育成などの活動	50 (4.9)	
9. 交通安全や防災などの地域での安全活動	96 (9.3)	
10. 夜回りなどの地域での防犯活動	96 (9.3)	
11. PTA活動や学校行事への協力	177 (17.2)	
12. 子ども会育成会、シニアクラブ、婦人会など	95 (9.2)	
13. 社会奉仕などのボランティア活動	50 (4.9)	
14. その他の地域活動	79 (7.7)	
合計	2,525 (245.3)	
回答者数	1,030 (100.0)	

問25. あなたは、社会教育施設や生涯学習の機会にどれくらい満足していますか

1. 社会教育施設の数や設備	52 (4.2)	[0.4]
2. どちらかといえば満足	177 (14.2)	[2.3]
3. 普通	859 (68.8)	[-1.5]
4. どちらかといえば不満	105 (8.4)	[-2.6]
5. 不満	56 (4.5)	[1.5]
合計	1,249 (100.0)	

問25. あなたは、社会教育施設や生涯学習の機会にどれくらい満足していますか

2. 生涯学習の講座数やテーマ内容	34 (2.7)	[0.1]
1. 満足	171 (13.8)	[2.1]
3. 普通	876 (70.5)	[-3.0]
4. どちらかといえば不満	112 (9.0)	[-0.5]
5. 不満	49 (3.9)	[1.3]
合計	1,242 (100.0)	

問25. あなたは、社会教育施設や生涯学習の機会にどれくらい満足していますか

3. 図書館の蔵書等の品ぞろえ	81 (6.4)	[0.6]
2. どちらかといえば満足	267 (21.2)	[4.1]
3. 普通	738 (58.6)	[-3.9]
4. どちらかといえば不満	130 (10.3)	[0.3]
5. 不満	44 (3.5)	[-1.1]
合計	1,260 (100.0)	

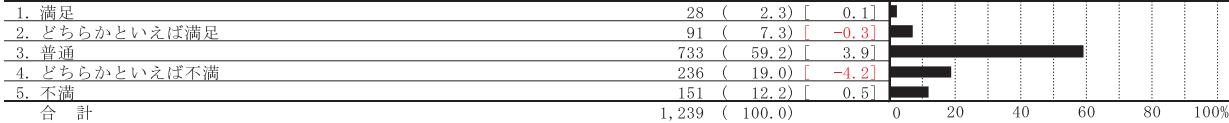
問25. あなたは、社会教育施設や生涯学習の機会にどれくらい満足していますか

4. 図書館の貸出・返却方法等や施設の利便性	109 (8.6)	[0.6]
2. どちらかといえば満足	253 (20.0)	[1.0]
3. 普通	759 (60.0)	[-1.2]
4. どちらかといえば不満	102 (8.1)	[0.6]
5. 不満	41 (3.2)	[-1.0]
合計	1,264 (100.0)	

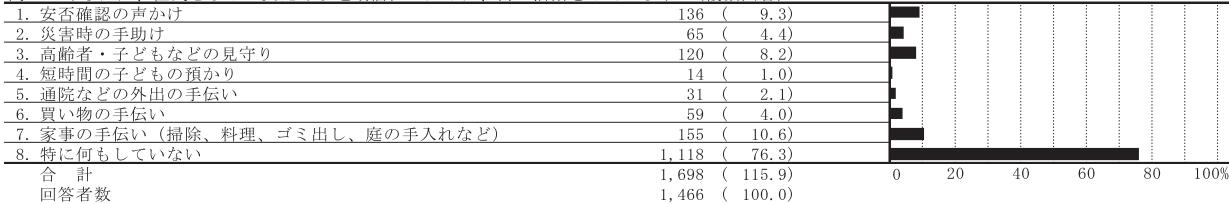
問25. あなたは、社会教育施設や生涯学習の機会にどれくらい満足していますか
5. 生涯スポーツの大会や試合機会



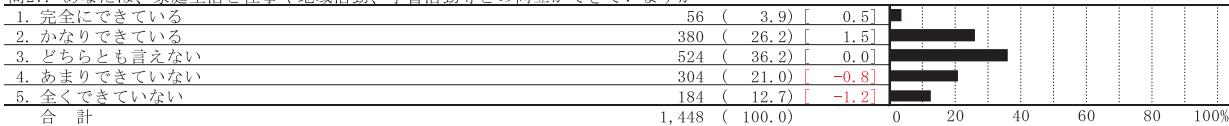
問25. あなたは、社会教育施設や生涯学習の機会にどれくらい満足していますか
6. スポーツ施設の数や設備



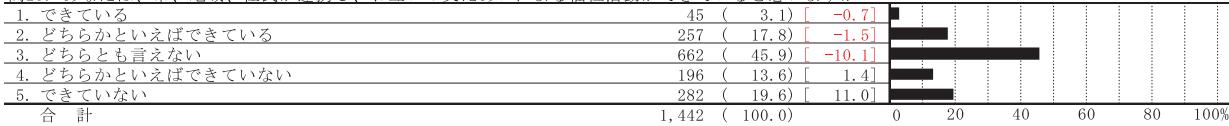
問26. あなたは、住民どうしが支えあう地域福祉のために、何か活動をしていますか(複数回答)



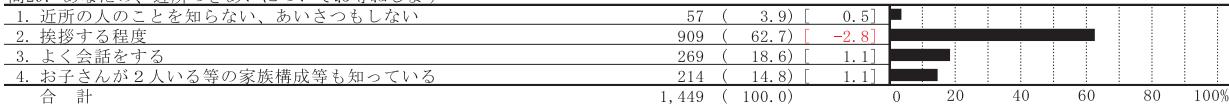
問27. あなたは、家庭生活と仕事や地域活動、学習活動等との両立ができますか



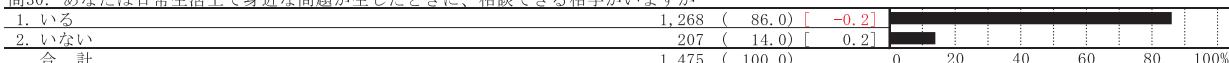
問28. あなたは、市、地域、住民が連携し、お互いの支えあいによる福祉活動ができると思っていますか



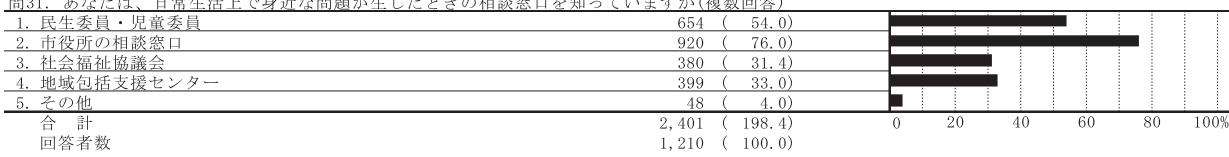
問29. あなたの、近所づきあいについてお尋ねします



問30. あなたは日常生活上で身近な問題が生じたときに、相談できる相手がいますか



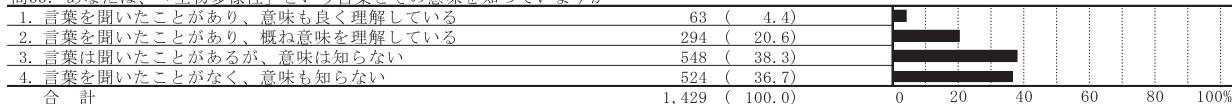
問31. あなたは、日常生活上で身近な問題が生じたときの相談窓口を知っていますか(複数回答)



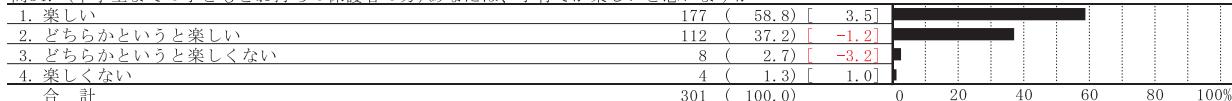
問32. あなたは、環境に配慮した生活のためにどのようなことをしていますか(複数回答)



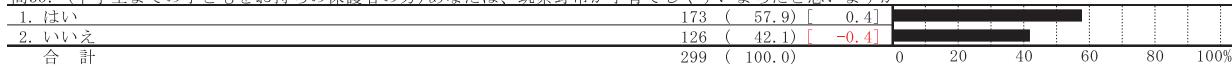
問33. あなたは、「生物多様性」という言葉とその意味を知っていますか?



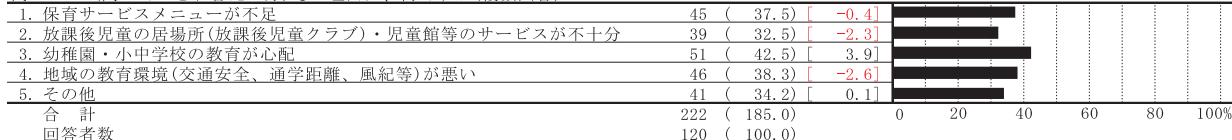
問34. (中学生までの子どもをお持ちの保護者の方)あなたは、子育てが楽しいと思いますか?



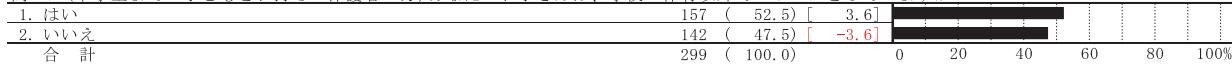
問35. (中学生までの子どもをお持ちの保護者の方)あなたは、筑紫野市が子育てしやすいまちだと思いますか?



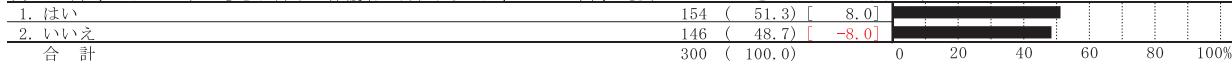
問35-2. (問35で2とお答えの方)その理由は、何ですか(複数回答)



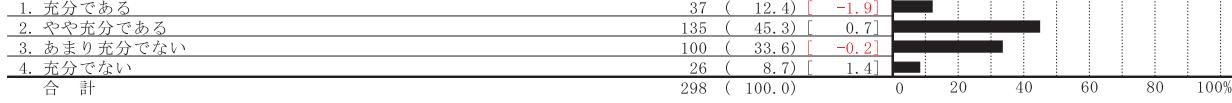
問36. (中学生までの子どもをお持ちの保護者の方)あなたの子さんは、学校の体育以外でスポーツをしていますか?



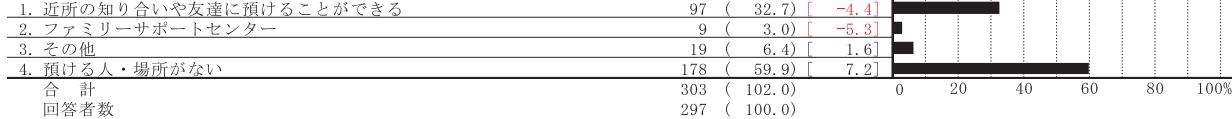
問37. (中学生までの子どもをお持ちの保護者の方)あなたは、この1年間に親子でスポーツをしたことがありますか?



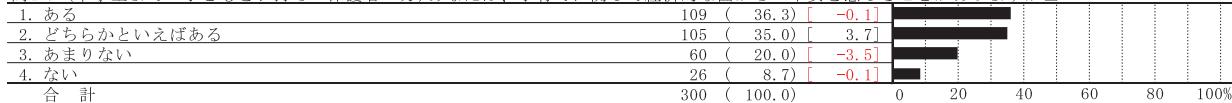
問38. (中学生までの子どもをお持ちの保護者の方)あなたは、子どもの家庭や地域での体験活動が充分だと思いますか?



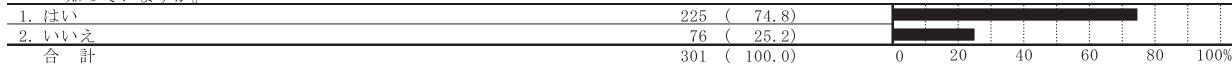
問39. (中学生までの子どもをお持ちの保護者の方)あなたは、急な用事などのときに、親族以外で子どもを預ける人・場所がありますか(複数回答)



問40. (中学生までの子どもをお持ちの保護者の方)あなたは、子育てに関して経済的な面からの不安を感じことがありますか□



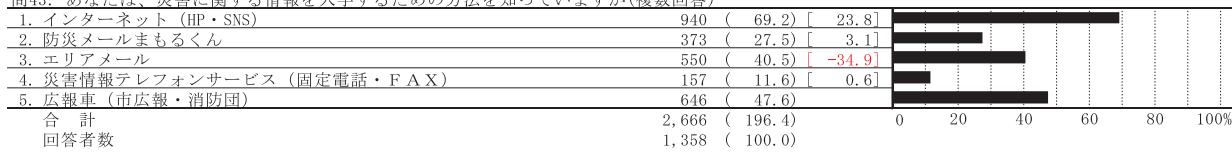
問41. (中学生までの子どもをお持ちの保護者の方)あなたは、子どもの人権に関する相談窓口(児童相談所、市家庭児童相談室)があることを知っていますか?



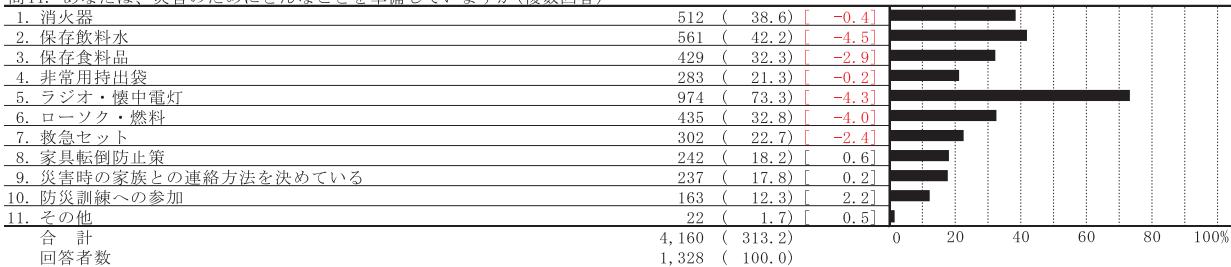
問42. あなたは、防犯のためにどのような対策をしていますか(複数回答)



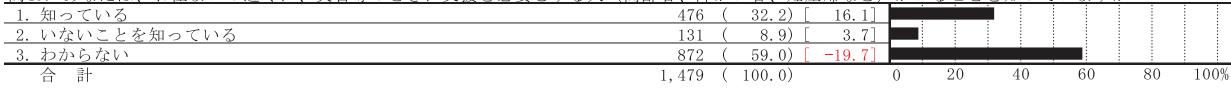
問43. あなたは、災害に関する情報を入手するための方法を知っていますか(複数回答)



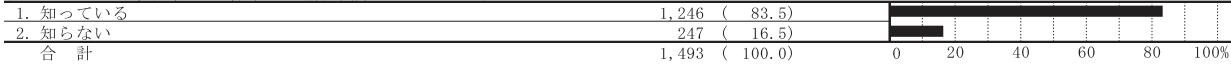
問44. あなたは、災害のためにどんなことを準備していますか(複数回答)



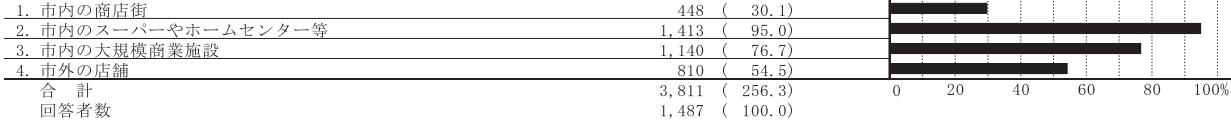
問45. あなたは、お住まいの近くに、災害等のときに支援を必要とする人（高齢者、障がい者、妊産婦など）がいることを知っていますか



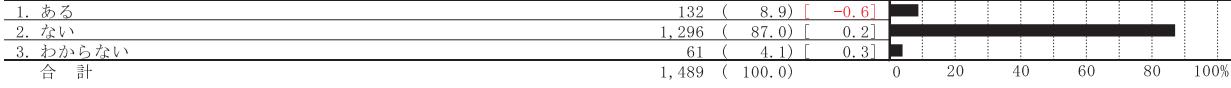
問46. あなたは、災害時の最寄りの避難場所を知っていますか



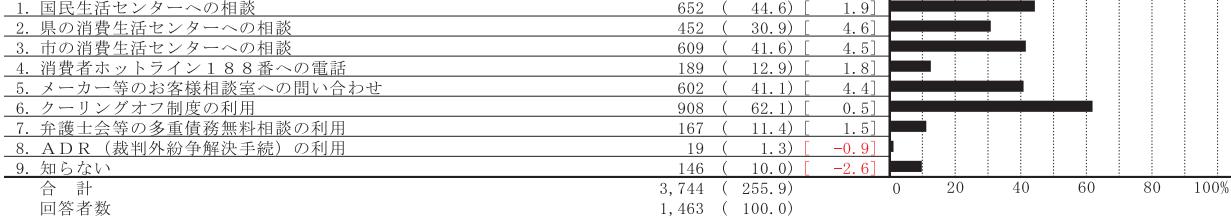
問47. あなたが、この1年間で食料品や日用品を購入したところ全てに○をつけてください(複数回答)



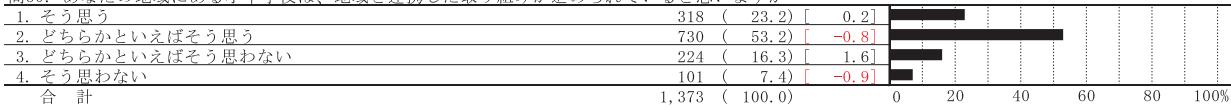
問48. あなたは、訪問販売、通信販売等の消費生活関係に伴う契約トラブルにあったことがありますか



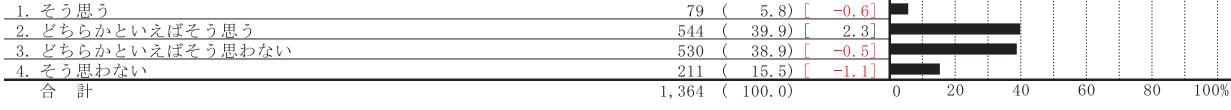
問49. あなたは、消費生活に関するトラブルを解決するための方策を知っていますか(複数回答)



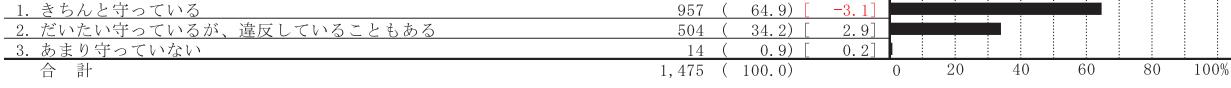
問50. あなたの地域にある小中学校は、地域と連携した取り組みが進められていると思いますか



問51. 筑紫野市には、こどもたちが放課後に安全に集えて学んだり、遊んだりする場が十分にあると思いますか



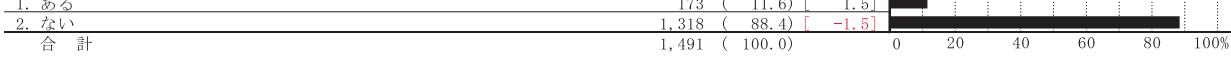
問52. あなたは、歩行者、自転車・自動車の運転者として交通ルールを守っていますか



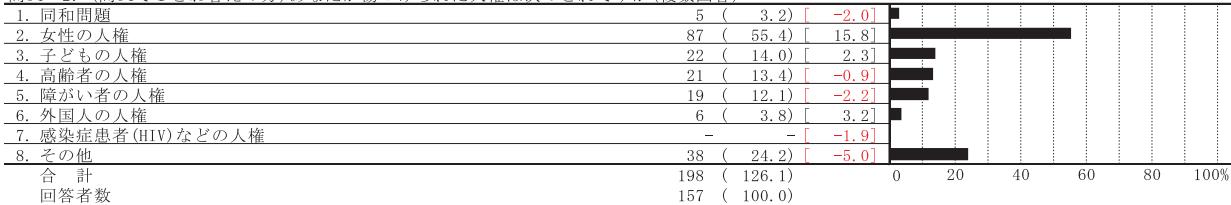
問53. 筑紫野市は、国際交流が推進されているまちだと思いますか



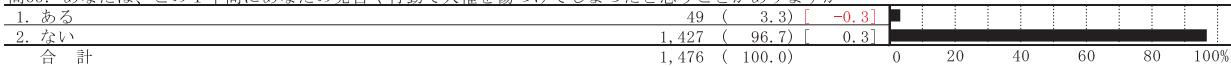
問54. あなたは、この1年間に人の発言や行動で人権を傷つけられたことがありますか



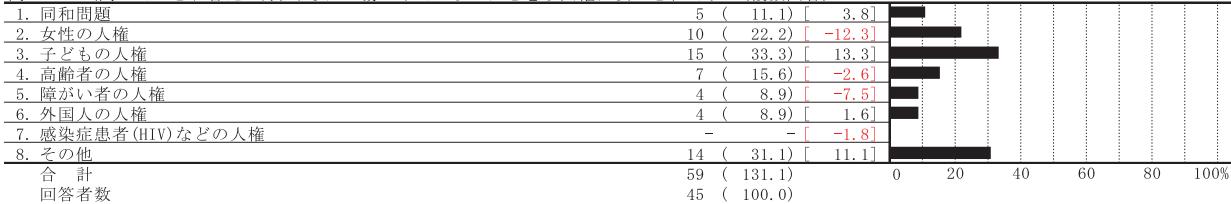
問54-2. (問54で1とお答えの方)あなたが傷つけられた人権は次のどれですか(複数回答)



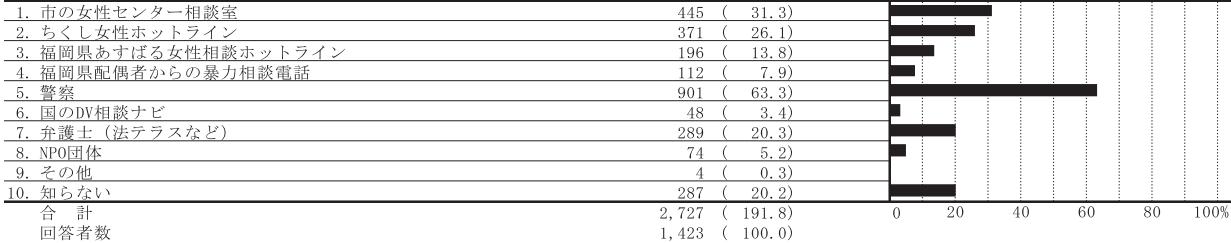
問55. あなたは、この1年間にあなたの発言や行動で人権を傷つけてしまったと思うことがありますか



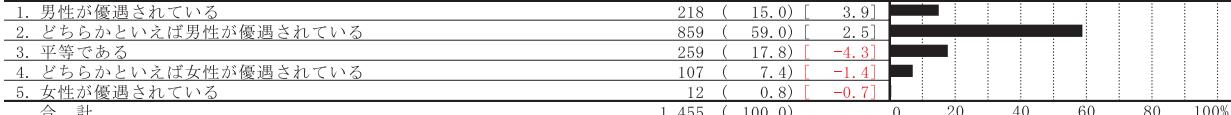
問55-2. (問55で1とお答えの方)あなたが傷つけてしまったと思う人権は次のどれですか(複数回答)



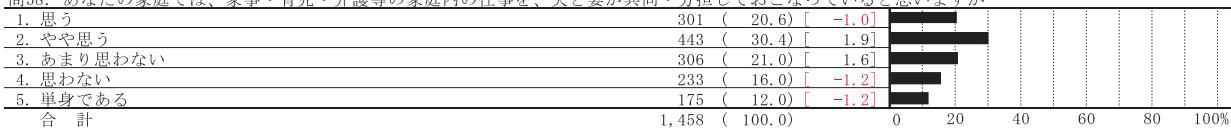
問56. あなたが、DVや男女共同参画等に関する女性の人権を守るための相談窓口として知っているもの全てに○をつけてください(複数回答)



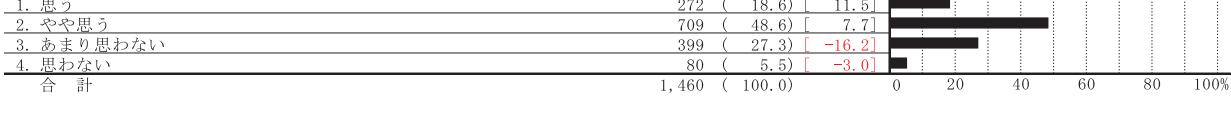
問57. あなたは、社会のあらゆる分野で男女が平等になっていると思いますか



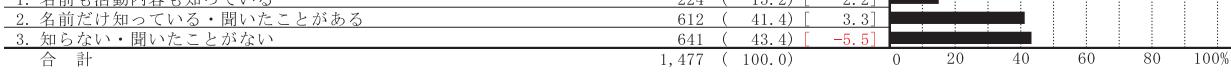
問58. あなたの家庭では、家事・育児・介護等の家庭内の仕事を、夫と妻が共同・分担しておこなっていると思いますか



問59. あなたが住む地域では、地域の団体など(コミュニティ、行政区等)によって、まちづくり(防災、福祉、教育等)が進められていると思いますか



問60. あなたは、コミュニティ運営協議会について、どの程度知っていますか



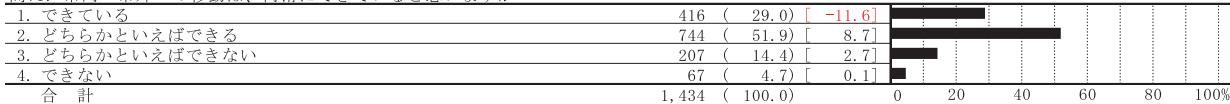
問61. あなたは、市のマスコットキャラクター「つくしちゃん」を知っていますか



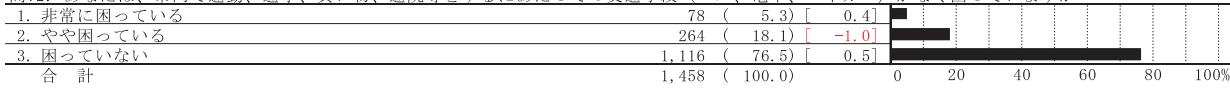
問62. あなたは、「広報ちくし」をどの程度読んでいますか



問71. 市内・市外への移動は、円滑にできていると思いますか

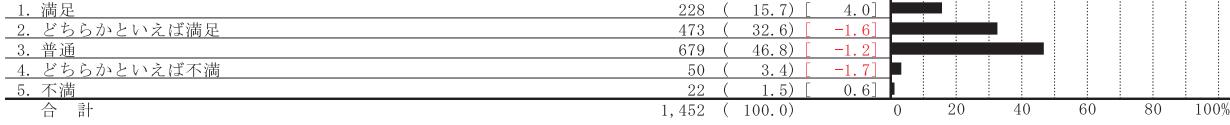


問72. あなたは、市内で通勤、通学、買い物、通院等をするにあたっての交通手段（バス、電車、マイカー）がなく困っていますか



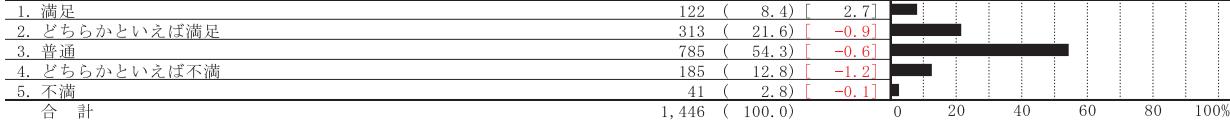
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度

1. 市内の自然環境



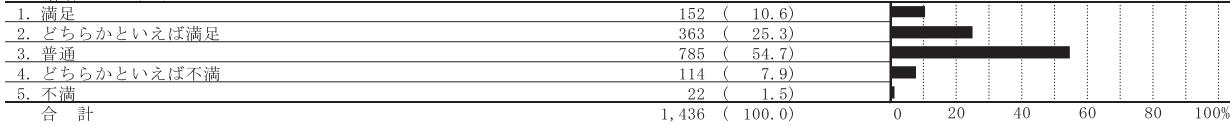
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度

2. 河川の水のきれいさ



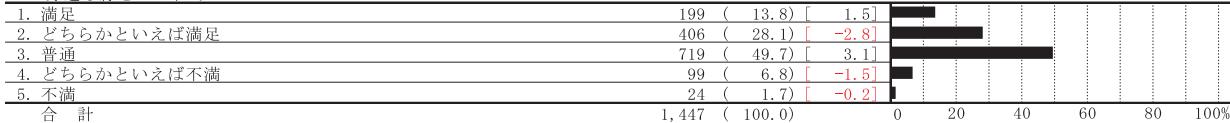
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度

3. 森林とのふれあい



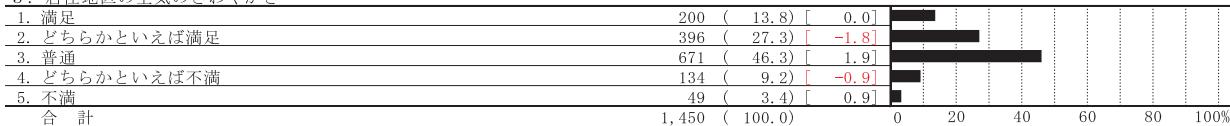
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度

4. 身近な緑とのふれあい



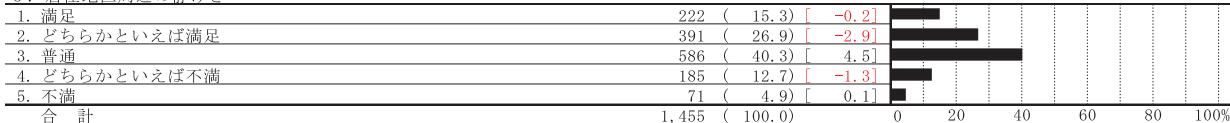
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度

5. 居住地区の空気のさわやかさ



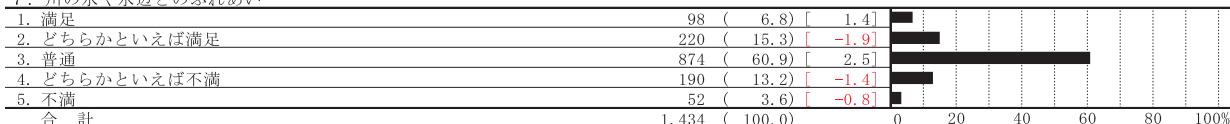
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度

6. 居住地区周辺の静けさ



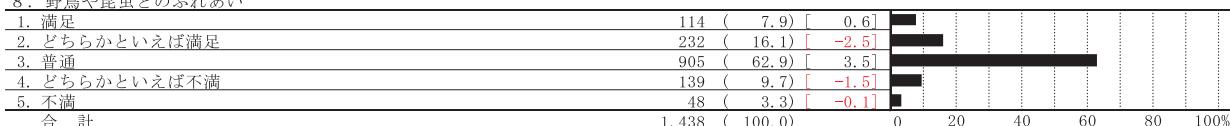
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度

7. 川の水や水辺とのふれあい

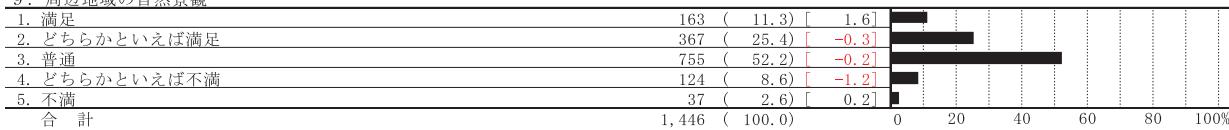


問73. 現在の居住環境やサービスの満足度

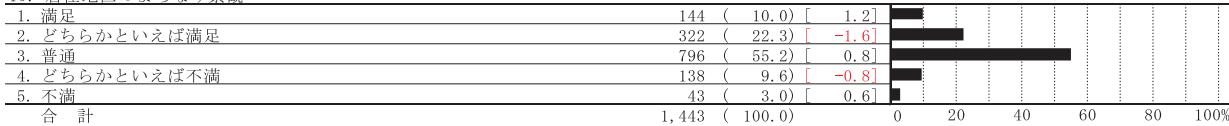
8. 野鳥や昆虫とのふれあい



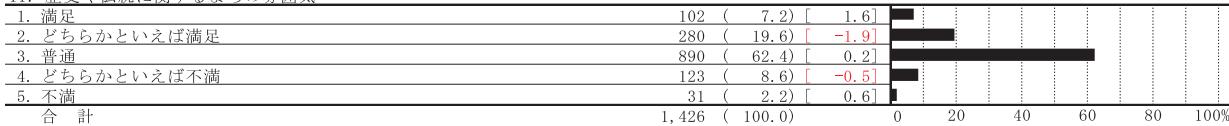
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
9. 周辺地域の自然景観



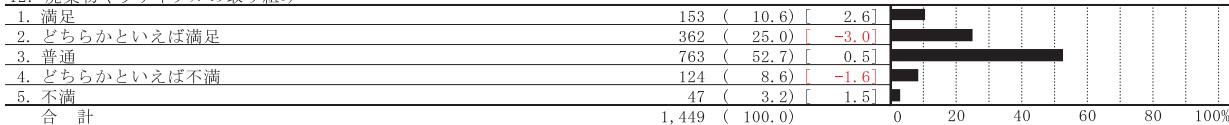
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
10. 居住地区的まちなみ景観



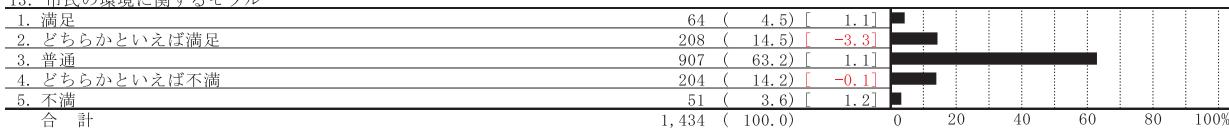
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
11. 歴史や伝統に関するまちの雰囲気



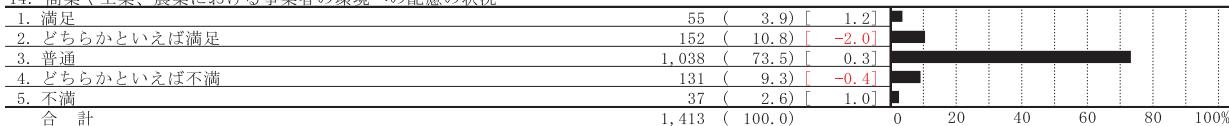
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
12. 廃棄物やリサイクルの取り組み



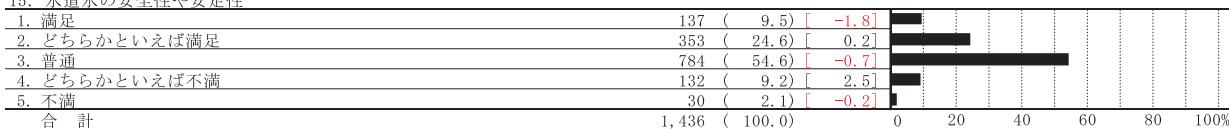
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
13. 市民の環境に関するモラル



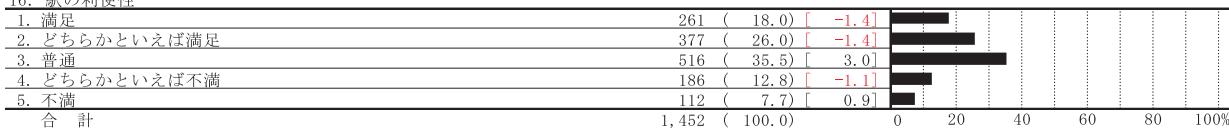
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
14. 商業や工業、農業における事業者の環境への配慮の状況



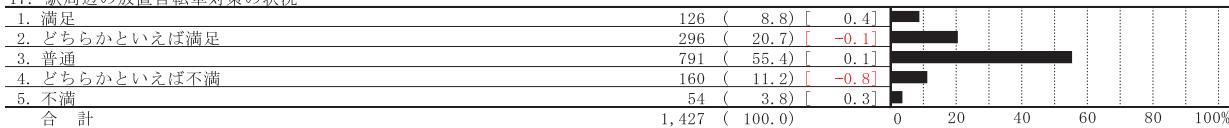
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
15. 水道水の安全性や安定性



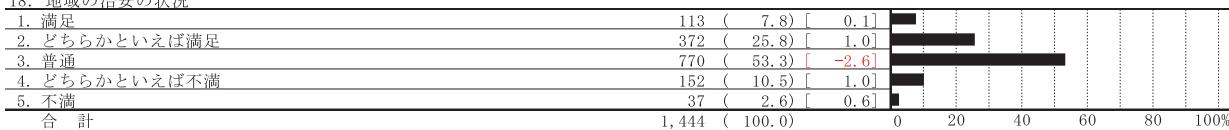
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
16. 駅の利便性



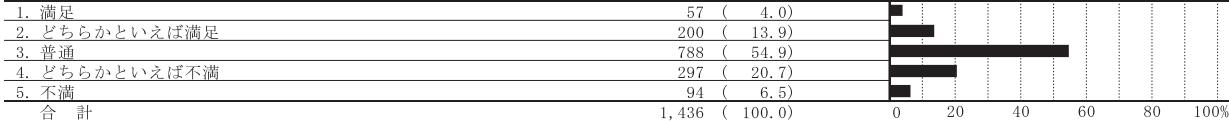
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
17. 駅周辺の放置自転車対策の状況



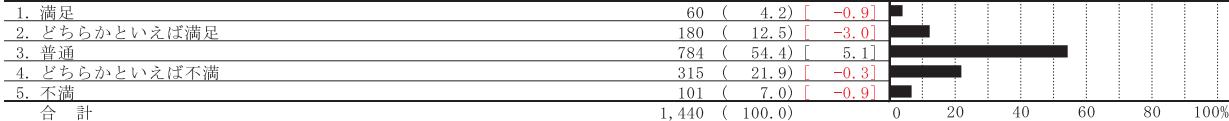
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
18. 地域の治安の状況



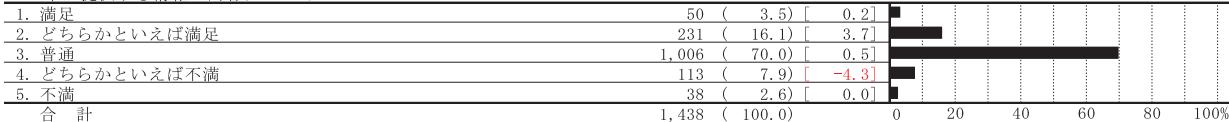
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
19. 防犯設備（防犯灯・防犯カメラなど）



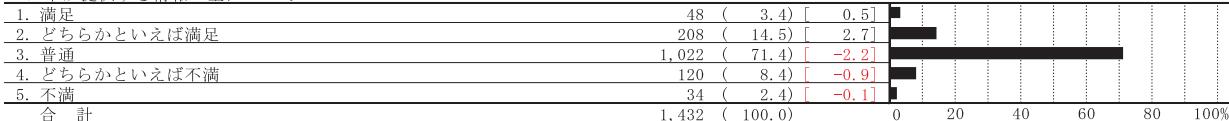
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
20. 公園の数や設備



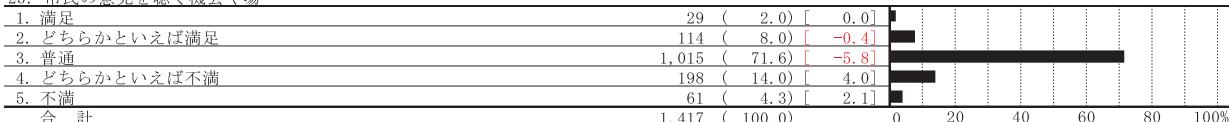
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
21. 市が提供する情報の内容について



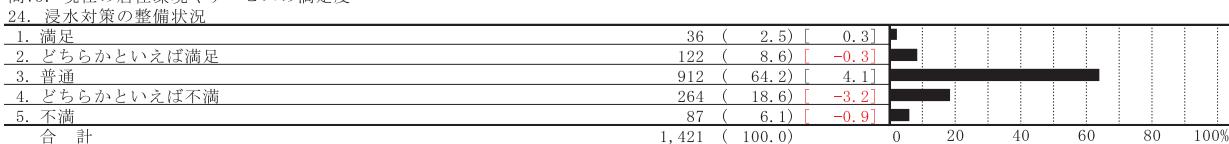
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
22. 市が提供する情報の量について



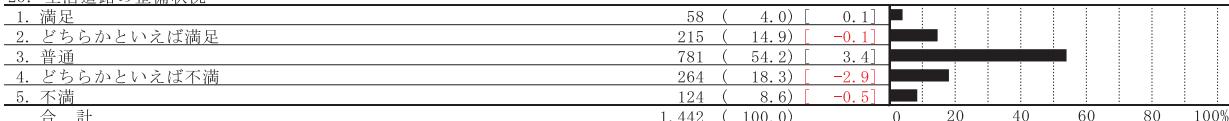
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
23. 市民の意見を聞く機会や場



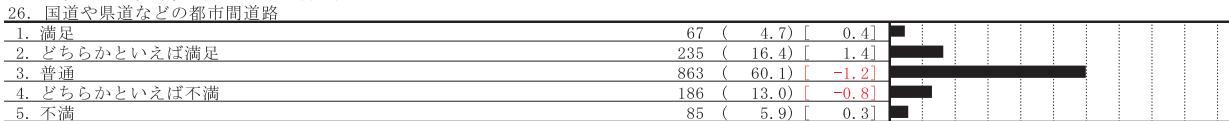
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
24. 浸水対策の整備状況



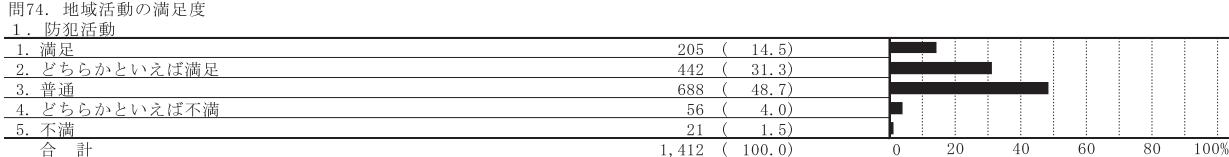
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
25. 生活道路の整備状況



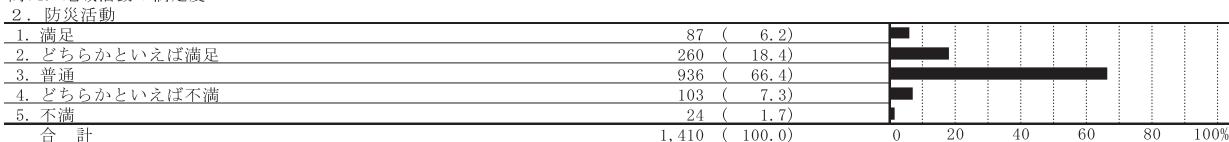
問73. 現在の居住環境やサービスの満足度
26. 国道や県道などの都市間道路



問74. 地域活動の満足度
1. 防犯活動



問74. 地域活動の満足度
2. 防災活動



問74. 地域活動の満足度
3. 福祉活動

1. 満足	85 (6.1)	███████████
2. どちらかといえば満足	225 (16.1)	███████████
3. 普通	971 (69.4)	██
4. どちらかといえば不満	90 (6.4)	██████
5. 不満	29 (2.1)	██
合 計	1,400 (100.0)	0 20 40 60 80 100%

問74. 地域活動の満足度
4. 健康活動

1. 満足	53 (3.8)	██
2. どちらかといえば満足	195 (14.1)	███████████
3. 普通	1,032 (74.5)	██
4. どちらかといえば不満	89 (6.4)	██████
5. 不満	16 (1.2)	█
合 計	1,385 (100.0)	0 20 40 60 80 100%

問74. 地域活動の満足度
5. 子育て支援活動

1. 満足	55 (4.1)	██
2. どちらかといえば満足	187 (14.0)	███████████
3. 普通	964 (72.4)	██
4. どちらかといえば不満	100 (7.5)	██████
5. 不満	25 (1.9)	█
合 計	1,331 (100.0)	0 20 40 60 80 100%

問74. 地域活動の満足度
6. 学習活動

1. 満足	56 (4.1)	██
2. どちらかといえば満足	223 (16.3)	███████████
3. 普通	974 (71.0)	██
4. どちらかといえば不満	97 (7.1)	██████
5. 不満	21 (1.5)	█
合 計	1,371 (100.0)	0 20 40 60 80 100%

問74. 地域活動の満足度
7. 環境活動

1. 満足	172 (12.1)	██
2. どちらかといえば満足	421 (29.7)	███████████
3. 普通	740 (52.1)	██
4. どちらかといえば不満	62 (4.4)	███
5. 不満	24 (1.7)	█
合 計	1,419 (100.0)	0 20 40 60 80 100%

問74. 地域活動の満足度
8. 文化活動

1. 満足	76 (5.5)	██
2. どちらかといえば満足	264 (19.1)	███████████
3. 普通	959 (69.3)	██
4. どちらかといえば不満	66 (4.8)	███
5. 不満	19 (1.4)	█
合 計	1,384 (100.0)	0 20 40 60 80 100%

問74. 地域活動の満足度
9. スポーツ活動

1. 満足	74 (5.3)	██
2. どちらかといえば満足	215 (15.5)	███████████
3. 普通	1,014 (73.1)	██
4. どちらかといえば不満	65 (4.7)	███
5. 不満	20 (1.4)	█
合 計	1,388 (100.0)	0 20 40 60 80 100%

問75. まちづくりの現在の満足度

1. 計画行政と効率経営の推進	25 (1.9) [0.6]	██
2. どちらかといえば満足	102 (7.9) [0.2]	██
3. 普通	1,007 (77.5) [-2.5]	██
4. どちらかといえば不満	136 (10.5) [1.2]	██████
5. 不満	29 (2.2) [0.5]	██
合 計	1,299 (100.0)	0 20 40 60 80 100%

問75. まちづくりの現在の満足度
2. 人材育成と組織の整備

1. 満足	20 (1.6) [0.4]	██
2. どちらかといえば満足	79 (6.1) [-0.5]	██
3. 普通	1,015 (78.8) [0.0]	██
4. どちらかといえば不満	144 (11.2) [-0.6]	██████
5. 不満	30 (2.3) [0.7]	██
合 計	1,288 (100.0)	0 20 40 60 80 100%

問75. まちづくりの現在の満足度
3. 的確な事務執行とサービス提供

1. 満足	29 (2.2) [0.0]	██
2. どちらかといえば満足	149 (11.5) [-0.4]	██████████
3. 普通	986 (76.2) [1.5]	██
4. どちらかといえば不満	98 (7.6) [-1.9]	██████
5. 不満	32 (2.5) [0.7]	██
合 計	1,294 (100.0)	0 20 40 60 80 100%

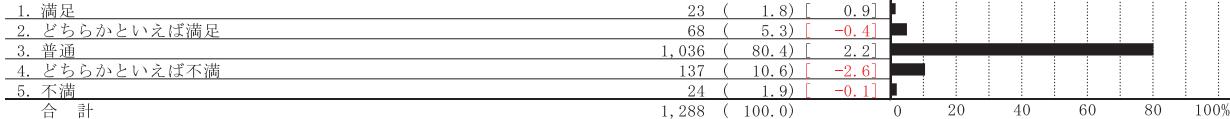
問75. まちづくりの現在の満足度

4. 地域に活力をもたらす産業・雇用の創出



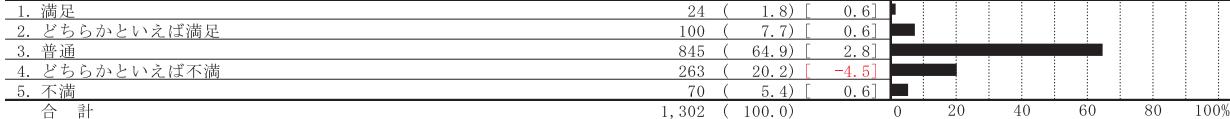
問75. まちづくりの現在の満足度

5. 農林業の振興



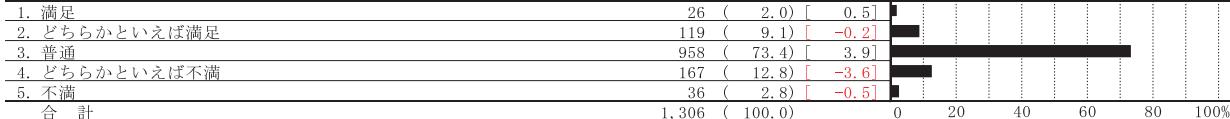
問75. まちづくりの現在の満足度

6. 観光の振興



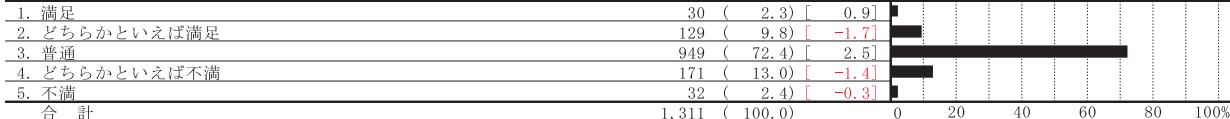
問75. まちづくりの現在の満足度

7. 防災・減災対策の推進



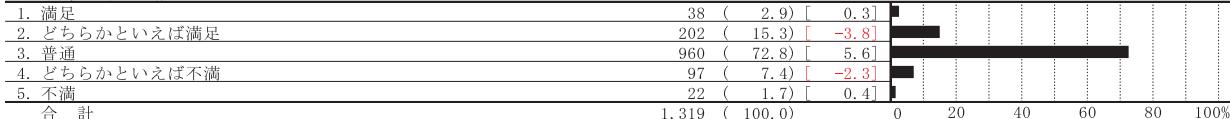
問75. まちづくりの現在の満足度

8. 防犯対策の推進



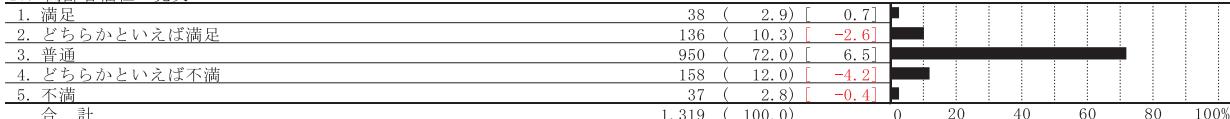
問75. まちづくりの現在の満足度

9. 健康づくりの推進



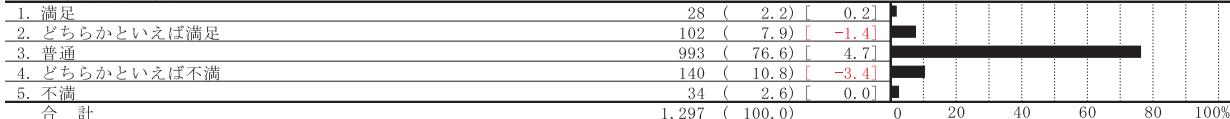
問75. まちづくりの現在の満足度

10. 高齢者福祉の充実



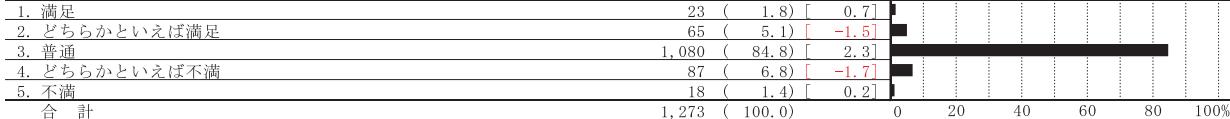
問75. まちづくりの現在の満足度

11. 疾患者福祉の充実



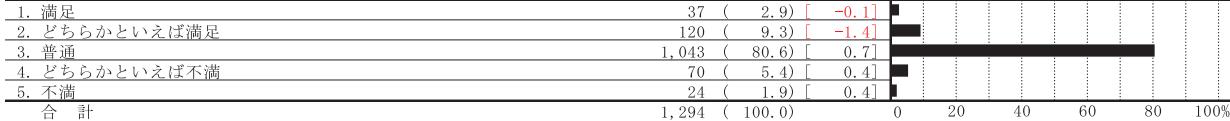
問75. まちづくりの現在の満足度

12. セーフティネットの推進



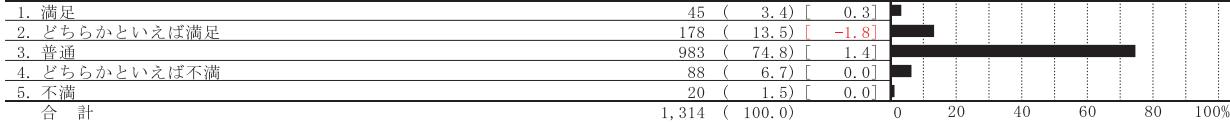
問75. まちづくりの現在の満足度

13. 人権尊重のまちづくりの推進



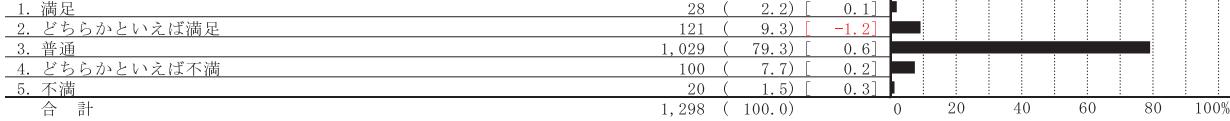
問75. まちづくりの現在の満足度

14. 地域コミュニティによるまちづくり



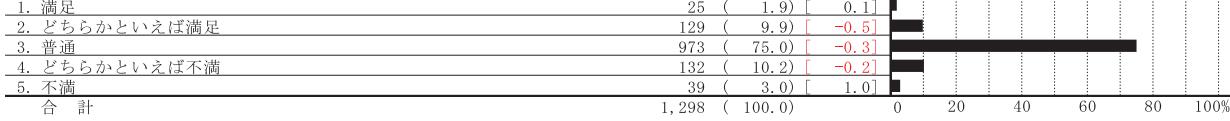
問75. まちづくりの現在の満足度

15. 地域福祉の推進



問75. まちづくりの現在の満足度

16. 開かれた市政の推進



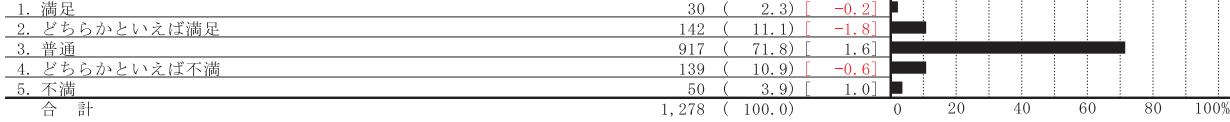
問75. まちづくりの現在の満足度

17. 子育て支援の推進



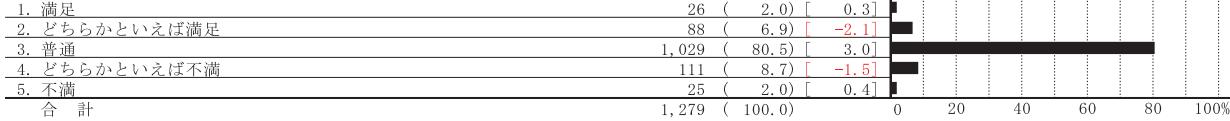
問75. まちづくりの現在の満足度

18. 学校教育の充実



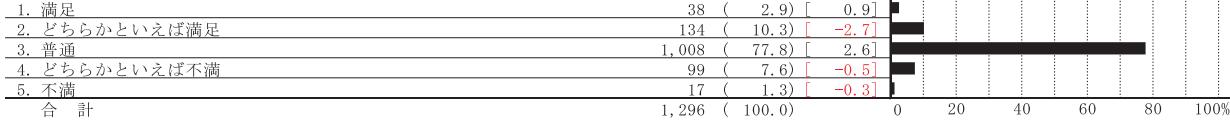
問75. まちづくりの現在の満足度

19. 青少年の健全育成



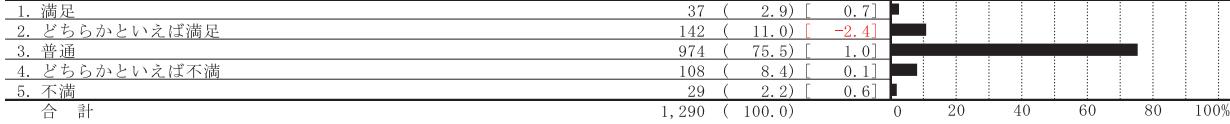
問75. まちづくりの現在の満足度

20. 生涯学習・社会教育の推進



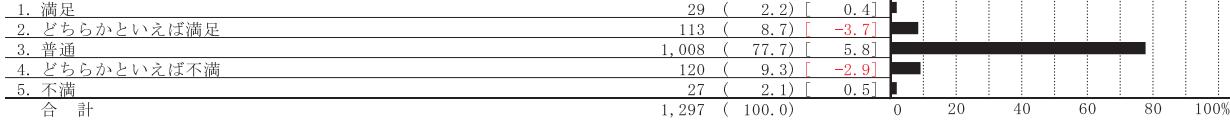
問75. まちづくりの現在の満足度

21. 歴史・文化の継承と振興



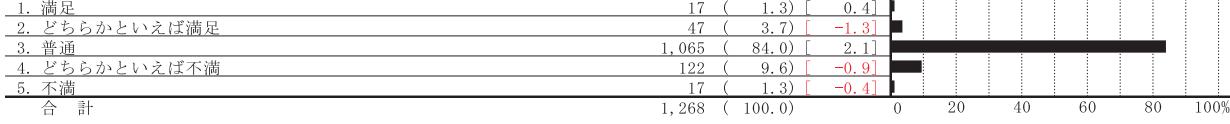
問75. まちづくりの現在の満足度

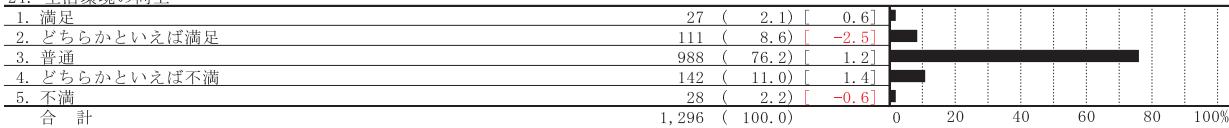
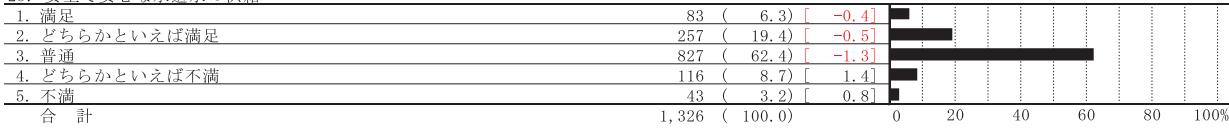
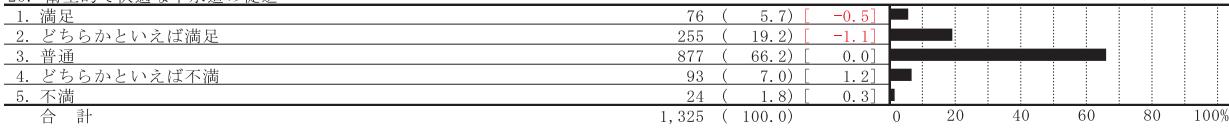
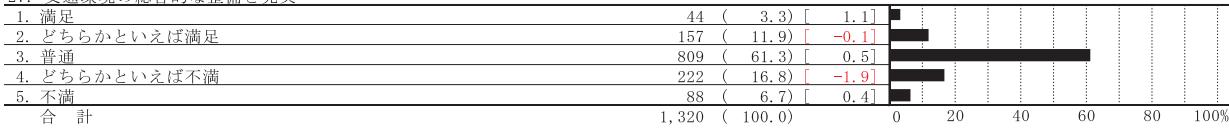
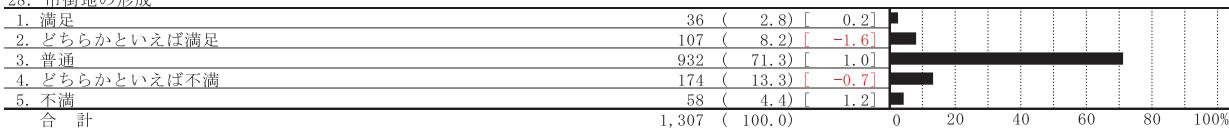
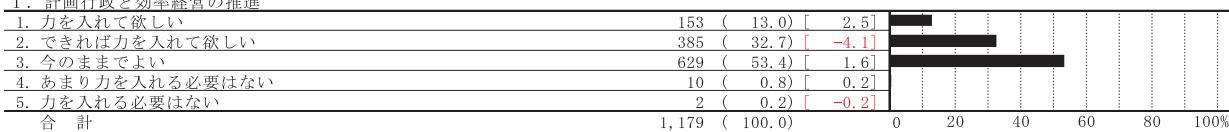
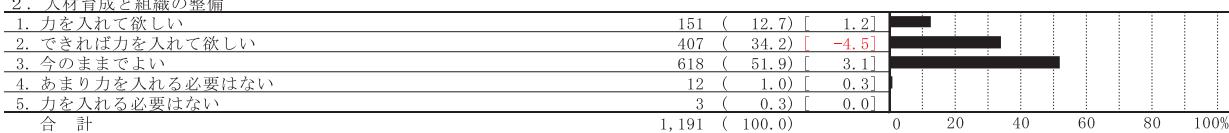
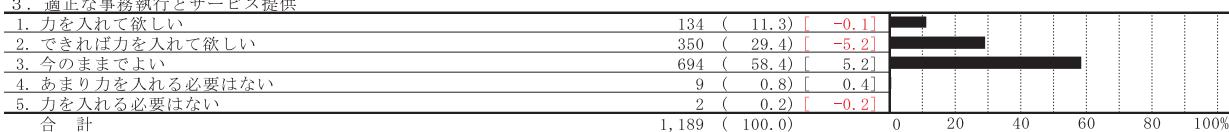
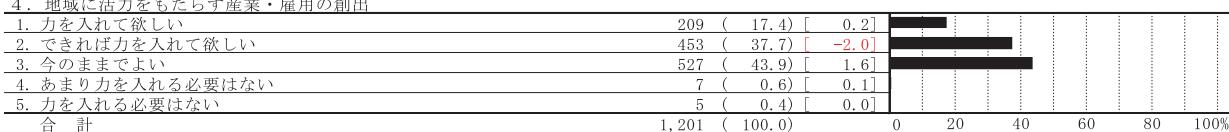
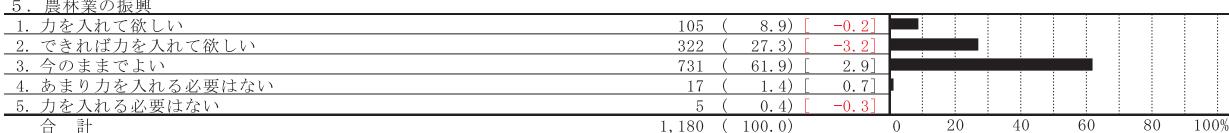
22. スポーツ・レクリエーションの推進



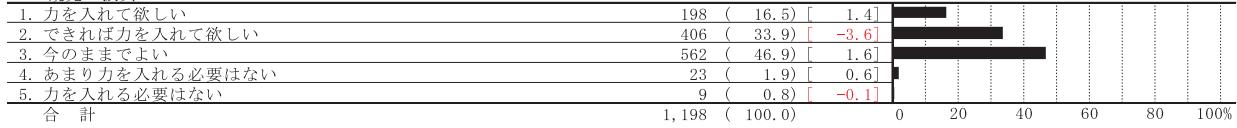
問75. まちづくりの現在の満足度

23. 循環型・低炭素社会の構築

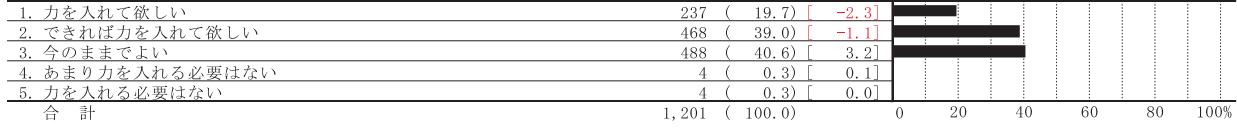


問75. まちづくりの現在の満足度
24. 生活環境の向上問75. まちづくりの現在の満足度
25. 安全で安心な水道水の供給問75. まちづくりの現在の満足度
26. 衛生的で快適な下水道の促進問75. まちづくりの現在の満足度
27. 交通環境の総合的な整備と充実問75. まちづくりの現在の満足度
28. 市街地の形成問75. まちづくりの今後の重要度
1. 計画行政と効率経営の推進問75. まちづくりの今後の重要度
2. 人材育成と組織の整備問75. まちづくりの今後の重要度
3. 滋正な事務執行とサービス提供問75. まちづくりの今後の重要度
4. 地域に活力をもたらす産業・雇用の創出問75. まちづくりの今後の重要度
5. 農林業の振興

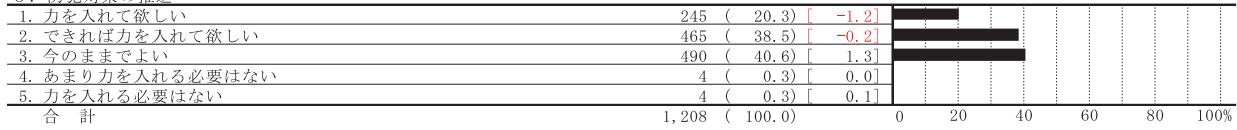
問75. まちづくりの今後の重要度
6. 観光の振興



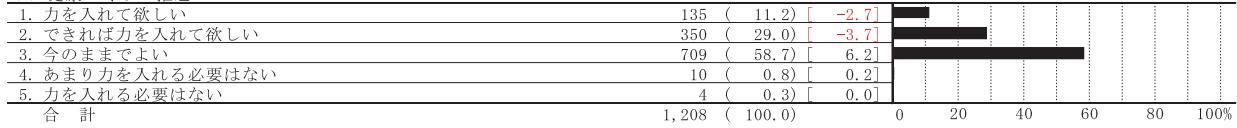
問75. まちづくりの今後の重要度
7. 防災・減災対策の推進



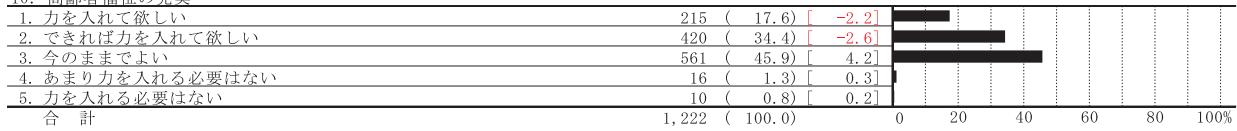
問75. まちづくりの今後の重要度
8. 防犯対策の推進



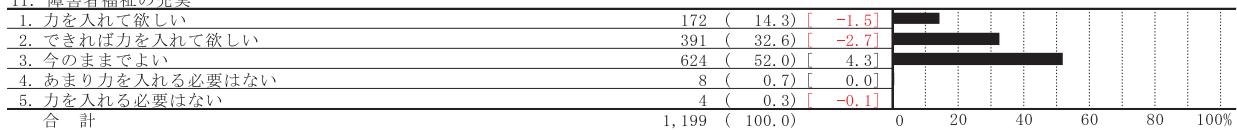
問75. まちづくりの今後の重要度
9. 健康づくりの推進



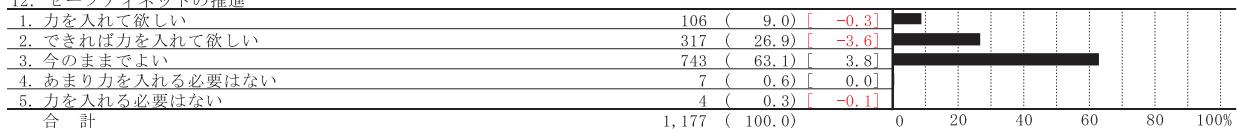
問75. まちづくりの今後の重要度
10. 高齢者福祉の充実



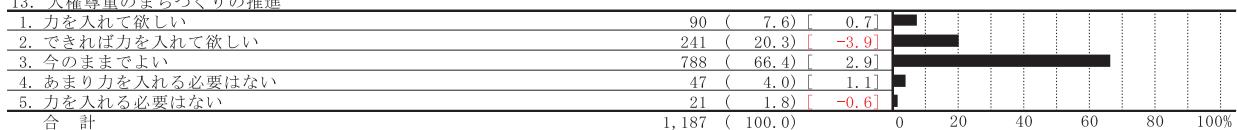
問75. まちづくりの今後の重要度
11. 障害者福祉の充実



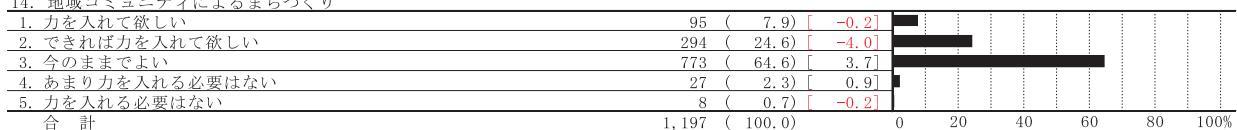
問75. まちづくりの今後の重要度
12. セーフティネットの推進



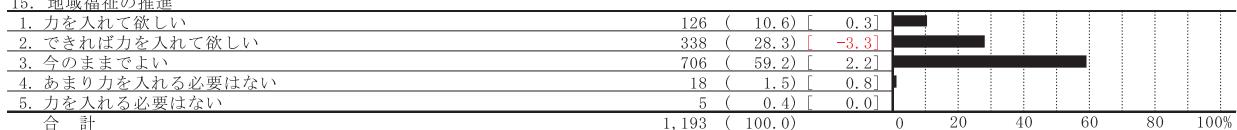
問75. まちづくりの今後の重要度
13. 人権尊重のまちづくりの推進

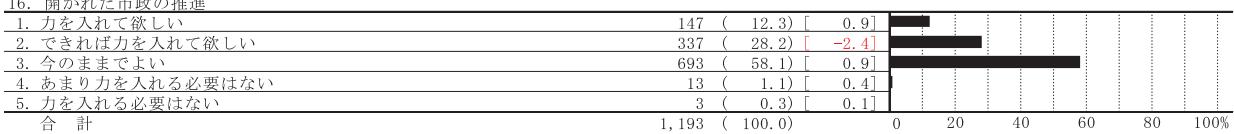
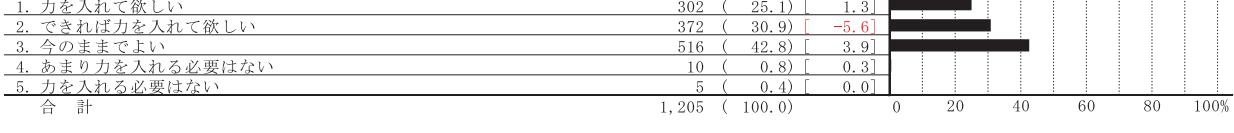
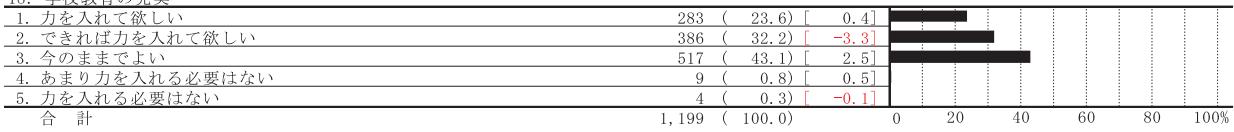
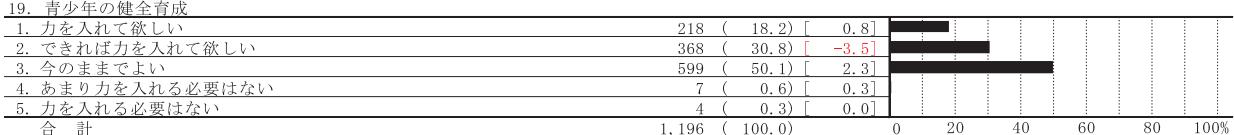
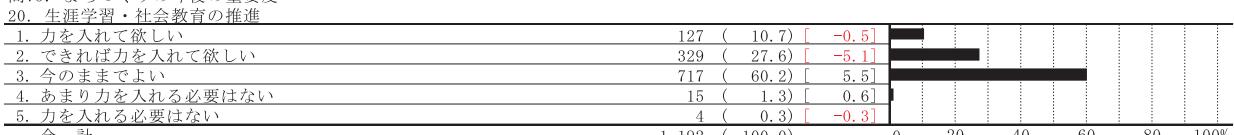
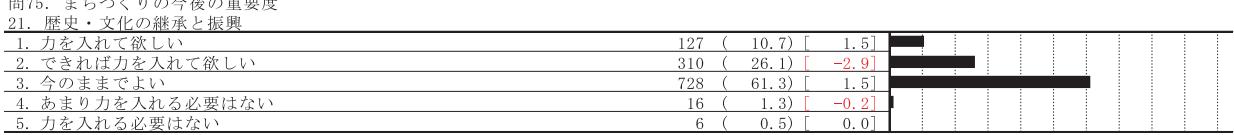
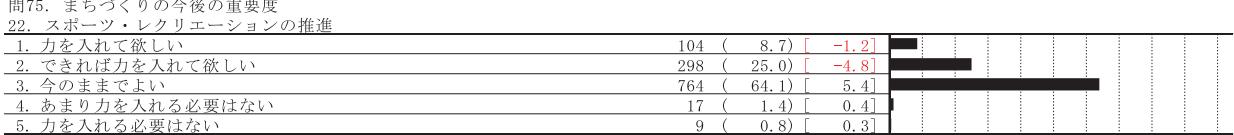
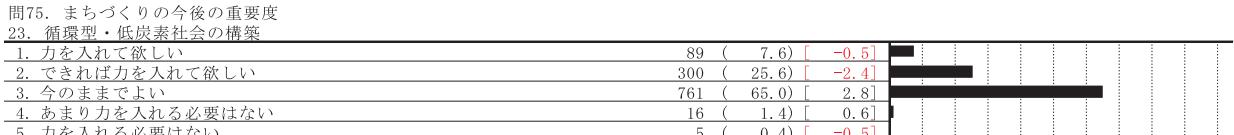
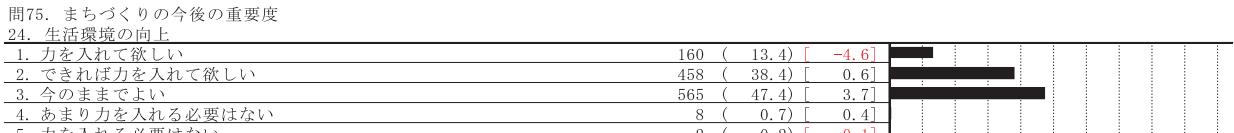
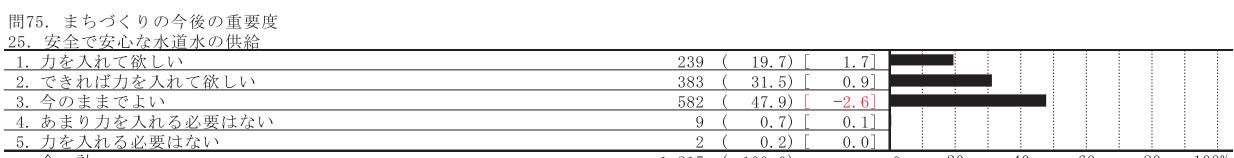


問75. まちづくりの今後の重要度
14. 地域コミュニティによるまちづくり

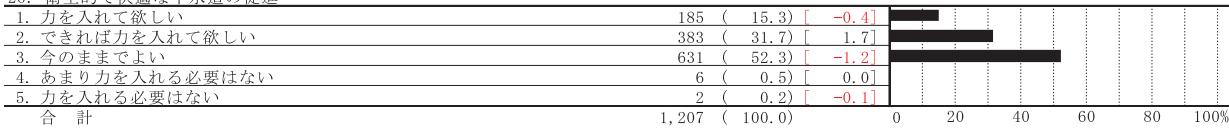


問75. まちづくりの今後の重要度
15. 地域福祉の推進

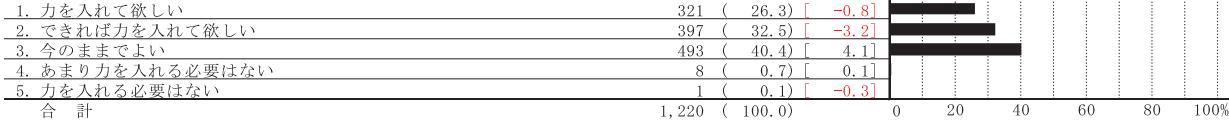


問75. まちづくりの今後の重要度
16. 開かれた市政の推進問75. まちづくりの今後の重要度
17. 子育て支援の推進問75. まちづくりの今後の重要度
18. 学校教育の充実問75. まちづくりの今後の重要度
19. 青少年の健全育成問75. まちづくりの今後の重要度
20. 生涯学習・社会教育の推進問75. まちづくりの今後の重要度
21. 歴史・文化の継承と振興問75. まちづくりの今後の重要度
22. スポーツ・レクリエーションの推進問75. まちづくりの今後の重要度
23. 循環型・低炭素社会の構築問75. まちづくりの今後の重要度
24. 生活環境の向上問75. まちづくりの今後の重要度
25. 安全で安心な水道水の供給

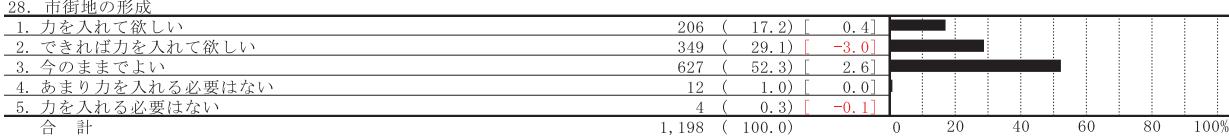
問75. まちづくりの今後の重要度
26.衛生的で快適な下水道の促進



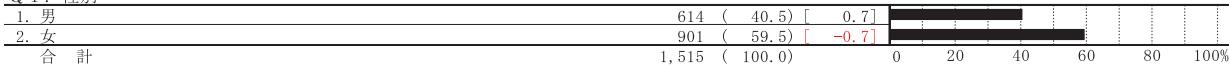
問75. まちづくりの今後の重要度
27. 交通環境の総合的な整備と充実



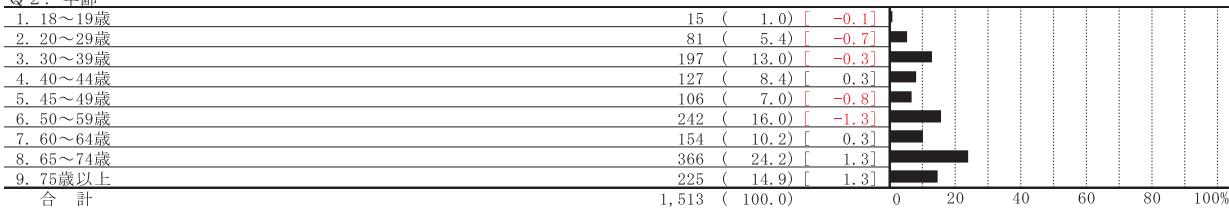
問75. まちづくりの今後の重要度



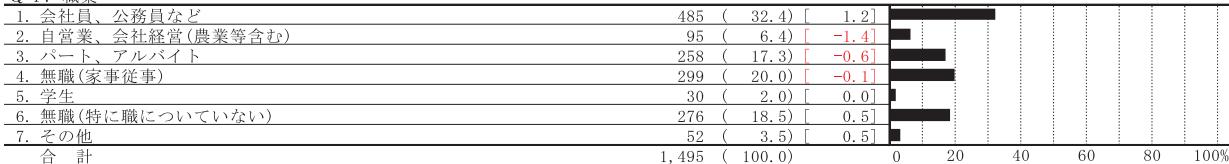
Q 1. 性別



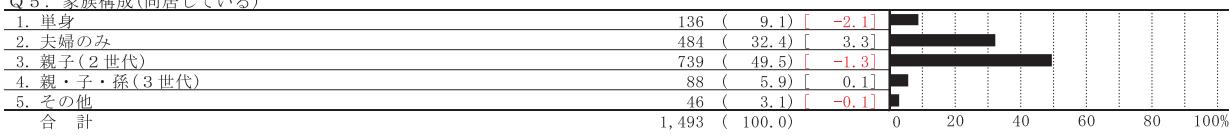
Q 2. 年齢



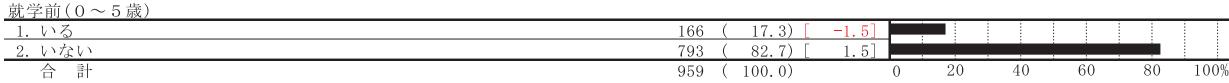
Q 4. 職業



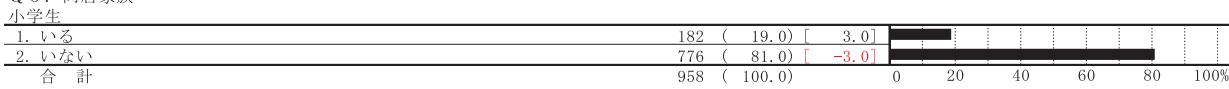
Q 5. 家族構成(同居している)



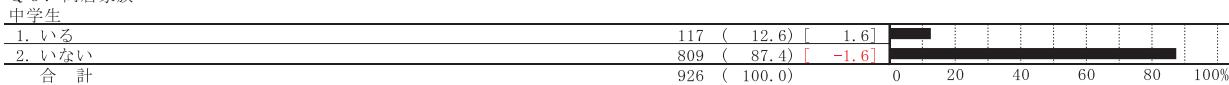
Q 6. 同居家族



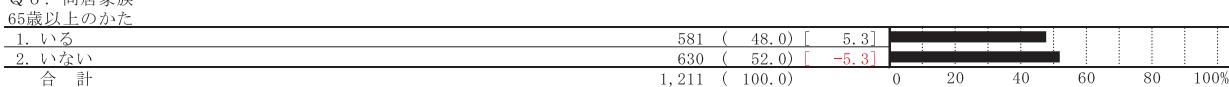
Q 6. 同居家族



Q 6. 同居家族



Q 6. 同居家族



Q 7. 居住年数

1. 1年未満	31 (2.1) [-0.7]	
2. 1年以上3年未満	75 (5.0) [-0.2]	
3. 3年以上5年未満	63 (4.2) [-1.4]	
4. 5年以上10年未満	149 (9.9) [-0.2]	
5. 10年以上20年未満	310 (20.5) [-1.7]	
6. 20年以上	729 (48.3) [1.9]	
7. 生まれたときから	152 (10.1) [-0.9]	
合 計	1,509 (100.0)	

Q 8. (Q 7で1~6とお答えの方)あなたが筑紫野市へ転入された主な理由は何ですか

1. 自分(または家族)の就職や転勤のため	284 (21.6) [-0.2]	
2. 自分(または家族)の事業や商売のため	34 (2.6) [0.0]	
3. 自分(または家族)の結婚のため	209 (15.9) [-2.5]	
4. 自分(または家族)が市内に住宅を確保したため	656 (50.0) [2.1]	
5. 自分(または家族)の学業のため	31 (2.4) [0.9]	
6. その他	99 (7.5) [-0.2]	
合 計	1,313 (100.0)	

今後の筑紫野市のまちづくりに関する意見

1. 記入あり	448 (29.3) [2.4]	
2. 記入なし	1,083 (70.7) [-2.4]	
合 計	1,531 (100.0)	

第六次筑紫野市総合計画

発行年月：令和2（2020）年4月

発 行：福岡県筑紫野市

編 集：企画政策部企画政策課

〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎一丁目1番1号

TEL：092-923-1111 FAX：092-923-1134



福岡県筑紫野市